内 閣 府 食 品 安 全 委 員 会

平成１５年度食品安全確保総合調査

イギリス及びカナダの食品の安全に係る
緊急時対応に関する調査報告書
（イギリス調査分）

平成 16 年３月

株式会社 ＵＦＪ総合研究所

【 目 次 】

第 1 章 BSE 問題の発生 1

1. BSE を含むプリオン病 1

2. BSE 発生からの対策（1985 年～1990 年） 4

3. BSE に対する認識の変化（1990 年～1996 年） 5

4. BSE Inquiry（1997 年～2000 年） 8

5. 英国における BSE 発生の推移 9

第 2 章 食品基準庁（FSA）設立に至るまでの議論の流れ 11

1. 構想段階 11

2. 食品基準法案と食品基準庁（FSA）の設立 15

第 3 章 英国における食品安全体制（FSA） 20

1. FSA の概要 20

2. FSA の基本的使命と戦略計画 21

3. FSA の組織構成 23

4. FSA の規模 29

5. FSA による研究・調査 30

6. FSA と他の機関との関係 31

7. 食品緊急時におけるリスク管理 35

8. FSA における BSE 対策 44

9. 食品基準に対する英国市民の意識 47

10. 英国議会下院決算委員会による FSA のレビュー 50

参考文献

資料 1 ..... BSE 年表

資料 2 ..... 牛海綿状脳症（BSE）年表（2002 年 12 月 31 日現在）

資料 3 ..... 食品基準法（Food Standards Act 1999）

資料 4 ..... 環境・食料・農村地域省（DEFRA）と FSA との協定

第 1 章 BSE 問題の発生

1. BSE を含むプリオン病

(1) BSE の概要

BSE（牛海綿状脳症:Bovine Spongiform Encephalopathy 以下 BSE とする。）とは、牛科の動物において脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病であり、狂牛病（Mad Cow Disease）とも呼ばれている。

BSE は、プリオン病（prion disease）と呼ばれる致死性の神経疾患に分類される。プリオン（Prion:Proteinaceous Infectious Particles）は、核酸を持たないタンパク質であり、プリオン病の感染物質としてプルシナーによって名付けられたものである。

BSE は、1986 年 11 月に英国の CVL（中央獣医研究所:Central Veterinary Laboratory 以下 CVL、現在の VLA (獣医研究所:Veterinary Laboratories Agency 以下 VLA とする)）において初めて報告された。もともと羊における海綿状脳症であるスクレイピー（Scrapie）は約 270 年前から発見されていたが、このような海綿状脳症が牛にも発生することが発見されたのは、これが最初であった。1986 年に英国で報告されて以降、1989 年にアイルランド、1990 年にポルトガルとスイスというように次々と発生が報告され、日本では 2001 年に千葉県で初めて発生が報告された。

図表 1-1 各国における BSE 発生推移（単位：頭）

	1987以前	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	各国発生件数計
オーストリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3	9	46	38	15	3	121
カナダ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		2
チェコ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	1	9
デンマーク	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3	2	0	13
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1
フランス	0	0	0	0	5	0	1	4	3	12	6	18	31	161	274	239	137		891
ドイツ	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	2	0	0	7	125	106	54	7	305
ギリシャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1
アイルランド	0	0	15	14	17	18	16	19	16	73	80	83	91	149	246	333	183	24	1,377
イスラエル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		1
イタリア	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	48	38	29		117
日本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	4	2	11
リヒテンシュタイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0		2
ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	20	24	19	2	73
ポーランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	2	11
ポルトガル	0	0	0	1	1	1	3	12	15	31	30	127	159	149	110	86	133	8	866
スロバキア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	2	1	14
スロベニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1		3
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	82	127	167	25	403
スイス	0	0	0	2	8	15	29	64	68	45	38	14	50	33	42	24	21	0	453
英国	446	2,514	7,228	14,407	25,359	37,280	35,090	24,438	14,562	8,149	4,393	3,235	2,301	1,443	1,202	1,144	612		183,803
合 計	**446**	**2,514**	**7,243**	**14,424**	**25,390**	**37,316**	**35,140**	**24,542**	**14,664**	**8,310**	**4,553**	**3,487**	**2,637**	**1,956**	**2,215**	**2,179**	**1,389**	**75**	**188,480**

出典）OIE(国際獣疫事務局:Office International des Epizooties 以下 OIE とする）“Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) worldwide (Updated:12 Mar.2004)”及び OIE “Number of cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) reported in the United Kingdom (Updated: 27.Feb.2004)”より

BSE の潜伏期間は数年にわたり、臨床症状は多岐にわたっている。BSE に感染した牛は、なかには急激な進行が認められるものもあるものの、多くは数週間から 1 か月の間で緩やかな症状の進行が認められる。典型的な症状は限定されないが、次のような症状が組み合わさって認められる[1]。

・神経質
・角（かど）を曲がること、囲い込み場に入ること、ミルクを搾ること等を拒む
・他の牛やヒトに襲いかかる
・頭を下げたまま怯えた様子をみせる
・ハイステップ歩調（特に後脚）
・起きあがることが困難
・皮膚の震え
・体調不良　等

診断は、と畜後脳組織を破砕した乳剤（脳乳剤）を用い、BSE に特徴的な PrP^{sc}（異常プリオン:Scrapie form of Prion Protein）の有無を抗体に付いた酵素の色の変化により判定するエライザ法（ELISA test:Enzyme-linked immunosorbent assey）、脳病理組織切片を PrP^{sc} に反応する抗体で染色する免疫組織化学（Immunocytochemistry）検査法及び正常プリオンは分解するが PrP^{sc} は分解しない酵素を反応させた後、電気泳動法により識別するウェスタンブロット法（Westernblot test）などの検査方法が利用される。

BSE の感染は、牛を飼育する際に使用する、牛や羊の臓器を用いて作られた MBM（肉骨粉:Meat and Bone Meal 以下 MBM とする）の原料に、BSE に感染した牛またはスクレイピーに感染した羊が原料として混入されたことが原因とされるが、詳細な起源については明らかになっていない。

(2) TSE

TSE（伝達性海綿状脳症:Transmissible Spongiform Encephalopathy 以下 TSE とする）とは、プリオン病の中でも伝達性（感染性）を有するものの総称である。代表的なものとして、羊におけるスクレイピー、TME（伝達性ミンク脳症:Transmissible Mink Encephalopathy 以下 TME とする）、CWD（シカ慢性消耗性疾患:Chronic Wasting Disease 以下 CWD とする）、BSE、FSE（ネコ科海綿状脳症:Feline Spongiform Encephalopathy 以下 FSE とする）などがある。

このうちスクレイピーは、動物において最も症例が多いプリオン病である。羊に発症する疾病で、病名は「ひっかく＝scrape」に由来する。スクレイピーの症状としては、柵などで皮膚を掻く、皮膚を噛むなどの行為が特徴的である。記録上、最初にスクレイピーが

[1] DEFRA（環境・食料・農村地域省：Department for Environment, Food and Rural Affairs 以下 DEFRA とする）動物健康福祉ホームページ（http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/bse-science/level-4-bse.html#symptoms）参照。

発見されたのは、約 270 年前とされる。スクレイピーは、スペインからヨーロッパ各地に広がったとみられており、それ以外の地には、19 世紀になって英国の植民地拡大に伴い世界中に広がったといわれている。しかしながら、オーストラリアとニュージーランドでは発見されていない。また、羊からヒトに対して海綿状脳症が伝達したという報告はない。

その後、1947 年にミンクの海綿状脳症である TME が北米及びヨーロッパで発見され、1967 年には北米で CWD が、1985 年に英国において BSE が、1990 年に英国で FSE の発見が報告されている。

⑶ ヒトにおけるプリオン病

1960 年代にニューギニアの高地民族（Fore 族）に多発していた Kuru（クールー）というヒト神経疾患の調査が行われ、その疾患が感染によって引き起こされることが明らかにされた。その根拠となったのは、①Kuru で死亡した患者の脳乳剤をチンパンジーに接種する伝播実験を行ったところ、同じ病気が発症したこと、②高地民族の儀式的食人習慣を禁止したところ Kuru の発症が終焉したこと、による。神経病理学的に Kuru と同じような海綿状脳症を示す CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病: Creutzfeldt-Jacob Disease 以下 CJD とする）や羊のスクレイピーも同様の病気である可能性が推定され、CJD がチンパンジーに感染することが間もなく証明された。

ヒトが発症する Kuru や CJD は、神経変性疾患として注目された後、ウィルス感染症ではないかと疑われたが、ウィルスの存在は証明されない一方で、羊におけるスクレイピーと共通する、特異なプリオンと呼ばれる核酸を持たないタンパク質の存在が認められたことから、プリオン病と呼ばれるようになった。

CJD は、元来、発生率が世界規模で 100 万人に 1 人前後であるといわれている。1920 年代に H. G. Creutzfeldt により第 1 例が、A. Jacob により 4 例がそれぞれ報告された。現在、職業や地域、食生活との関連は認められておらず、原因は明らかでないが、中枢神経に存在するプリオンタンパク質の変異が原因であるとするプリオン学説が有力である。[2]

vCJD（変異型 CJD: variant form of CJD 以下 vCJD とする）は、1996 年に報告された新型の CJD である。発症はフランスでの 6 例の報告、アイルランド、イタリア、カナダ及び米国での 1 例の報告を除くと英国に限定される。英国では 1995 年を最初として 2004 年 2 月 2 日までに 146 例が報告されており（神経病理学的所見によって確認されていない 36 例を含む）、うち 139 例は既に死亡している。フランスの一部の症例とアイルランド、アメリカ、カナダの症例は、英国での長期滞在の経験があり、英国において BSE 感染源に曝露したことが感染原因と考えられている。

vCJD は、発症年齢が中年～老年期である一般的な CJD と比べて低く、20 歳代となって

[2]「英国を中心とした欧州における狂牛病による変異型クロイツフェルトヤコブ病に関する調査研究報告書」（平成 14 年度行政官短期在外研究報告書　鈴木章記）に詳しい

いる。現段階における知見では、牛の BSE から感染したとする見方が有力である。

一般に CJD は、孤発性 CJD、遺伝性（家族性）CJD または医原性 CJD の３つのタイプに分類されており、vCJD はそれらとは異なるものと考えられている。

図表 1-2 伝達性海綿状脳症

ヒト	クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD） －孤発性 －家族性 －医原性 －変異型(vCJD) ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー症候群（GSS） クールー病 致死性不眠症（家族性・孤発性）
羊・山羊・ムーフロン	スクレイピー
ミンク	伝達性ミンク脳症
ミュール・オジロシカ、ロッキーヘラジカ	シカ慢性消耗性疾患（CWD）
牛	牛海綿状脳症（BSE）
ネコ	ネコ海綿状脳症（FSE）
クドゥス、ゲムズボック、ニャラ、オリックス、エランド、チーター、ピューマ、トラ、オセロット、バイソン、アンコレ、ライオン	BSE禍と同時期に海綿状脳症が発見された
※ BSE、vCJD、FSE、クドゥス・ニャラの海綿状脳症から生物学的に区別できないTSE伝達物質が発見されている	

出典）FSA“Review of BSE controls”

2. BSE 発生からの対策（1985 年～1990 年）

BSE に感染した牛が初めて発見されたのは 1985 年である。ただし、この症例は海綿状脳症の診断には至っておらず、CVL が BSE を認知したのは 1986 年 11 月であった。

1988 年 4 月にサウスウッド卿を議長とするサウスウッド作業部会（Southwood working party）の設置が発表され、6 月より BSE に関する議論が行われた。これと同時期の 1988 年 6 月には BSE 命令が制定され、7 月から反すう動物（牛・羊・山羊等）を原料とした飼料の使用禁止が実施された。ただし、これは反すう動物への給餌の禁止に限られ、豚や家禽には依然として給餌可能であったため、禁止措置が徹底せず、また、他国の豚・家禽用としての輸出が増加することになった。

8 月には BSE 感染牛をフードチェーンへ流入する事を禁止するために牛生産業者への補償が求められた。検討の結果として、陽性が確認された場合には最高 50%、陰性であった場合は最高 100%の補償が行われることになった。

1989 年 2 月にサウスウッド作業部会の報告書が提出された。ヒトへの感染可能性については、「BSE が人の健康に影響を及ぼす事は極めて考えにくい」（同報告書）と結論付けたが、CJD の発生状況は追跡するよう勧告した。

1989 年 11 月には、人間が消費する食品への SBO（牛特定臓器:Specified Bovine Offal）（以下 SBO とする）の使用禁止が実施された。1990 年 5 月には、サウスウッド作業部会の後を継いだティレル委員会の報告書（The Tyrrell Report: 1990 年 1 月）に基づき、DoH

（保健省:Department of Health 以下 DoH とする）とスコットランド地方政府の資金提供により、CJD 調査が再開され、NCJDSU（ナショナル CJD サーベイランスユニット : National CJD Surveillance Unit 以下 NCJDSU)が設立された。

同月、FSE が発表されると、すぐに BSE との関係が取り沙汰された。英国民は確かな証拠の無いまま、BSE の病原体が食品を通じてネコに感染したとの疑念を抱くようになった。そして英国内では、牛肉製品をボイコットする動きや、多くの学校で給食メニューから牛肉が外されるなど、パニック状態になった。事態を鎮静化するため政府側からは同時に農業・漁業・食料大臣(当時)John Gummer 氏による「英国産牛肉は全く安全である」との発表や、彼が幼い自分の娘にハンバーガーを与えている映像が大きく報道されるなど、牛肉の安全性が強調された。また同年 9 月にはあらゆる動物飼料へと SBO の利用禁止が拡大された。これに加えて他の EU 加盟国への SBO の輸出も禁止された。

3. BSE に対する認識の変化（1990 年～1996 年）

BSE のヒトへの伝達可能性について英国政府は、サウスウッド報告を根拠に否定的見解を示してきた。しかし、1995 年に若年者の CJD 症例（後に vCJD と確認される）が発見され、同年 8 月の NCJDSU の報告では、BSE 感染牛を飼っていた農家における CJD 発症率が明らかに高いことが言及された。

これらを基に SEAC（海綿状脳症諮問委員会:Spongiform Encephalopathy Advisory Committee 以下 SEAC とする）は、1996 年 3 月 16 日に 42 歳以下で発症した 10 症例の CJD について検討を行った。そして、NCJDSU が「これまで認識されていない、整合性のある疾病パターン」を発見したとする声明で合意し、3 月 20 日に SEAC は、直接の証拠はないが、最もあり得る説明はこれらの症例が 1989 年の SBO 禁止以前の BSE への曝露と関連している事である、と発表した。同日、このことは Dorrell 保健大臣によって議会において発表され、政府が主張してきた BSE のヒトへの伝達可能性の否定は覆されることとなった。

これにより野党やマスコミ、一般市民などから政府への不信が起こり、強い批判が浴びせられた。また、牛肉などへの不安が高まったことで、この年の牛肉消費量は前年比で約 20%減少した[3]。輸出量も牛やその加工製品の EU への輸出が 3 月 27 日から禁止[4]されたことが主因となり激減した。

[3] DEFRA “Agriculture in the United Kingdom”.
[4] European Commission Decision（96/293/EC）。

図表 1-3 英国での主な BSE を巡る対策の歴史

1986 年 11 月	CVL にて BSE を確認。
1988 年 7 月 18 日	BSE 命令 1988（Bovine Spongiform Encephalopathy Order 1988 (SI 1988/1039)）に基づき、反すう動物を原料とする飼料の給餌が禁止された。
1988 年 12 月 22 日	人獣共通感染症命令（Zoonosis Order 1988 (SI 1988/2264)）で、BSE が人獣共通感染症に指定され、1981 年動物衛生法（Animal Health Act 1981）の下で人間への BSE の感染を防ぐための権力行使が可能になった。
1989 年 2 月 9 日	サウスウッド報告書 人間への BSE 感染リスクは極めて低い、との記述。
1989 年 6 月 10 日	ティレル報告書 CJD 症例のサーベイランスが最優先課題の一つに挙げられる。
1989 年 11 月 13 日	牛特定臓器（禁止）命令 1989 (SI 1989/2061)により、人間による SBO の消費が禁止された。
1990 年 4 月 3 日	SEAC（海綿状脳症諮問委員会：Spongiform Encephalopathy Advisory Committee 以下 SEAC とする）設立の発表
1990 年 5 月	NCJDSU の設立
1995 年 5 月 21 日	Stephen Churchill が 18 歳で死亡。後に vCJD の最初の犠牲者と確認される。
1995 年 12 月 15 日	牛特定臓器（修正）命令 1995 (SI 1995/3246)により、牛脊柱の機械回収肉への利用が禁止された。
1996 年 3 月 20 日	BSE と vCJD の関連を政府が発表（NCJDSU がこれまで認識されていない疾病パターンを発見したと発表した。SEAC は、直接の証拠はないが、最もあり得る説明はこれらの症例が、1989 年の SBO 禁止導入以前の BSE への曝露と関連していることである、と結論づけた。）
1996 年 3 月	牛肉（緊急管理）命令 1996 (SI 1996/961)により、月齢 30 か月以上の牛の肉を人間が消費することが禁止された。

出典）BSE Inquiry より作成

参考：SEAC について[5]

①概要

SEAC は、DEFRA（環境・食料・農村地域省: Department for Environment, Food and Rural Affairs 以下 DEFRA とする）、DoH（保健省: Department of Health 以下 DoH とする）、FSA（食品基準庁: Food Standards Agency 以下 FSA とする）が共同出資する、独立した、省ではない公的諮問機関（advisory non-departmental public body）である。法律によって設置根拠が定められているのではなく、政府の意思により設立された。

委員は、Peter G. Smith 教授を議長に計 13 名（2003 年 6 月現在）であり、Commissioner for Public Appointments による code for public appointments に沿って任命される。資金は DEFRA が全額を出資し、その 33%を DoH から、20%を FSA から請求している。委員には会議とその準備に対して謝礼(fees)が支払われる。議長には 1 日当たり 151 ポンドが支払われている。会合は公開で行われ、登録者は傍聴可能である。会合前には議事次第が Web で公開され、議事録(minutes)も公開されている。また、会合の最後には Q&A Session が設けられることもあり、メディア等からの質問を受け付けている。

②歴史

1990 年 4 月にティレル委員会を継承して SEAC が設立された。これまでに 80 回を超える会合(meeting)が開催されている。

③任務（terms of reference）

他の関連組織の付託事項を考慮しながら、DEFRA、DoH、関係機関、FSA に対して科学的根拠に基づいた意見を提供することである。

④構成

・本委員会 (main committee)

・小委員会 (subgroup)

SEAC 議長は、大臣の承認を得て特別な任務を有する小委員会を設立することができる。

疫学小委員会は 1997 年 9 月に設立。任務は、vCJD 疫学の情報の評価と、疾病の傾向について出来る限りの勧告を行うことである。

・作業部会 (working group)

ACDP（危険病原体諮問委員会: Advisory Committee on Dangerous Pathogens 以下 ACDP とする）と共同で、作業部会を設立している。任務は、仕事 (work activities)上の TSE（を媒介するもの）への曝露のリスクについての検討、リスクを最小限にするための手引きの作成、ACDP と SEAC の本委員会の求めに応じて意見を述べることである。

・事務局 (secretariat)

DEFRA、DoH、FSA にそれぞれ設置されていたが、2002 年 9 月に一本化されている。

[5] SEAC Website（http://www.seac.gov.uk/）CODE OF PRACTICE FOR THE SEAC (Revised July 2003) SEAC ANNUAL REPORT April 2001 – March 2002

4.BSE Inquiry（1997 年～2000 年）

1997 年 12 月 22 日に英国議会で、BSE Inquiry の実施が発表され、翌年 1 月 12 日に活動を開始した。その目的は、1996 年 3 月 20 日にヒトへの BSE 感染の可能性があると英国政府が公表した時点までの英国における BSE 及び vCJD の発生、認知及び対応を調査し、その当時の知見を考慮に入れながら、その適切性を検証し、農業・漁業・食料（当時）大臣、保健大臣、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの担当大臣にそれぞれ報告を行うことであった[6]。BSE Inquiry はフィリップス卿を委員長として行われ、1998 年から予備的ヒアリングを開始し、各政府省庁の支援を受けながら、BSE 及び vCJD 問題に深く関わった公務員や、科学者、行政官、vCJD の犠牲者の家族、畜産業者及びその他の商業関係者、消費者代表、前大臣、その他の人々など、合計 630 人以上に対するヒアリング調査を行った。そして報告書は、2000 年 10 月に下院で発表された。

この報告書の主要な結論は以下のようなものであった[7]。

・BSE は人間に対しても致命的な疾病であり、また大規模な家畜の処理という面で、畜産業者にも大きな損害を与えている。

・反すう動物の飼料に動物タンパクを再利用したことが BSE の原因である。

・1996 年 3 月時点までの BSE への対応には、多くの不十分な点が存在した。賢明な対応もなされたが、それらの多くは時宜に適したものではなく、また適切に執行されなかった。

・1996 年以前における、BSE は人体にとって有害ではないとの認識が、人体の健康保護への政策的措置に影響を与えていた。

・BSE への対応において、MAFF（農業・漁業・食料省 (当時):Ministry of Agriculture, Fisheries and Food 以下 MAFF、現 DEFRA）の政策は、農業生産者の利益を偏重して消費者をないがしろにしていたという訳ではなかった。

・当時、職員には対応措置の効率性が損われていることに対してどのような政策が取られるべきかについての真剣な検討が不足しており、そしてまた官僚的な手続きが、効果的な政策的措置を遅らせた。

・政府は BSE が動物及び人体に与えるリスクへの防御策を導入したが、人体への潜在的リスクは、人々及び予防的措置の執行担当者の間で十分に認知されていなかった。

・政府が、BSE の人体へのリスクが希薄であると考えて行った、牛肉の安全性に関するキャンペーンは失敗であった。後の 1996 年 3 月 20 日に BSE が人体に感染し得ると発表したことで、政府の信用が失墜してしまった。

・NCJDSU によって確認された新たな vCJD の症例と BSE との関連性は、早期に認知された。

---

6 The BSE Inquiry “Volume 1: Findings and Conclusions” 2000, pp.3-4.

7 The BSE Inquiry: op.cit., pp. xvii -xviii.

2001 年 2 月には、この報告書に対する政府の暫定回答 (Interim Response to the Report of the Inquiry) が発表され、また 2001 年 9 月には最終回答 (Response to the Report of the BSE Inquiry) が発表された。まず暫定回答では、BSE Inquiry の報告書における 167 の特別所見や主要テーマに対する積極的な回答がなされ、また政府が既に行った措置及び、予定されている措置やその理由について記された。この回答は、政府の提案に関するフィードバックや、その有効な実施に関する助言を求めるためのさらなる協議の基盤となった。

最終回答は、2001 年 3 月まで行われた一連の協議における、あらゆる関連団体（消費者、vCJD 犠牲者の家族、産業関係者、小売業者、科学者、及び一般の人々など）からの提言を受けて作成された。協議の過程で生じた主要な疑問に答え、また BSE Inquiry の関心を反映した政府活動の進展について説明している。最初に、英国における BSE や、その原因に関する科学的所見の現状、vCJD の患者や犠牲者、及びその家族への補償に関する政府の対応について説明され、次に、BSE Inquiry の報告書で指摘された主要事項への政府の取り組みが記されている（科学的助言の獲得と政策決定への活用（第 4 章)、リスクマネジメントと公開性（第 5 章)、政府や関係機関の協働（第 6 章)、法的枠組み（第 7 章))。また、暫定回答に引き続き、Inquiry の報告書における 167 の所見に対する政府のさらなる活動の内容についても詳述されている[8]。

5. 英国における BSE 発生の推移

英国での BSE 発生数は、1986 年に BSE が初めて発見されて以来急激に増加しており、1988 年に 2,473 頭であった発生数は 1992 年に 37,056 頭というピークを迎えた。その後は減少に転じ、2003 年には 612 頭まで減少している（EU ウェブサイトより。2003 年は OIE 統計）が、現時点においても世界最多である。これまでの英国における BSE 発生数は、累計で約 18 万頭にのぼる。これは、全世界における発生数の約 97%となっている。

[8] HM Government in Consultation with the Devolved Administrations “Response to the Report of the BSE Inquiry” 2001, pp1-3.

図表 1-4 英国における BSE 発生数推移

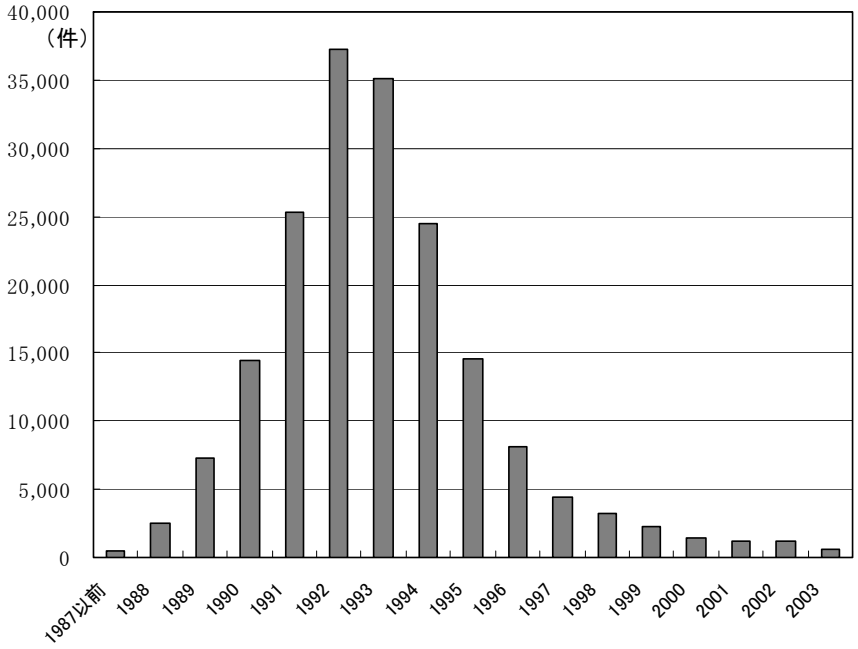

出典） OIE “Number of cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) reported in the United Kingdom (Updated: 27.Feb.2004)” より作成

第 2 章 食品基準庁（FSA[9]）設立に至るまでの議論の流れ

1. 構想段階

(1) 労働党による食品基準庁設立の提案（1996 年）[10]

労働党は、1996 年 10 月の党会議でトニー・ブレア党首によって発表され、多数の賛成を得たマニフェスト草案である「New Labour New Life for Britain」において、消費者保護を最大の目的とする独立した食品基準庁の設立を表明した。

これに対して当時のメージャー政権は、1997 年 1 月、英国食品安全委員会（UK Food Safety Council）の設立を発表した。食品安全に関する既存の関係の強化を目的としていたが、この委員会の役割は諮問（advisory）に限定されていた[11]。

(2) ジェームズ・レポート(1997 年)[12]

「ジェームズ・レポート」は、1997 年 3 月 7 日に、当時野党であった労働党のブレア党首からの要請を受け、ロウェット研究所（Rowett Research Institute）のフィリップ・ジェームズ（Philip James）教授によって作成され、1997 年 4 月に発表された食品基準庁設立に関する報告書[13]である。労働党が同年 5 月の総選挙に勝利した場合に、食品基準庁の設立に向けて必要とされる事項に関して記されていた。

この報告書では、当時の英国の食品安全に対する一般市民の信頼が失墜していることが指摘された。特に問題視されたのは、次の 4 点であった。

①大腸菌による食中毒の発生や BSE などによって、食品安全だけでなく、農業や食品加工、流通、小売などにおける安全管理の不適切性が明らかになったこと。

②食品添加物や農薬などによる汚染の問題が指摘されている中で、現行の食品安全評価がこれらの事項を充分に取り扱っていないこと。

③遺伝子組換え食品をはじめとする新しい食品や食品加工方法が、消費者の利益よりもむしろ商業的な利益が優先する形で展開されている、と国民が懸念していること。

④食品表示システムの難解さに対する消費者の困惑があること。食品が健康に及ぼす影響について、信頼性ある独立した情報を提供する機関が存在しないため、消費者が自身の健康に適する食品を選ぶことが困難であること。

---

9 本報告書では、設立に至る前の段階の議論では「食品基準庁」とし、2000 年 4 月に設立された後については、「FSA」としている。

10 “Food Standards Agency report- an Interim Proposal by Professor Philip James” 30 April 1997.

11 Ibid.

12 Sleator, Alex ”The Food Standards Bill, Bill 117 of 1998-99, Research Paper 99/65, 18 June 1999” Science and Environment Section, House of Common Library; “James’ Report” op.cit.; MAFF “The Food Standards Agency: A Force for Change” Cm 3830, 1998.

13 正式名称は「食品基準庁報告書－フィリップ・ジェームズ教授による仮提案」（Food Standards Agency report- An Interim Proposal by Professor Philip James）。

また、当時の食品管理体制の問題点として、以下の３点が指摘された。

①MAFF が農漁業食品産業の利益と公衆衛生の保護の双方に責任を負っていたため、両者の相反する利益の摩擦が、省の内部で解決されてしまい、透明性を欠いていたこと。

②食品基準や安全に関する政策立案機能や、監視・監督を行う機能が MAFF や DoH などいくつかの省庁に細分化され、全体的な協調性を欠いていること。

③食品関連法の執行が、英国内で徹底されておらず、地域によって徹底の度合いが異なっていること。

ジェームズ教授は、各国の食品関連機関の仕組みなどを検討し、また様々な食品関連の機関や団体、専門家との協議を重ねた上で、以下のような提案を行った。

・（提案された）食品基準庁は、各大臣に対して食品安全、食品基準、栄養及び公衆衛生に関するあらゆる事項に関して助言を行う。食品基準庁の付託事項は、フードチェーン全体を網羅するものである。

・食品基準庁は、執行権限を有する、省ではない公的機関(Non-Departmental Public Body)であり、各地方政府の保健担当大臣を通じて、保健大臣の主導によって議会に報告を行う。

・食品基準庁は、首相あるいは閣僚協議会(Council of Ministers)によって任命される約 10 名のメンバーからなる委員会[14]によって運営される。委員会には、専門知識という観点から産業界の人材も含まれるが、消費者の利益や公共の利益の代表者が大多数を占めることとされる。また、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドからの代表者も含まれる。

・英国の食品基準庁及び欧州委員会が行う政策及び立法を地域的な観点から評価し、また地域特有の事項に関する業務を主導するための取り決めが、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドにおいて整備される。食品基準庁の役割には、政策の展開や、法案の提案及び起草、公共教育や自身の付託事項に関する情報提供などが含まれる。

・食品基準庁は、地域における食品法制の執行活動の調整、監視、監査に対する責任を負う。

・食品基準庁は、食品安全、栄養及び消費者保護の分野におけるあらゆる調査に協力する。

・食品基準庁への資金提供は一般に開かれた仕組みにおいて、DoH によって行われる。

[14] 実際に設立された食品基準庁で理事会(Board)と呼ばれている機関は、ジェームズレポートにおいては委員会(Commiittee)とされていた。

図表 2-1 食品基準庁設立以前のイングランドにおける食品安全スキームの構造

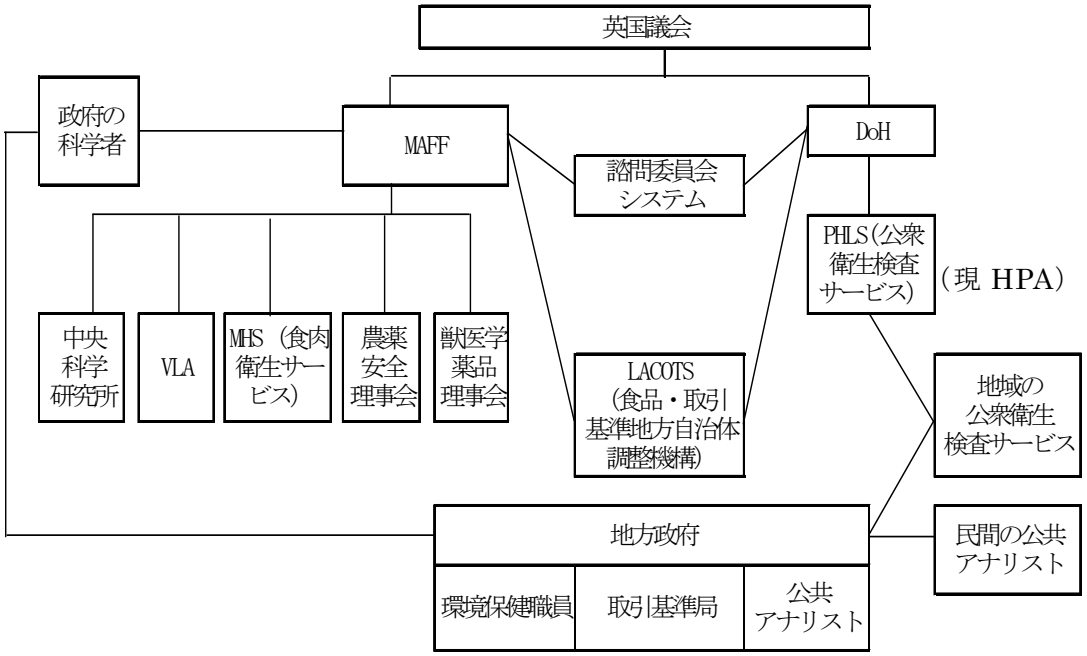

出典）James' Report, Figure3.

この報告書が公開協議に付されると、消費者から公衆衛生、食品製造・小売、地方政府、科学的調査団体に至るまで、様々な分野の人及び団体から広範な関心が寄せられた。その多くはジェームズ・レポートの提案内容を全般的に支持していたが、主として以下の 2 点については議論がなされた。

・食品基準庁の付託事項の範囲について：食品安全だけでなく、成分や表示の要件、栄養、食物の問題といった食品基準の事項も付託事項に含むのかどうか。

　食品基準庁の付託事項に、食品製造や小売に関して消費者が関心を持つあらゆる事項（動物福祉や食品製造の環境への影響といった農業活動の基準も含む）を含めるべきとする主張がある一方で、食品基準庁は、微生物学的及び化学的な食品安全の事項に集中すべきであり、付託事項の拡大は業務の効率性を低下させる、との意見も存在した。

・食品基準庁の行政機能の範囲について：食品安全についての教育や情報の提供に関して、各大臣に助言を与えるという権限を食品基準庁に付与することについては、広範な合意が得られた。しかしながら、EU 及びその他の国際的なレベルでの法案起草や交渉といった行政機能を付与するべきかどうかの是非については、異論が存在した。

(3)白書『食品基準庁：変革への力（1998 年）(The Food Standards Agency:A Force For Change)』

1997 年 5 月の総選挙に向けて労働党が作成したマニフェスト「new Labour because Britain deserves better[15]」においても、当時の BSE や大腸菌による食中毒の発生などを受けて、国民の健康を守るための独立した食品基準庁の設立が主張された。

図表 2-2 報告された食中毒発生件数(単位：件)

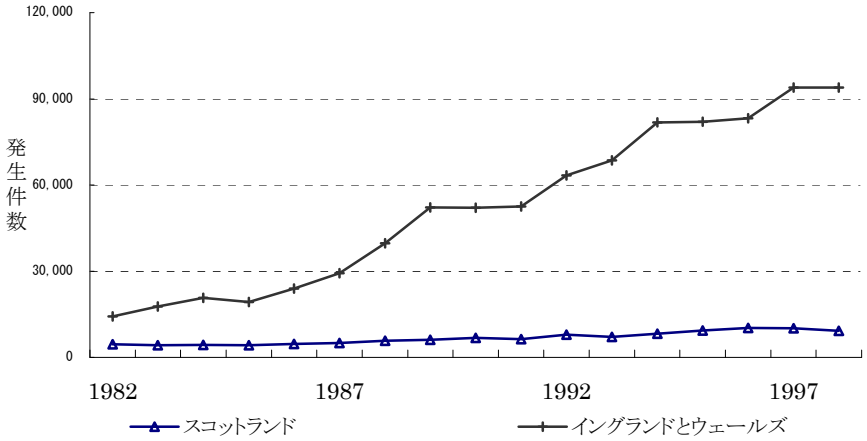

出典）“The Food Standards Bill” p.22

この総選挙で労働党が勝利して政権交代が行われ、ブレア党首が首相に就任した。新政権の発足時に、食品安全・基準グループ（Food Safety and Standards Group）が新たに MAFF 内に設立され、食品安全に関わる事項はこのグループに結集された。ジェームズ・レポートに関する協議の結果、新たな食品基準庁の設立への人々の支持が拡大していることが判明し、MAFF と DoH の職員によって、過渡的な共同食品安全・基準グループ（Joint Food Safety and Standards Group）が構成された。

1998 年 1 月に政府は、『食品基準庁：変革への力』という題名の白書を発表した。この白書には、ジェームズ・レポートでの結論や勧告の多くが取り入れられ、広範な責任及び権限を有する食品基準庁の設立が提案された。

白書において規定された食品基準庁の基本方針とは、主に以下のようなものであった。

・食品基準庁の基本原則は、食品に関わる公衆衛生の保護である。
・食品基準庁の食品基準や安全の評価は、独立的な助言を行う権利を与えられた専門家による、公平かつ入手可能な最良の科学的助言に基づく。
・食品基準庁は個別省庁の利益から独立して行動する。
・食品基準庁は国民に適切かつ明確に提示された情報提供を保証するように努める。
・活動を行う前に食品基準庁は、その活動の影響を受けることとなる人々の代表との

[15] Sleator, Alex: op.cit.; Labour Policy Manifesto, General Election 1997 “new Labour because Britain deserves better” 1997; MAFF, op. Cit..

協議を含む広範な協議を行う。ただし、公衆衛生の保護のために緊急に行動する必要がある場合には、この限りではない。

・食品基準庁はその決定及び行動において、明確性(clarity)及び方法の一貫性（consistency of approach）を追求する。また効率性や経済性を志向して運営を行う。

白書における提案は、ジェームズ・レポートのものをほぼ踏襲していたが、以下のような相違点も存在した。

・食品基準庁の組織構造について、ジェームズ・レポートは委員会（Commission）と執行部の分離を要請していたが、白書では食品基準庁の運営責任を委員会が負うことを明確にするため、委員会に食品基準庁の全ての政策権限及び執行権限を付与することとした。

・ジェームズ・レポートと比較して、食品基準庁に栄養面での機能をあまり付与しなかった。

・ジェームズ・レポートと比較して、食品産業から調達されるべき収益や、DoH からの資金調達に関する規定に関して重点的に議論されていた。

・食品基準庁の活動によって食品産業も恩恵を受けることから、食品安全業務の費用の大部分を食品産業に賦課するためのメカニズム（例えば手数料を伴う登録や認可など）を検討し、消費者の負担を軽減すべきである、との提案がなされた。

2. 食品基準法案と食品基準庁（FSA）の設立

(1) 食品基準草案[16]

1999 年 1 月 27 日に、食品基準法案の準備段階である食品基準草案 (Food Standards Draft Bill)が発表された。これは白書の提案をもとに作成され、以下のような内容となった。

・省ではない政府の機関として、必要な機能、権限及び義務を付与された食品基準庁を設立する。

・食品基準庁の活動は、食品基準庁の委員会によって運営される。関連する利益及び経験の均衡を考慮し、食品基準庁の委員会の委員長及び委員を、保健大臣及びスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各保健担当大臣との共同で任命する。

・食品基準庁の一般機能 (general functions)を設定し、各大臣や政府省庁あるいはその他の人々に提供した助言を公開する権限を付与する。

・食品安全の問題を引き起こす可能性のある食品製造及び供給に関する活動全体を網羅するため、食品安全法（Food Safety Act 1990）の下で調査を実施し、規制を立案する権限を食品基準庁に付与する。

---

[16] Food Standards Act, 1999; MAFF/DH Joint Food Safety and Standards Group, Food Standards Committee ”Food Standards Draft Bill” 24 March 1999, HC 276-1 1998-99; “The Food Standards Agency –Consultation on Draft Legislation” 1998.1; Food Standards Committee ”Food Standards Draft Bill, First Report” 31 March, 1999.

・地方自治体（local authority）の食品関連法執行の基準を策定し、その活動を監督する権限を食品基準庁に付与する。
・食品安全法の下で、各大臣が動物飼料に対して指令を行うことを許可し得るという新たな権限を、食品基準庁に付与する。
・食品安全法及び食品に関するその他の重要法制の下での MAFF の機能は、将来において、英国の保健大臣によって執行可能なものとする。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは、当該の大臣がこれらの機能に責任を有する。
・放射線物質法（Radioactive Substances Act 1993）や、取引表示法（The Trade Descriptions Act 1968）、食品・環境保護法（The Food and Environment Protection Act 1985）、環境保護法（Environment Protection Act 1990）など、その他の重要法制の下での食品基準庁の将来の役割を詳細に規定する。
・「一般規定（General Provisions）」では、食品基準庁がいかにその機能を執行するか、食品基準庁が重大な過失を犯した際に、大臣は食品基準庁に対して指令し、最終手段としては食品基準庁の理事を罷免するためのどのような権限を有するかを規定する。

(2) 草案協議の過程[17]

食品基準草案の発表日と同じ 1 月 27 日に、保健農業特別委員会（Health and Agriculture Select Commission）のメンバーを中心とした 13 人のメンバーによって構成される特別委員会である食品基準特別委員会（Food Standards Select Committee）が創設され、食品基準草案の協議を行った。この協議では、政府が白書において指摘したように、食品由来の疾病の原因となる細菌の検査所への通知を法定するための基準の導入について合意された。また、異論の多かった財源の事項については、個別協議が実施された。ここにおいて政府は、一定の小規模企業を除く食品小売業者や仕出し業者の食品事業所に対し、毎年の登録時に一律の課金を行うことで、新しい庁に関連する費用の一部歳出を行うことを提案した。これにより毎年約 5,000 万ポンドを超える収入が見込まれるとされた。

食品基準特別委員会は協議の後、1999 年 3 月 31 日に報告書を発表した[18]。草案の内容は全般的に受容されたが、協議の上での論点はいくつか存在した。このうち、特に重視されたのは、(1)食品基準庁の「委員会」、(2)食品基準庁の目的、(3)公開性と説明責任、(4)財源と課徴金、という 4 つの論点であった。

---

[17] Sleator, Alex: op.cit.; The Advertising Association 'A Summary of the Food Standards Committee Report, Food Standards Draft Bill' March 1999 (http://www.adassoc.org.uk/summary/fscr.html); The Advertising Association 'The Food Standards Bill: Briefing Paper' 1999 (http://www.adassoc.org.uk/summary/fsa2.html); 英国議会下院ホームページ「常任委員会 B での食品基準法案（Food Standards Bill in Standing Committee B）」 (http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm199899/cmstand/b/cmfood.htm) 英国議会上院ホームページ（http://www.parliament.uk/about_lords/about_lords.cfm）。

[18] Food Standards Select Committee "Food Standards Draft Bill, First Report, 31 March, 1999"

①食品基準庁の「委員会（Commission)」

草案には、食品基準庁の委員会がその義務を濫用しないよう考慮することが規定されていたが、産業界はこの規定が、食品産業に関わる人員を委員会から排除することにつながると懸念していた。また、食品産業の関係者を委員会から排除することを望む消費者団体も存在することから、報告書では、食品安全に関わる大臣が、委員会の構成員の選定基準や利害の表明（interests declared）の基準を明確にすべきであるとの提言がなされた。

②食品基準庁の目的

ジェームズ・レポートの提案に対して、草案が栄養面における食品基準庁の役割を大幅に削減していることを食品基準特別委員会は問題視した。このため報告書は、食品基準庁が公衆衛生を保護するためのものであるならば、栄養面や食物（dietary）に関する助言といった付託事項や、栄養面や食品の基準を設定する責任を有するべきだと主張した。

また、食品表示や食品の広告に関する規制の不備も指摘され、報告書では、健康面での食品表示に関する、食品産業団体による自主的行動規範の作成の動きを政府が奨励すべきであること、及び食品広告に対して食品基準庁が果すべき役割を説明すべきであるとされた。

③公開性と説明責任

一般国民や政府の諸機関に対して情報を提供し、助言を与えるという食品基準庁の機能については、さらに助言の対象を食品産業にまで拡大すべきであると提案された。

また、食品基準庁の活動が政府によって過度に修正されることを防ぐため、食品基準庁の活動内容を承認する上での政府の役割の明確化を勧告した。また、食品産業からの情報公開が、企業の機密保持という視点から安易に妨げられないようにすべきであるとの勧告もなされた。

また、議会による食品基準庁の監視という面では、ジェームズ・レポートを受けて、公衆衛生に関する広範な付託事項を有する保健委員会（Health Committee）によって、食品基準庁の監視がなされるべきであると述べられた。

④財源と課徴金

草案では、食品基準庁の財源は一般会計とされた。また、食品基準庁の財源としての課徴金徴収の是非が議論の対象となった。当初の計画では、食品取扱事業所に毎年一律90ポンドの新たな課徴金が課せられることとなっていた。この課徴金は、小規模企業を除く食品小売業や外食産業にも支払義務が生じ、地方自治体が課徴金を徴収し、自らの費用や食品基準庁の費用に充当することとなっていた。しかしながら、この計画は野党や食品産業からの強い反対を受け、協議の後に撤回された。

食品基準特別委員会の報告書には、前記の 4 つの論点を含む、草案修正のための合計 38 にも及ぶ勧告が盛り込まれていたが、最終的な法案の形成に対してこの報告書が与えた影響は限定的であったとされる。例えば報告書の勧告の核心は、食品基準庁の付託事項を公衆衛生の保護だけでなく、その促進にまで拡大することであり、また食品基準庁が栄養や食品の基準の設置において主導的役割を担うことも提案されていた。だがこれらの点は何ら法案に反映されなかった。しかしながら、以下の 3 つの勧告については、部分的に法案に採用された[19]。

・公開性と説明責任（勧告 16）

第 7 章（情報及び助言の規定）について、報告書の提案に反して条文には明記されなかったものの、注釈（explanatory notes）では、食品基準庁が食品産業に対して「食品安全の事項についての指針」を作成し得ると明記された。

・公開性と説明責任について（勧告 19）

国家安全の保護（preserve）を理由に情報公開を阻止し得る権限を大臣に付与する、という条項が撤回された（食品基準法案第 11 条(3)）。

・調査（勧告 36 及び 37）

報告書では、食品基準庁の調査予算の規模が充分であるかに関して疑義が呈されていた。新しい法案では、食品基準庁の行う調査に関する条文の文言が変更され、食品基準庁の調査活動が必ずしも食品基準庁の予算のみによってではなく、その他の調査主体との協働によっても行われ得るとされた（同第 8 条 2(b)）。

草案へのこのような勧告や各方面からのコメントを受けて作成された食品基準法案は、下院において 1999 年 6 月 10 日に第一読会（First Reading: 法案の 1 回目の審議）、同 6 月 22 日に第二読会（Second Reading: 法案の 2 回目の審議）が行われ、6 月 29 日から 7 月 15 日にかけて常任委員会（Standing Committee）において 11 回にわたる審議が行われ、7 月 22 日に下院を通過し、上院に提出された。そして上院での審議を経て、1999 年 11 月 8 日に賛成 306、反対 27 で可決され、これを根拠法とした食品基準庁（次章以降 FSA とする）が、2000 年 4 月に設立された。

[19] The Advertising Association: op.sit., ‘Briefing Paper’.

参考：食品基準法成立以前から存在する食品関連法制

食品基準法（Food Standards Act 1999）が成立する以前から存在する主要な食品関連法制は、以下の通りである[20]。この食品基準法の成立に伴って、これらの法制には適宜修正が加えられた。

■食品安全法（Food Safety Act 1990）

英国の食品法制全体の枠組みとなる法律。違法行為や法的防御（offences and defences in law）、及び大臣の有する様々な権限などを規定。また食品機関や執行機関の有する責任についても定義。

■食品・環境保護法(The Food and Environment Protection Act 1985)

汚染された食品の消費により人体の健康へのリスクが発生する可能性が認められた場合に、各大臣に緊急指令を発令する権限を賦与する法律。また農薬についても規定。

■取引表示法(The Trade Description Act 1968)

取引や業務の過程における、商品に関する誤った説明や誤解を招く説明などを禁止する法律。商品に、その製造過程に関する情報が含まれるよう指令を行う権限を有する。

■動物衛生法(The Animal Health Act 1981)

動物疾病管理に対する権限を各大臣に賦与する法律。動物疾病から人体の健康へのリスクを削減するための動物感染症指令の発令権限などを含む。

■農業法(改正)（The Agriculture Act 1970（as amended））

肥料や動物飼料の内容物などについて規定。

■公衆衛生（疾病管理）法（Public Health（Control of Disease)Act 1984)

地方自治体（Local Authorities）が食品取引における食品汚染及び食品由来の疾病の人体への拡大を防ぐための管理を実施できるようにする法律。

他にも、度量衡法 (The Weights and Measures Act 1985)、消費者保護法 (The Consumer Protection Act 1987)、農業・園芸法（第 28 章パートⅢ）(Agriculture And Horticulture Act 1964 (Chapter 28 Part Ⅲ))、生鮮食品国際輸送法 (International Carriage of Perishable Foodstuffs Act 1976)、農産物（等級・表示）法 (Agricultural Produce (Grading and Marking) Act 1928-31)、放射能物質法 (Radioactive Substances Act 1993)、環境保護法 (Environmental Protection Act 1990)、薬事法 (The Medicines Act 1968)、価格法 (The Price Act 1974)、欧州共同体法 (European Communities Act 1972) 等に、食品に関連する条項が含まれている。

[20] "The Food Standards Agency: A Force for Change" Appendix 1.

第 3 章 英国における食品安全体制（FSA）

1. FSA の概要

FSA は、食品基準法（Food Standards Act 1999）を根拠法とし、2000 年 4 月に設立された。この食品基準法によると、FSA の主要な目的は、食品の製造や流通の方法、消費に関連して発生し得るリスクから公衆衛生を保護し、食品に関連した消費者の利益を保護すること、とされている（1 条 2)。この目的のために FSA は、調査・監視を通じて食品安全や食品に関する消費者の利益と関連する情報を収集し（8 条 1,2)、それに基づいた政策の実施（6 条 1(a))、省庁や地方自治体など公的機関への情報提供(6 条 1(b))、一般市民への情報提供（7 条 1）を行う等といった機能を有している。

図表 3-1 FSA の業務

1 食品安全	■食品に関する事故の調査 ■食品安全事故に対し消費者を保護する手段の実施 ■食品の化学的・微生物学的安全性を検証する調査の実施 ■食品安全に関する情報や助言を消費者に提供 ■外食産業及び家庭での食品衛生の改善を促進するキャンペーンを実施 ■食品汚染の原因物質の国内・国際管理とその手法の開発、交渉、実施
2 情報･表示･選択	■遺伝子組換え食品などの表示に関する交渉における英国の窓口 ■消費者への情報提供の改善を図るための消費者団体、地方自治体、食品製造業者との協力 ■食品のラベル表示の正確性について小売店で調査を実施
3 栄養と食事	■英国内の保健省及び各地方政府の保健担当省庁と栄養に関する責任を分担 ■栄養に関する調査の実施 ■健康的な食事について消費者への助言 ■加工食品の栄養価を改善するため食品産業と協力
4 食品関連法制の執行	■全国で一貫して効果的な食品関連法制の執行 ■食品基準の徹底のため地方自治体等との連携 ■食品輸入管理の効果を調査 ■MHS(食肉衛生サービス:Meat Hygiene Service)の所掌事務 ■食品衛生法制への違反への強制措置 ■職員に対する指導、技術的支援

出典）NAO（英国会計検査院:The National Audit Office）“Improve Service delivery -Food Standards Agency”より

2. FSA の基本的使命と戦略計画

FSA の目的は、英国における食品に関する最も信頼される情報源となることであり、食品安全の保護と改善、健康的な食生活を実現することである[21]。これをどのように達成していくかは、5 か年計画である「戦略計画（Strategic Plan）2001-2006」として発表されている。これには、主要優先政策（Key Priorities）（下図参照）の他に BSE 規制を含む食品安全や情報提供、健康などに関してより詳細な目標設定がなされている。

FSA は、“Farm to fork（農場からフォークまで)”という言葉で表されるように、食品の生産や輸入から消費までを一括して管轄している機関であり、特に消費者の利益を最重要視している。

図表 3-2 戦略計画 2001-2006 による主要優先政策

- フードチェーン全体の安全を改善することによって、食中毒を 20%減少させる。
- より健康的な食生活を支援する。
- 消費者に役立つ正確で有益な(informative)食品表示を促進する。
- 食品業界でベストプラクティスを推進する。
- 食品関連法制の執行を改善する。
- 我々の行動、またその内容によって人々の信頼を得る。

出典）FSA ”Strategic Plan 2001-2006”.

図表 3-3 BSE に関する戦略目標

- BSE（TSE）規制を最新の科学的知見を基に、リスクを適切に反映したものとする。
- BSE 規制を効率的かつ効果的に実施する。
- BSE と規制の効果について正確で偏りのない情報を提供する。
- 輸入肉に EU の規制が適用されているかを監視する。

出典）同上

戦略計画による長期的な目標を基に、毎年の事業計画（Business Plan）において年度毎の目標設定がなされている。

[21] FSA “Strategic plan2001-2006” p.2

図表 3-4 BSE に関する 2002-03 事業計画

2002-03 年度*)に FSA は、以下の施策を実施する。

・適切で効果的な消費者保護の継続のために OTM (Over Thirty Month) ルールと牛骨規制を見直す。

・「羊における BSE に関する報告」でなされた勧告を考慮する。

・改定された TSE 規制に対応したガイダンスを地方自治体向けに発行する。

・SEAC からの TSE に関する質の高い勧告を取り入れる枠組みの拡大を実施する。

・全国スクレイピー対策計画(national scrapie plan)**) を DEFRA を含む他の農業関連機関と共同で発展させる。

出典）FSA“Business Plan 2002-03”

*)英国の会計年度は 4 月から翌年 3 月末まで。2002 年 4 月から 2003 年 3 月末までを指す。

**)全国スクレイピー対策計画は、英国内の羊の TSE への耐性を高めることによって羊における TSE を根絶し、理論的に考えられる BSE の羊を通じた人間への感染を防ぐことを目的とし、2001 年 9 月から DEFRA などグレートブリテンの各農業管轄省庁が共同で実施している。

3. FSA の組織構成

FSA は、下図のように組織構成されている。理事長をトップとした理事会と、事務局長（Chief Executive）をトップとして、3 つの大きなグループ（執行・食品基準グループ、食品安全政策グループ、組織資源・戦略グループ）、及び広報、法務、スコットランドやウェールズ、北アイルランドの地方 FSA から構成される。また、MHS（食肉衛生サービス: Meat Hygiene Service 以下 MHS とする）は FSA のエージェンシー（Executive Agency）として構成され、主に食肉処理の現場で食品安全に関する検査を行っている。

図表 0-5 FSA 組織図

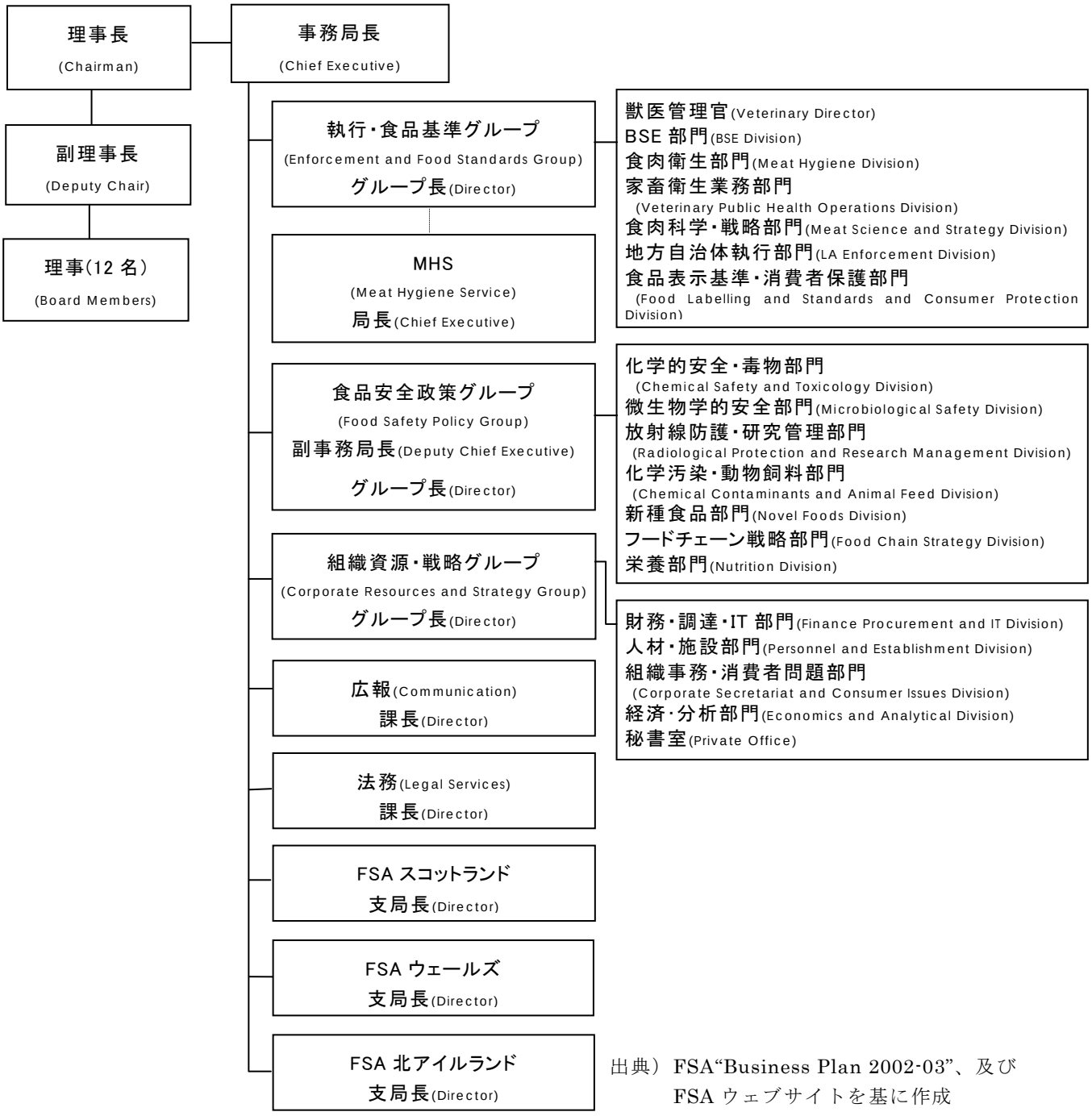

出典）FSA“Business Plan 2002-03”、及び FSA ウェブサイトを基に作成

(1)FSA 理事会（FSA Board）

理事会は、法律に基づいて消費者等の関心や適切な科学的意見を行動や決定に取り入れることによって、FSA 全体の戦略を決定する任務がある。

理事会は、理事長（Chair）1 名、副理事長（Deputy Chair）1 名と 12 名の理事から構成されている。理事長と副理事長は保健大臣、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの保健担当大臣を中心として任命される。

12 名の理事のうち、2 名はスコットランド、1 名はウェールズ、1 名は北アイルランドによって選ばれる。これらの理事はそれぞれの地域の問題に特別な責任を持つ。残りの 8 名は保健大臣が任命する。これらの理事は農業や食品産業などを代表した者を選出するのではなく、広告を出し、一般市民からの公募を基に選ばれる。ただし、専門知識や経験などを求めるために、結果としてこれらの産業に関係する理事を選出する可能性がある。

図表 3-6 FSA 理事一覧（2004 年 3 月現在[22]）

理事長	Sir John Krebs	動物学者
副理事長	Julia Unwin	
理事	Ann Hemingway	元 British Gas
	Michael Gibson	農場経営者
	Michael Walker	北アイルランド FSA 諮問委員会委員長
	Iain MacDonald	経営コンサルタント
	Richard Ayre	元 BBC 副社長
	Valerie Howarth	元チャリティー(Childline)代表
	Vernon Sankey	
	Sandra Walbran	サウスレイクランド地区食品健康安全マネージャー
	Dr Sati Ariyanayagam	医師
	Professor Andrew Miller	生物物理学者
	Chrissie Dunn	元食品会社社長

出典）FSA ウェブサイトより作成

理事は、予め自らの利害関係（雇用関係、株式の所有、会員など 11 項目）を公開する義務を負っている。この内容はウェブサイト上や年次報告にも記載されている。必要な場合には理事長の判断において、議事から退席することもあり得る[23]。理事長は、FSA に常勤しており、副理事長は月に半分程度、各理事は月 3 日程度出勤している[24]。

---

[22] Robert Rees 理事が 2004 年 2 月に退任し、現在後任を選定中である。
[23] FSA “CODE OF CONDUCT FOR MEMBERS OF THE FOOD STANDARDS AGENCY”, p.7.
[24] FSA へのインタビューに基づく。

理事会は、年に８回開催されている。理事会の議事は公開されており、インターネットを通じての生中継も行われている。また、議事の最後には聴衆も質問をすることが可能である。議題や資料、議事録等はウェブサイト上で公開されている。

(2)事務局長（Chief Executive）

事務局長は、FSA が効率的かつ効果的に活動することに責任を負う。また、日々の活動について理事会に対して責任を負い、FSA の財務管理者(accounting officer)としての役割も務める。事務局長の任命は、関係機関の承認を前提に理事会によって行われる。

現在の事務局長は、Dr. Jon Bell であり、FSA の主席科学顧問(Chief Scientific Advisor)を兼務している。

(3)執行・食品基準グループ（Enforcement and Food Standards Group）

執行・食品基準グループには、地方自治体における食品基準法制の効果の改善を目的とする部門が含まれている。食品関連法の執行、食品衛生、成分、信頼性、他の取引基準を包括的に扱っている。

・BSE 部門（BSE Division）

BSE や他の TSEs の衛生（食品安全）的側面を扱い、食肉衛生控訴裁判所(Meat Hygiene Appeals Tribunal)を管理する。

・食肉衛生部門（Meat Hygiene Division）

認定された食肉（生肉、家禽肉、養殖・野生の兎肉を含む）施設への監視と食肉衛生基準の執行、食肉輸入の公衆衛生的側面、清潔家畜政策(Clean Livestock Policy)の作成を行う。

・家畜衛生業務部門（Veterinary Public Health Operations Division）

食肉施設の認定と、食肉と肉加工食品の認可を行う。食肉処理における動物福祉、家畜衛生における助言、家畜診療所(Official Veterinary Surgeon)サービスの提供、MHS の監察を行う。

・食肉科学・戦略部門（Meat Science & Strategy Division）

食肉科学・戦略部門は、食肉衛生管理の近代化を通じた、公衆衛生保護の改善を行う。この部門は FSA の食肉衛生や BSE に関する研究契約を管理する。

・地方自治体執行部門（Local Authority Enforcement Division）

基準設定、監視、監査を含む地方自治体での食品関連法制の執行と、国際的な食品管理問題の関連政策や支援業務を行う。

・食品表示基準・消費者保護部門（Food Labelling Standards & Consumer Protection Division）

食品に関する英国国内法、EU 法、取引・成分・品質基準・食品加工・輸送に関する国際食品規格（Codex Alimentarius）を含む国際的な法律に基づいて、機能食品と栄養補助食品における表示と信頼性に関する政策形成を行う。

(4)食品安全政策グループ（Food Safety Policy Group）

食品安全政策グループは、以下の部門に分かれ、食品安全・栄養に関するあらゆる領域を扱う。

・化学的安全・毒物部門（Chemical Safety & Toxicology Division）

食品における化学物質の安全基準、自然毒物（natural toxicants）と農薬、獣医薬の安全を任務としている。

・微生物学的安全部門（Microbiological Safety Division）

食品由来の疾病の削減、食品衛生の普及、生産者、小売業者、飲食業者と一般市民へのガイダンスの提供に関する戦略が任務。

・放射線防護・研究管理部門（Radiological Protection and Research Management Division）

FSA の研究プログラムにおける分析・サンプリングの手法と、調整に関する業務を実施。放射線の安全担当（Radiological Safety Unit）は、放射性廃棄物の廃棄と食品照射の科学的側面について助言する。

・化学汚染・動物飼料部門（Chemical Contaminants & Animal Feed Division）

動物飼料の配合と、食品表示の国際基準について交渉、管理を行う。重金属、マイコトキシン (mycotoxins)、有機化合物、放射性核種 (radionuclides)や 3-MCPD など製造過程での食品汚染 (process contaminants)に関する政策、助言も担当する。

・新種食品部門（Novel Foods Division）

遺伝子組換え食品やその他の新種食品、機能食品 (functional foods)、食品照射 (food irradiation)に関する政策形成・実行を任務としている。

・フードチェーン戦略部門（Food Chain Strategy Division）

農場からのフードチェーンに関する食品安全・基準における調査に責任を持ち、保証スキーム、有機食品、トレーサビリティについて調整する。

・栄養部門（Nutrition Division）

食品の栄養価や、食事と健康の関係に関する科学的データを提供する。バランスのとれた食事を通じた公衆衛生を促進する。

(5)組織資源・戦略グループ（Corporate Resources & Strategy Group）

組織資源・戦略グループは、理事会、事務局長、FSA 本部のスタッフへの支援・サービスや、政府省庁や FSA スコットランド、FSA ウェールズ、FSA 北アイルランド、MHS への戦略管理に関する助言を提供する。

・財務・調達・IT 部門（FPIT:Finance Procurement & IT）

財務管理・戦略、VFM（Value For Money:支払に見合う価値の評価）に関する業務を行う。また、政府の近代化（Modernising Government）への FSA の対応方針の検討や調整、FSA 戦略計画の策定、実施、あるいは実績管理、財務システム、調達、IT サポート、システム開発を行う。

・人材・施設部門（PED:Personnel and Establishments）

人事に関する戦略、運用を扱う。これには、賃金、年金、サービスの契約条件、採用、職員の能力開発と訓練が含まれる。組織としての FSA を発展させるために活動の調整を行い、“Investors in People”[25]への認定を支援する。内部のコミュニケーションを調整し、機関紙“FSA MATTERS”を毎週発行する。政府の近代化イニシアチブの一部である公共サービス(Civil Service)改革に関する行動を指揮し、調整する。設備(accommodation)と関連した支援サービス、健康と安全に関する顧客との窓口を提供している。

・組織事務・消費者問題部門（Corporate Secretariat and Consumer Issues Division）

FSA 理事会の事務局、消費者委員会[26](Consumer Committee)の事務局を行う他、ヨーロッパや他の国際機関、国内の政府各省庁との連絡窓口や消費者問題や社会的弱者対応に関するコンサルティングサービスの提供、さらにはリスクや BSE Inquiry への対応といった、全庁的な政策課題を指揮する。

・経済・分析部門（Economics and Analytical Division）

FSA 内部へのコンサルタントサービスとして、政策形成、管理における決定のための経済学的な助言、統計や運営に関するサポートを提供する。そのため、政策や管理の選択肢に対する経済的評価、費用便益分析、費用対効果、規制影響評価についての助言、

[25] “Investers in People”とは、目標達成のための組織内での訓練や教育について設定された基準に関する認証である。詳細は http://www.iipuk.co.uk/を参照。

[26] 消費者委員会は 2002 年に新設された。FSA の意思決定に消費者の意見、ニーズを反映させることを目的としている。委員は公募又は消費者団体からの推薦によって選ばれ、必要に応じて理事会に意見を提供する。

研究提案、調査、監視についての経済・統計学的な助言、データや研究結果の分析と解釈、NDNS（全国健康栄養調査:National Diet & Nutrition Survey 以下 NDNS とする）への統計的サポート、NDNS 分析方法(analysis facilities)の整備と支援を行う。

(6)MHS

1995 年に MAFF（現 DEFRA）のエージェンシーとして設立され、FSA の設立に伴って FSA の下の機関となった。所在地はヨークである。主な任務は、食肉査察サービス(meat inspection service)の提供と、最高基準の規制の維持、動物福祉の維持である。このために、食肉を扱う施設への査察や立ち入り検査などを実施している。局長(Chief Executive)をトップとし、独自の年次報告を発行している。活動範囲は FSA とは異なり、グレートブリテン島に限定されている。北アイルランドでは、DARD（農業地域開発省:Department of Agriculture and Rural Development）が同様の活動を行っている。

(7)各地方政府における FSA

FSA 設立まで食品安全・基準に関する事項は、各地方政府に分掌されていた。しかし FSA 設立により、各地方の食品安全・基準については、FSA が英国全体を管轄することとなり、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドにそれぞれ FSA スコットランド（所在地：アバディーン)、FSA ウェールズ（所在地：カーディフ)、FSA 北アイルランド（所在地：ベルファスト）が設置されることとなった。これらの組織は独自に諮問委員会を持ち、事業計画を発行している。また、FSA は英国議会に加えて各地方の地方政府議会にも説明責任を有している。

4. FSA の規模

(1) 予算

FSA の予算は、主に英国政府の一般会計によるものである。ただし、FSA スコットランドはスコットランド議会より、FSA ウェールズはウェールズ国民議会より、FSA 北アイルランドは北アイルランド議会より拠出を受けている。2001-02 年度の予算規模は、134.5 百万ポンドであり、そのうち約 93%は英国議会からの拠出であった。実際に歳出した金額は 115.5 百万ポンドであり、予算より 19 百万ポンド少なかったことになる。この金額は、国家財政委員会の合意（Treasury agreement）により、一定の条件に基づいて次年度へ繰り越すことが可能である[27]。

表 3-7 拠出主体別予算と支出（単位：百万ポンド）

	利用可能な金額	歳出額
英国議会によるFSAへの拠出（MHSを含む）	125.5	106.8
FSAスコットランド	5.8	5.4
FSAウェールズ	2.0	2.1
FSA北アイルランド	1.2	1.2
合計	134.5	115.5

出典）FSA“Annual Report and Accounts 2001/02”

歳出の詳細をみると、人件費等の純管理費用は 76,538 千ポンドとなっている。ただし、この金額は、MHS による検査収入等 40,098 千ポンドを差し引いた額であり、実際に費した管理費用は 116,636 千ポンドとなっている。

研究調査、監視等のプログラム費用は 38,958 千ポンドである。これにも放射性物質法に基づく査察 (radiological inspection) 等による収入が 2,158 千ポンドあり、実際に費したプログラム費用は 41,116 千ポンドであった。

図表 3-8 運営費用計算書（2001-2002）（単位：千ポンド）

運営費用	Administration Costs		
人件費	Staff costs	60,876	
他の管理費用	Other administration costs	55,760	
総管理費用	Gross Administration Costs		116,636
事業利益	Operating Income		(40,098)
純管理費用	Net administration Costs		76,538
プログラム費用	Programme Costs		
費用	Expenditure	41,116	
収入	less: Income	(2,158)	
純プログラム費用	Net Programme Costs		38,958
純運営費用	Net Operating Cost		115,496

出典）FSA“Annual Report and Accounts 2001/02”

[27] FSA ”Annual Report and Accounts 2001/02”, p.37.

(2)人員規模

FSA には 657 名の職員が在籍している。地域別の内訳は、ロンドンの本部に 570 名、FSA スコットランドに 50 名、FSA ウェールズに 19 名、FSA 北アイルランドに 18 名である。これらの職員は、FSA の設立以前には DoH や当時の MAFF、スコットランドやウェールズ、北アイルランドの関連省庁の職員であった[28]。

このほか、MHS に正規職員として 1,592 名、その他（短期、契約）の職員として 517 名が在籍している（2003 年 3 月 31 日現在）[29]。

5.FSA による研究・調査

FSA は、勧告や情報提供を行うために、最良の科学的研究・情報による証拠の収集を必要としている。研究プログラムは食品生産・流通プロセスの多くの領域をカバーしており、FSA の中長期的な計画に基づいて、一般的に約 3 年間継続されている。ただし、緊急の問題に対して単年度の研究を行う場合もありうる。

多くの新規調査は、公開競争によって委託先を決定している。委託先は大学や研究機関である。

FSA は研究・調査費用に年間約 2,000 万ポンド以上（2002-2003 会計年度[30]）を費やしており、このうち、食品安全に関するものが約 6 割を占めている。

図表 3-9 2002-2003 年度の FSA における調査研究予算の分類

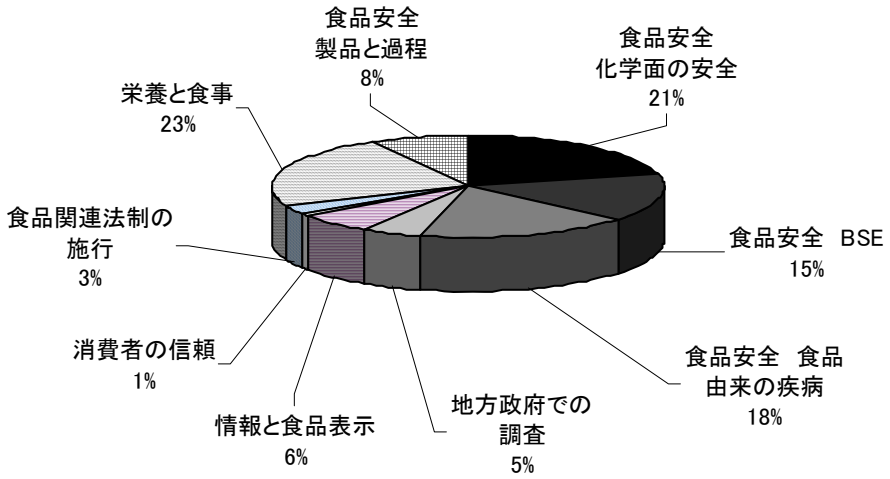

出典）FSA “RESEARCH AND SURVEY PROGRAMMES ANNUAL REPORT 2003”

[28] NAO ”Improve Service Delivery：Food Standards Agency” 2003, p.19.
[29] MHS ”Annual Report & Accounts 2002/03”.
[30] FSA “RESEARCH AND SURVEY PROGRAMMES ANNUAL REPORT 2003”

6.FSA と他の機関との関係

FSA は他の省庁と対等かつ独立した関係にあり(at armed length)、他の省庁の意向にかかわらず独自に勧告や意見を発表することができる。実際には各省庁と協議の上、了承を得てから発表することが多い。

FSA は、8 つの省庁（DoH、DEFRA、DfES（教育・職業技能省）、DTI（貿易産業省）、EA（環境庁）、HSE（衛生安全局）、LACOTS（食品・取引基準地方自治体調整機構）、HPA（健康保護局））と協定 (Concordat)を結んでいる[31]。中でも DoH とは、議会への説明責任等で関係を持っている。

図表 3-10 FSA の説明責任と他の省庁との関係

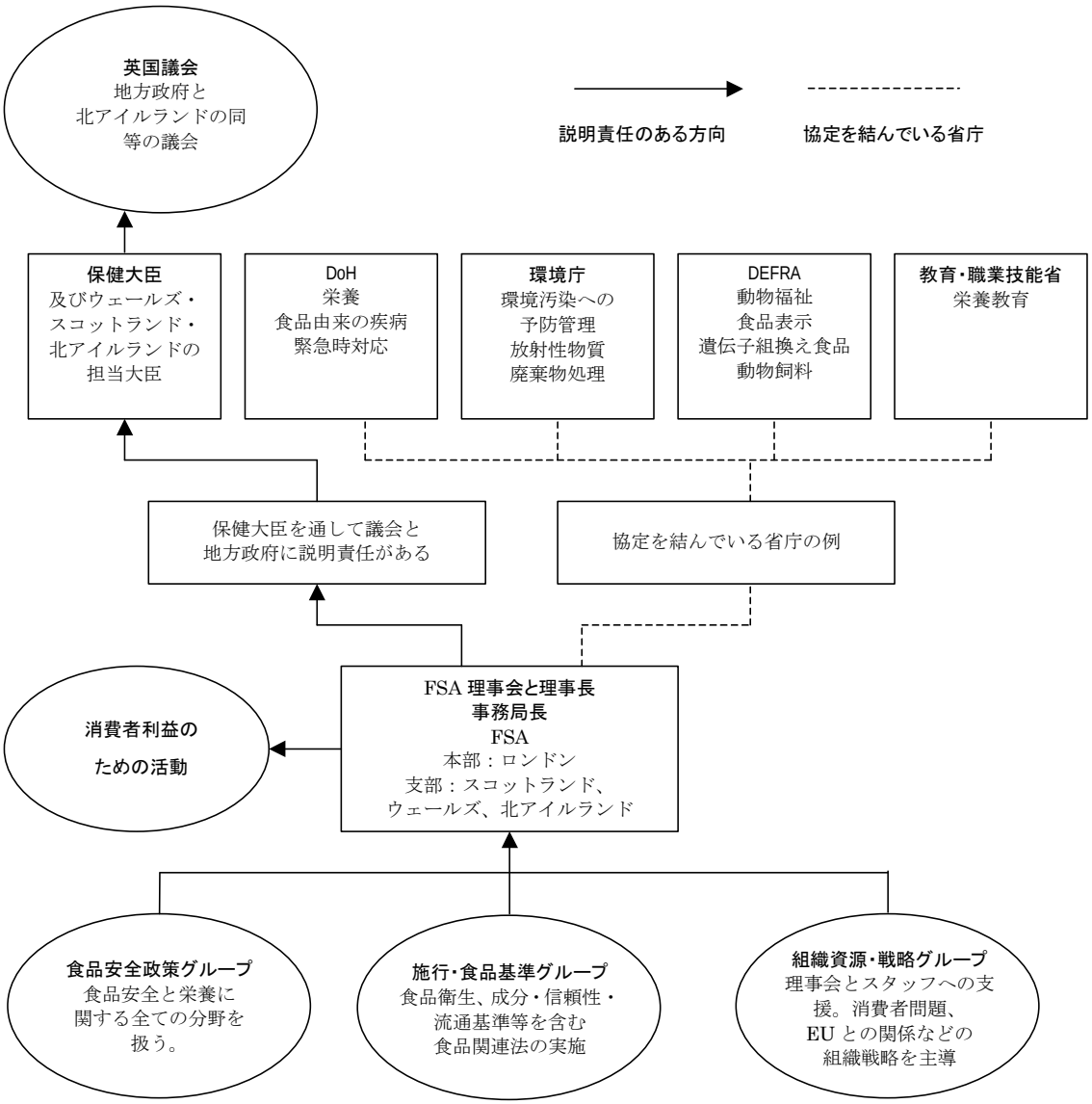

出典）NAO “Improve Service Delivery Food Standards Agency”

[31] 各協定の内容については、FSA ウェブサイト
http://www.foodstandards.gov.uk/aboutus/concordats 以下を参照。

(1)保健省（DoH）との関係

保健省（DoH: Department of Health 以下 DoH とする）は、FSA に対して、理事会の理事長や副理事長、理事のうち 8 名を指名する権限を持っている。また DoH は、英国の公的医療保障制度である NHS (国民保健サービス:National Health Service)や公衆衛生分野などを管轄している。

DoH と FSA は協定を結んでいる。これは具体的には、栄養、食品由来の疾病、緊急時対応について両者の役割分担を定めたものである。まず栄養に関しては、FSA は、特に個々の食品の栄養成分に関して容易に理解できる、科学的根拠のある情報を提供する責任を負うとともに、バランスの取れた日常の食生活に関して不偏的かつ正確な助言を提供する責任を負う。DoH は、栄養状態が数あるリスク要因のうちの一つであるような、より広範な公衆衛生政策の事項に対する責任を負っている。

次に、食品由来の疾病については、DoH は公衆衛生の保護よりも広範な責任の一環として、伝染性疾患対策全般について責任を有する。DoH と FSA は、その対策が進展するよう、伝染性疾患の制御に関してあらゆる関係者との協力を行い、この点において FSA は、食品由来の感染に関して責任を負う。

緊急時対応については、双方の責任分野に影響のある緊急事態、あるいは深刻な事態の際には、相互に直ちに通報し、相互に密接に連携を取ることとなる。DoH においては、食品由来の感染の発生及び食品危機に関する責任は、FSA に移管される。なお DoH は、食品に拠らない、あるいは拠らないと考えられられる感染経路（水道水・生水、プールなどの水（recreational water)、動物や汚染環境への直接の接触による発生、人から人への感染を含む）による胃腸障害の発生に関して公衆衛生への責任を負う。

(2)その他の省庁との関係

DoH の他に、FSA と協定を結んでいる省庁及び、各協定の内容は、以下の通りである。

①環境・食料・農村地域省（DEFRA：Department for Environment, Food and Rural Affairs）

FSA と DEFRA の協定によれば、と畜場における動物福祉、食品表示、遺伝子組換え食品、動物飼料といった分野で役割分担が行われる。と畜場における動物福祉に関してみると、DEFRA は、と畜法制における動物福祉と、その執行についての責任を負っている。しかし MHS は、認可されたと畜場における、と畜法制による監視と強制執行への権限を有する。MHS は、と畜免許の発行及び登録を行うこととされている。

FSA は食品表示と広告、食品基準の設定に関する法律作成・提案に責任を負う。DEFRA は、これらの活動について支援を行う。また DEFRA は、様々な食品に対する EU 規制について、所轄省としての責任を負う。

FSA は GMO（遺伝子組換え生物: Genetically Modified Organisms 以下 GMO とする）のうち、遺伝子組換え食品・飼料の安全性に責任を負う。DEFRA と FSA は共に、農業と食品の安全性という観点から、環境法の下での GMO の解禁に関する議論に参画する。DEFRA は、GMO の慎重な解禁に関する事項の所轄省となり、また新品種が英国あるい

は EU の品種リストに記載されるべきか否かの鑑定や、遺伝子組換えの成分を有する商品の輸入などについての責任を負う。

動物飼料については、FSA が責任を負う。DEFRA は、家畜の衛生と農業に対して、また飼料の基準と関係する一定の農業活動や商品の問題などについての責任を負う。

②教育・職業技能省[32]（DfES:Department for Education and Skills）

FSA と DfES の協定によれば、両者は学校における食品の提供や食品衛生や栄養、その他関連事項の教育、学齢期の子供たちの栄養状態などに関して緊密に協働するとされている。また DfES は、義務的な最小限の栄養基準を通じて、健康によい学校給食を児童に提供することを保障する責任を負う。FSA は DfES の要請に応じて、必須栄養基準の監督に関して科学的・技術的助言を提供する。また、DoH と DfES の学校保健プログラム（Healthy Schools Programme）の一部である英国学校保健基準（National Healthy Schools Standard）における健康的な食事に関して、要請に応じて助言を与える。また FSA は、自ら作成し、学校で使用される可能性のある栄養や健康な食事に関する教育資料に関して、DfES と協議を行う。

③貿易産業省[33]（DTI:Department for Trade and Industry）

FSA と DTI の協定によれば、両者は、法律の執行や、消費者保護立法、規制に関する事項、放射性物質などの分野で共通の関心を持ち、協働する。

④環境庁[34]（EA:Environment Agency）

FSA と EA との協定によれば、両者は環境汚染への予防管理、放射性物質、廃棄物処理といった分野において、互いに緊密な情報交換及び協働を行う。

⑤衛生安全局[35]（HSE:Health and Safety Executive）

FSA と HSE の協定によれば、両者は、地方自治体による食品安全及び食品基準の効率的な執行を保障するために協働する。また、食品加工機械の設計の衛生的な観点について両者は助言を行う。また放射性物質及び有毒な化学物質の放出に関する政策展開について情報交換や協働を行う。

[32] http://www.dfes.gov.uk/index.htm
[33] http://www.dti.gov.uk/
[34] http://www.environment-agency.gov.uk/
[35] http://www.hse.gov.uk/

⑥自治体規制調整機構[36]（LACORS:Local Authorities Coordinators of Regulatory Services(旧食品・取引基準地方自治体調整機構（LACOTS: The Local Authorities Coordinating body on food & Trading Standards)))

LACOTS は、協働や一貫性、良好な実践などを促進するための戦略を通じて、英国内の地方自治体による取引基準及び食品法の執行の質を高めることを目的とする機関として 1978 年に設置された。その後 2002 年 4 月以降には戸籍に関する業務や酒販売に関する規制、職場保健に関する新しい業務を加えられることにより、新しい名称として LACORS と呼ばれるようになった。

FSA との関連では、LACORS は英国内の地方政府の利益を代表し、地方政府の集合的利益や規制の効率性といった観点から、FSA を含むその他の団体や地方自治体に対して、適宜異議申し立てを行う。

⑦健康保護庁[37]（HPA:Health Protection Agency(旧公衆衛生検査サービス:PHLS Public Health Laboratory Service))

HPA は、公衆衛生検査サービスを改組し、2003 年 4 月に設立された。公衆衛生の維持、そして感染症、化学物質、有毒物質や放射性物質の危険による人々への健康への被害を最小限に止めることを目的とした機関であり、公衆衛生、伝染病あるいは緊急時対応等の分野における科学的知見に基づいた施策を実施している。

FSA と HPA の協定は、旧 PHLS との間での協定が有効であるとされ、両者は食品由来の疾病の調査や、食品や水の微生物学上の調査、食品由来の疾病の発生の調査などについて協調することとなっている。HPA は、食品由来の疾病の発生について FSA に情報を伝達し、また微生物学上の調査などで FSA と協働する。

[36] http://www.lacots.com/pages/trade/lacors.asp

[37] http://www.hpa.org.uk 「英国を中心とした欧州における狂牛病による変異型クロイツフェルトヤコブ病に関する調査研究報告書」（平成 14 年度行政官短期在外研究報告書 鈴木章記）に詳しい

7. 食品緊急時におけるリスク管理

FSA の業務の多くは、食品に関するリスクを理解し、それに対処するものである。それらの業務は、次のような原則に基づくことを目指している。

図表 3-11 FSA の業務における方針

・予防的対応をとる
・最良のリスク判断に基づいた決定、行動を行う
・必要に応じ、速やかに行動する
・首尾一貫したアプローチをとる
・自ら判断するために、必要とする人全てに情報を提供する
・消費者の要求と関心に合わせる
・他の経験から学ぶ

出典）FSA “THE FOOD STANDARDS AGENCY’S APPROACH TO RISK”

(1) リスク管理の５つのプロセス

FSA のリスク管理は、次のような 5 つの段階からなる。図表中の右欄は、BSE Inquiry の報告書を基にした、個々の段階で適用されるべき原則である。この原則は、質問形式のチェックリストによって確認される。

図表 3-12 食品リスク管理の段階と原則

（ｉ） 注意が必要なリスクを発見する	事実を正しく把握する
（ii） リスクを評価する	先入観を持たない
（iii） 取るべき行動を決定する	厳格に適用する
（iv） 決定を実行に移す	包み隠さずに行動する
（ｖ） 決定の効果を監視し、再検討する	関係者を参加させる

出典）FSA “a framework for measuring food risk management against Phillips’ Lesson” より作成

(2) リスクの発見

FSA は、フードチェーンに影響する様々な事故、緊急事態に対応している。食品事故の発生などの食品リスクの発見は、地方自治体や食品関連業者、他の省庁等の機関からの通報又は FSA の調査プログラムによってなされる。このような事故のうち、火災や油漏れ、放射能漏れなど環境汚染に関連するものは、化学汚染・動物飼料部門の事故対応班（Incident Response Branch）が通報の窓口となる。また、食品製造や加工、販売過程に関連する一般的な食品事故は、地方自治体執行部門の食品事故班（Food Incident Branch）が窓口となる。これらの部署は通報を受けた後、情報が正確であることを確かめた上で、どの部署がその事故を扱うことが適切かを判断する。これにより決定された部署は所轄部門（Lead Division）と呼ばれ、窓口となった部署と共同でリスク評価を行う。把握された事態に対する対処については、FSA 内部において用いられる管理・対応

マニュアルが整備されている。

図表 3-13 食品事故の発見と対応

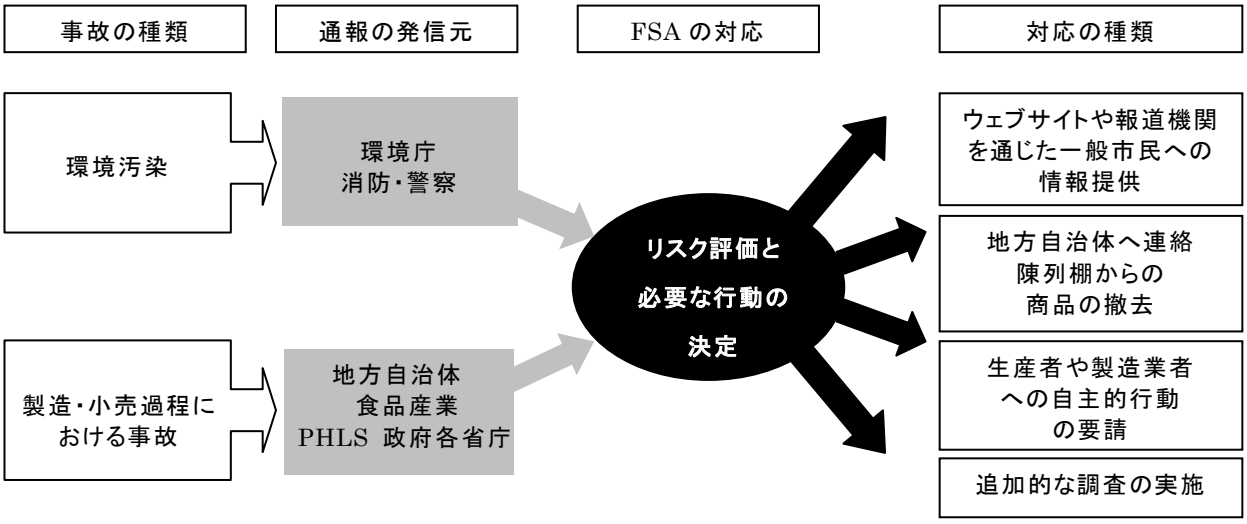

出典）NAO“Improve Service Delivery　Food Standards Agency”

FSA が 2002-03 年度に扱った食品事故は、467 件であり、その内訳は次の通りであった。

図表 3-14 FSA の扱った食品事故の内訳

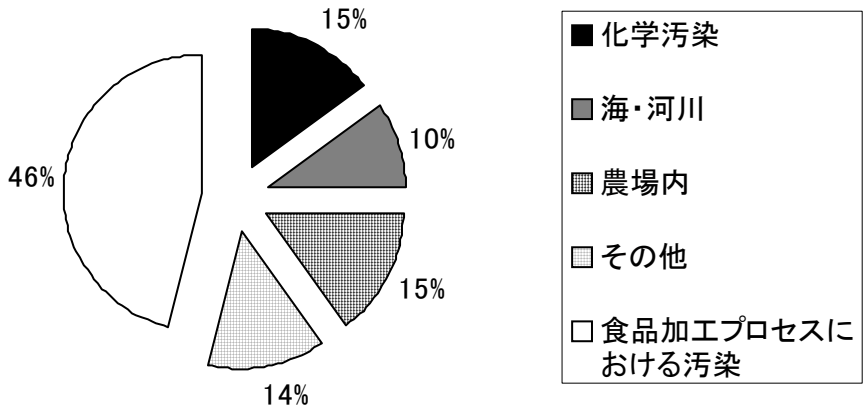

出典）FSA 資料

(3) リスクの評価

FSA によるリスク評価は、次に挙げる 3 つの質問の答えを見つけ出すことであるとされている。

図表 3-15 リスク評価における 3 つの主な質問

・発生する被害は何か　(“what is the harm that might be caused?”)
・発生する可能性はどれ位なのか　(“how likely is it?”)
・特にリスクにさらされる人々がいるか　(“are particular groups of the population more at risk than others?”)

出典）FSA“THE FOOD STANDARDS AGENCY’S APPROACH TO RISK”

リスク評価のためには、情報収集が必要である。必要な情報は、正確な問題点、製造量、出荷日、写真やコード番号、実際に販売された地点や、企業に関係するものであればその企業自身がこれまでどのような行動をとってきたか等である。FSA は地方分局を設置していないので、DEFRA 等の地方分局を利用する。

情報収集には、科学の専門家も必要である。内部の人材だけでは不足する場合、外部の専門家を招聘する。必要な機器があれば借りる手配をするなど、全ての食品リスクに対処する準備をしている。

リスクについては、短期的なものか長期的なものか、環境的な波及効果などを細かく評価し、既に調査や研究で入手されている情報と照らし合わせながら、そのレベルを決定する。

(4) 警報・通報システム

警報システム・通報システムは、下図のように、公式、非公式の 6 種のシステムから構成されている。

図表 3-16 警報システム・通報システム等

公式	
FHW	英国で流通している食品の健康へのリスク 食品産業による廃棄、回収 地方自治体の対応を通知すべきもの
RASFF	英国から他の加盟国、それ以外の国々への、またはその逆のルートでの生産物の流通
緊急管理命令	食品による健康への切迫したリスク 1990年食品安全法第13条に基づく命令は必ずFHWのカテゴリーAとして発表される。
規則	食品安全や消費者保護のため
非公式	
行動なし	危険がないもの、認められないもの
電話やFAX、E-mailでの連絡	いくつかの地方自治体への連絡で足りるもの

出典）FSA 資料

図表 3-17 警報システム・通報システム等のフローチャート

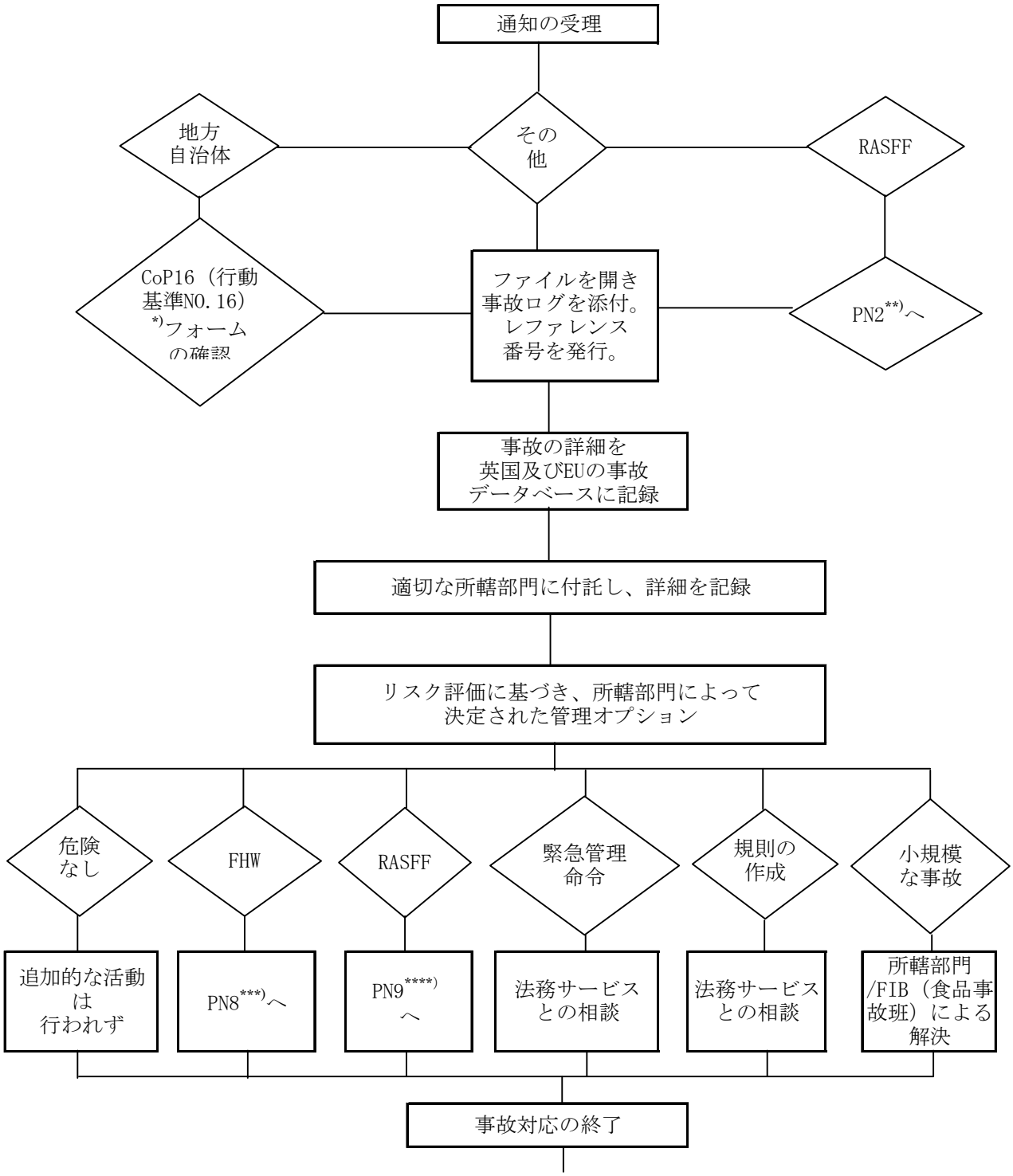

*)行動基準 NO.16 とは、食品基準法の下で作成された行動基準であり、食品インシデントを察知した際に地方自治体がとるべき行動について助言する機能を果たす。

**）PN（手続書：Procedure Note 以下 PN とする)とは、FSA の地方自治体執行部門が作成するインシデント対応の手続書であり、PN2 には、RASFF 通知を受理した際の手続きが記されている。

***）PN8 には、所轄官庁から FHW が発行された際の手続きが記されている。

****）PN9 には、地方自治体執行部門から RASFF 通知が発行された際の手続きが記されている。

①FHW（食品危険警告:Food Hazard Warning）

FSA は地方自治体に対し FHW を発行する権限を有している。FHW は、食品に関する問題の周知や、問題に対して取られるべき地方自治体の対処方法を明確にするためのものである。また、食品産業や他の関係者、消費者への情報提供も兼ねている。FHW は、以下の 4 つのカテゴリーに分けられている。

図表 3-18 FHW のカテゴリー

A: 早急な行動が求められる	重大な事故・問題により、実際に又は可能性として極めて高いリスクがある。地方自治体には、市場から製品を排除するため早急な対応が求められる。
B: 行動が求められる	重大な事故・問題により、実際に又は可能性として高いリスクがある。地方自治体には、市場から製品を排除するため早急な対応が求められる。
C: 必要に応じて行動が求められる	事故により中程度又は低いリスクがみられる。例えば、製品回収の監視の必要、限定された販路での食品の流通
D: 情報提供	低いリスクであるが、地方自治体への情報提供が必要である。例えば、十分な消費者保護による製品回収。

出典）FSA 資料

図表 3-19 FHW の例

内容	カテゴリー
Rajah ブランドの調味料に使用されたインド産チリパウダーへの Sudan 1 色素の混入(2003 年 7 月 31 日発行)	C
バラムツをシーバス（スズキ）とした誤記とその消費の健康への影響の可能性(2003 年 8 月 20 日発行)	D
レバノン産タヒニのサルモネラ汚染(2003 年 9 月 26 日発行)	C
食用アカシカへの許可されていない獣医薬の使用(2003 年 10 月 16 日発行)	B
Cow&Gate ブランドのチーズと焼トマトのパケットミールの製品回収(2003 年 12 月 1 日発行)	D

出典）FSA ウェブサイトより作成

FHW は、リスク評価によって発表が適当であると判断された後、次図の手順をとって発表される。

第 1 案～最終案の回覧先には所轄部門や各グループ・部門の長の他に、関係する食品企業や地方自治体が含まれる。

図表 3-20 FHW 発表のフローチャート

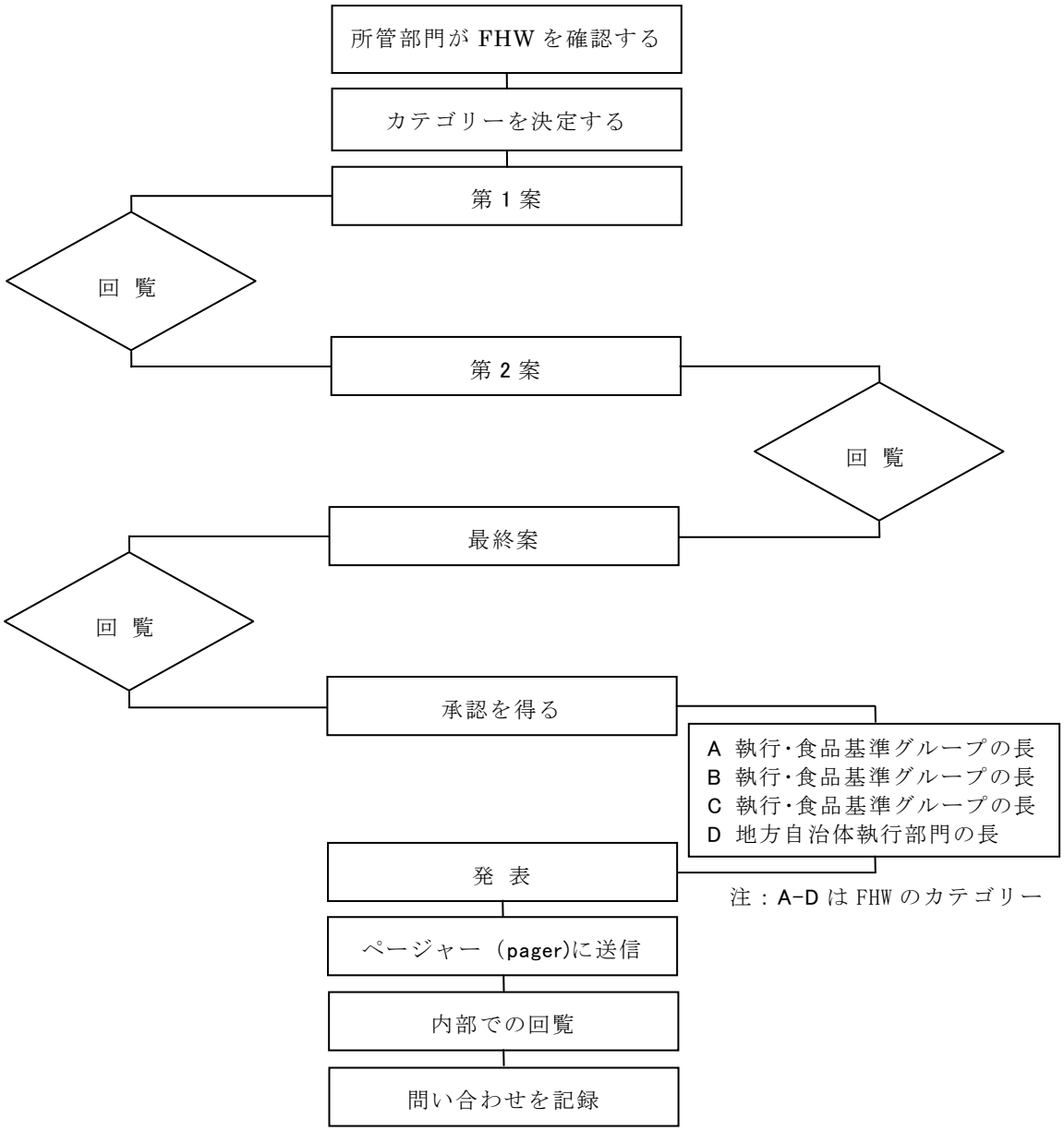

注：A-D は FHW のカテゴリー

出典）FSA 資料

近年の FHW の発行件数は、以下の通りである。

図表 3-21 FHW の発行件数（2001-2003 年）（単位：件）

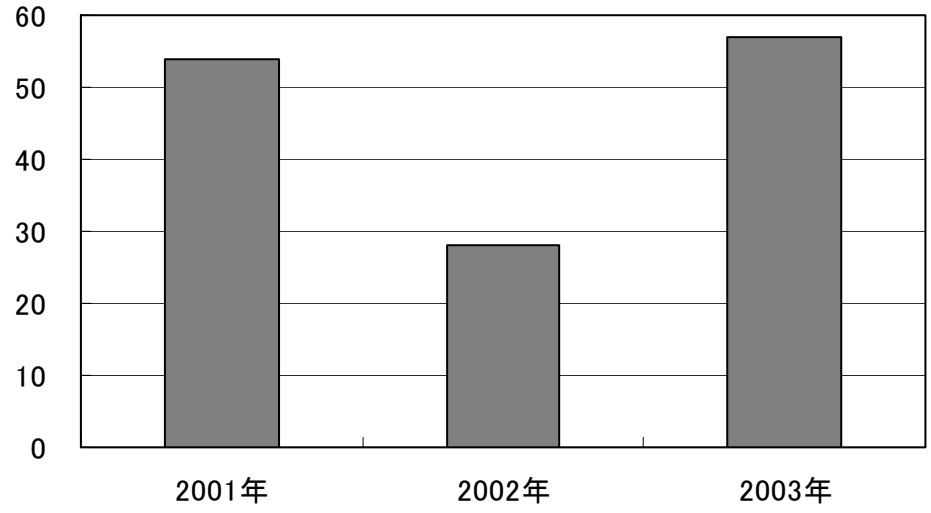

出典）FSA 資料

②RASFF（食品・飼料緊急警報システム:Rapid Alert System for Food and Feed）

RASFF は食品・飼料における消費者の健康と安全に関する重大なリスクを通知するシステムであり、英国を含む EU 加盟国と EFTA（欧州自由貿易連合）加盟の各国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）と欧州委員会、EFSA（欧州食品安全機関: European Food Safety Authority）（以下 EFSA とする）のネットワークである。根拠法は Regulation (EC)No. 178/2002[38]の第 50～52 条である。

ネットワーク内の各国は、食品・飼料に関する人間の健康に関する重大な直接的・間接的リスクの存在に関する情報を得た場合、速やかに欧州委員会の下にある EFSA に通知しなくてはならない。欧州委員会はこの情報をネットワーク全体に速やかに転送する。

RASFF によって提供される情報は、以下のように分類されている。

・警告通知（Alert notifications）

警告通知は、市場に流通している食品又は飼料に早急な対策が必要な場合に送られる。通知は、全ての加盟国に該当製品が市場に流通していた場合の必要な対策を確認するための情報を提供することを目的としている。

これにより消費者は警告通知が出されている製品が市場から排除され、又は排除されつつあることを確認することができる。

[38] REGULATION(EC) No. 178/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2002 “laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety”（”一般原則及び食品法の要件、欧州食品安全当局の設置及び食品安全に関する諸手続きの規定”規則 No.178/2002）

・情報通知（Information notifications）

情報通知は、食品又は飼料に関するリスクが確認されたが、まだ市場に出回っていないような製品に関する通知である。

これにより消費者は、情報通知が出されている製品が市場に流通していないこと、又はあらゆる必要な手段がとられていることを確認することができる。

・ニュース（News）

警告通知や情報通知とする必要はないが、有益と判断される情報は、ニュースとして加盟国に提供される。

図表 3-22 RASFF による情報伝達のフローチャート

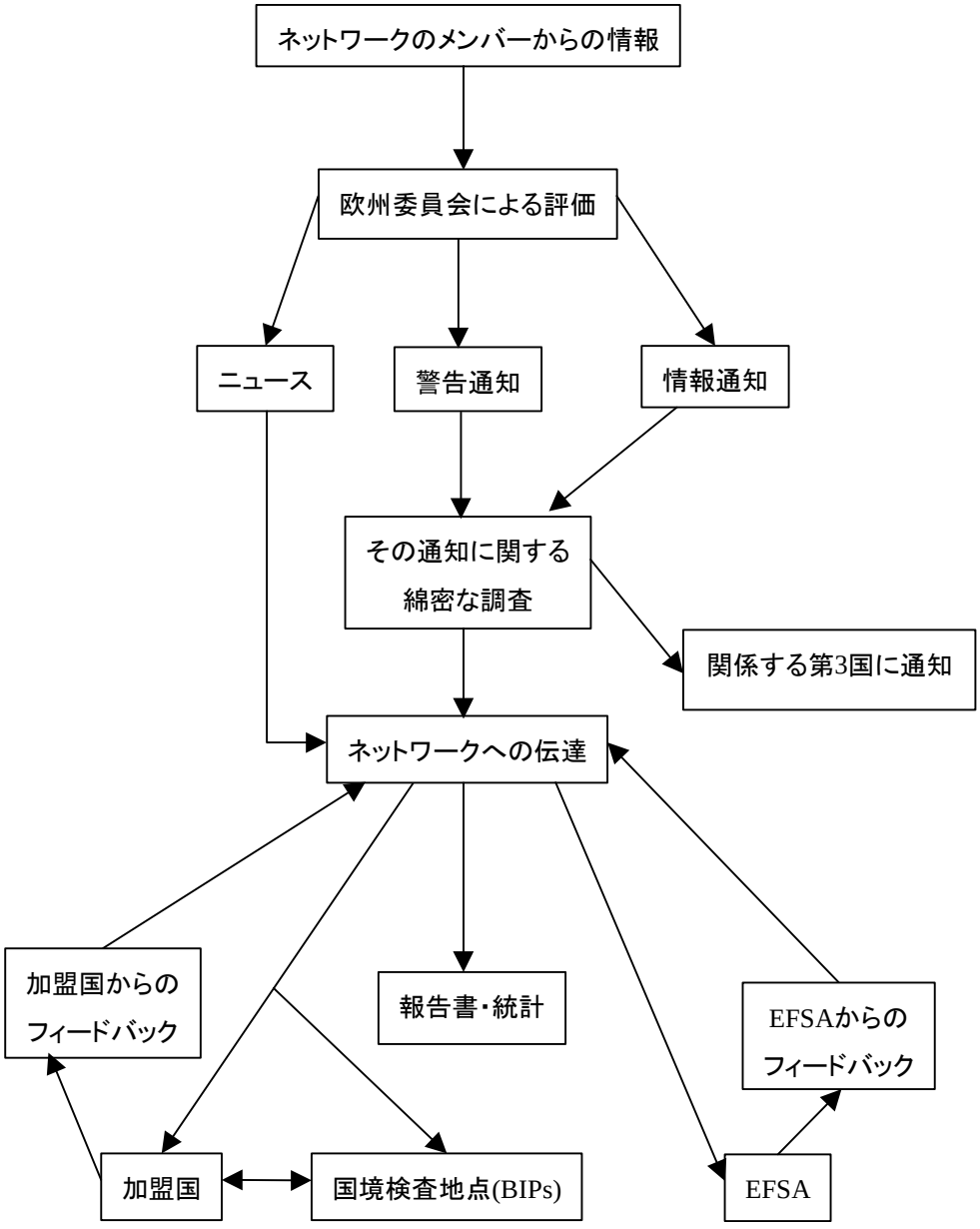

出典）欧州委員会”RAPID ALERT SYSTEM FOR FOOD AND FEED”

RASFF による通知件数は以下の通りであり、年々増加している。発行された通知は毎週、“Weekly Overview Reports”としてまとめられている。警告通知、情報通知には「追加」される場合があり、2003 年の警告通知への追加は 1,098 件、情報通知への追加は 878 件であった。

図表 3-23 RASFF による通知件数の推移　単位：件

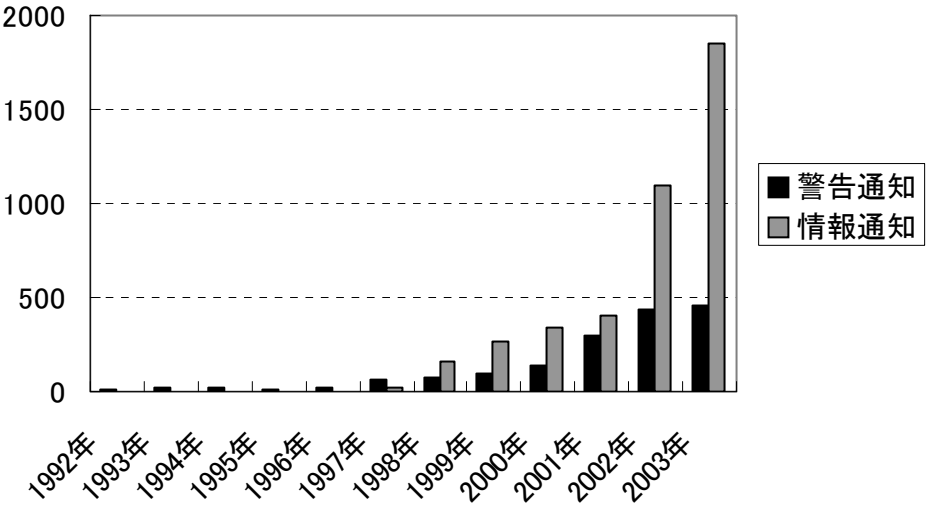

出典）欧州委員会“RAPID ALERT SYSTEM FOR FOOD AND FEED (RASFF) ANNUAL REPORT ON THE FUNCTIONING OF THE RASFF 2003“などを基に作成

FSA は、英国の RASFF における欧州委員会との通知・受け取り等の窓口となっている。受け取った通知が英国内に影響するものである場合、食品事故と同様にリスクアセスメント等のリスク管理のプロセスをとることになる。

③緊急管理命令・規則の制定

緊急管理命令 (Emergency Control Order)は、食品やその原料または食品と接触する可能性を有するものに、人間の健康に対する切迫したリスクがあると FSA が判断した場合に発せられる。この命令は、食品安全法第 13 条に根拠を持ち、食品基準法によって、その発行権限が当時の MAFF から FSA に委譲されている。この緊急管理命令は、既に流通している食品等に対する営業活動を禁止させる効力を持つ。

所轄部門によって規則 (regulation)の制定が必要と判断された場合には、法務部門と協議の上で、食品安全法第 16 条に基づいて制定される。

これに加えて、法律執行に関わる職員に対し、食品安全法第 10 条は改善通知 (improvement notice)、食品安全法第 12 条は緊急禁止通知 (emergency prohibition notice) を発する権限が賦与されている。改善通知は、衛生又は食品加工に関する法令を遵守していない営業活動に対して、緊急禁止通知は、営業活動が健康へのリスクの切迫性を高

めていると判断した場合に、その活動を停止させるために発せられる。

改善通知による公衆衛生へのリスクを裁判所 (court)が認めた場合には、その営業活動を禁止する禁止命令 (prohibition order)が発せられる。緊急禁止通知も同様にこれを裁判所が認めた場合には緊急禁止命令 (emergency prohibition order)となる。

8. FSA における BSE 対策

FSA は執行・食品基準グループ内に BSE 部門を設置しており、その下に３つの班(Branch)を持っている。

図表 3-24 BSE 部門の構成

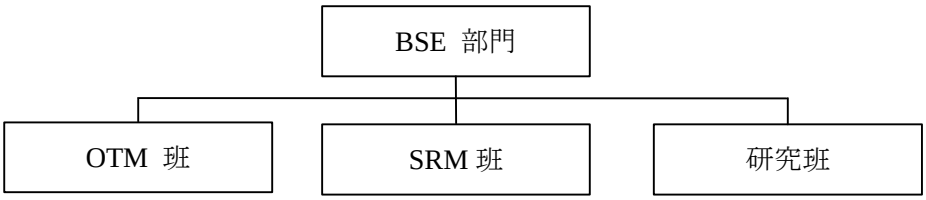

出典）FSA 資料

(1)Review of BSE controls

FSA は、設立直後の 2000 年に、ブレア首相の依頼に応じて当時の BSE 対策についてのレビューを行っている[39]。レビューでは、FSA により組織されたレビューチームと消費者や産業界、政府などの関係者との公開による協議が行なわれた。

報告書では、BSE 感染の主因を MMBM （ほ乳類由来の肉骨粉:Mammalian Meat and Bone Meal）とした上で、OTM（Over Thirty Months）ルール、SRM（特定危険部位:Specified Risk Material 以下 SRM とする）除去、肉骨粉の使用禁止など、これまで行われている措置は現時点では緩和すべきでないとの結論が出された。ただし OTM ルールについては、1996 年 8 月より、ほ乳類由来の肉骨粉の使用が禁止されており、BSE 症例数が予想通り減少するなどの条件を満たせば、BSE の潜伏期間として 5 年を置いて 2001 年 8 月より再度レビューを開始した上で、1996 年 8 月以降に出生した牛については 2002 年 1 月より OTM ルールの解除を検討できるとしている。

(2)現行の BSE 規制

英国における現行の BSE 対策の規制は、大きく分けて次の 3 点である。根拠法は EU による TSE Regulation 999/2001 である。この規制は EU 全加盟国に適用されるものである。英国ではこれに関連して、その執行に関する事項について TSE（England）Regulations 2002、TSE（Scotland）Regulations 2002、TSE（Northern Ireland）Regulations 2002 がそれぞれ定められている。

[39] FSA“Review of BSE controls”December, 2000.

①OTM ルール

月齢 30 か月以上の牛は、人間消費用に販売する事を禁止されている。例外として、BSE のリスクが非常に低いと認められた牛肉保証スキーム (Beef Assurance Scheme)[40]の牛群は月齢 42 か月まで消費用にすることが可能である。また、BSE の可能性が極めて低いと考えられる国々からの輸入には適用されない。

②SRM の除去

EU では、SRM の除去に関して、ポルトガル、スウェーデンと英国に対しては他の EU 加盟国とは異なる規定を設けている。

図表 3-25 EU 加盟国における SRM

英国とポルトガルで出生、飼育、食肉処理された牛	全年齢 扁桃腺、十二指腸から直腸にかけての腸及び腸間膜。
	月齢6か月以上 頭部全体（舌を除く。脳、眼、三叉神経節を含む）、胸腺、脾臓、脊髄。
	月齢30か月以上 後根神経節を含む脊柱（腰椎横突起、胸椎横突起、仙骨翼、尾椎を除く）。英国ではこれは牛肉保証スキームが適用されるものに限定される。
英国・ポルトガル以外の全ての加盟国	全年齢 扁桃腺、十二指腸から直腸にかけての腸及び腸間膜。
	月齢12か月以上 下顎を除く頭蓋骨と脳、眼、脊髄。
英国・ポルトガル・スウェーデン以外の全ての加盟国	月齢12か月以上 後根神経節を含む脊髄。但し、腰椎横突起、胸椎横突起、仙骨翼、尾椎を除く。

出典）FSA ウェブサイト

③飼料とその他の規制

・反すう動物の飼料にほ乳類由来のタンパク質を利用することは禁止されている。
・家畜の飼料にほ乳類由来の肉骨粉を混入することは禁止されている。
・家畜飼料が使用、生産、販売されている場所で、厳格に規定された環境の外でほ乳類由来の肉骨粉を保有することは禁止されている。
・牛、羊、山羊の骨を MRM（機械回収肉:Mechanically Recovered Meat 以下 MRM とする）の生産に利用することは禁止されている。

40 牛肉保証スキームは DEFRA により 1996 年 8 月から実施されている。これに認証されるには、牛群(herd)全体で BSE を発生したことがない、などいくつかの基準を満たす必要がある。認証されているのはイングランド、スコットランド、ウェールズを合わせて約 4000 頭である（2002 年 1 月現在）。詳細は、
http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/public-health/assurance.html を参照。

④EU の規制との比較

EU は英国に対して、BSE 発生の高リスク国として、他の EU 加盟国より厳しい措置を取っている場合がある。上記の SRM などの他にも、月齢 30 か月以上の牛は英国とポルトガル以外の加盟国では、検査で陰性が確認されれば出荷が可能となっている。

このうち、OTM ルールは昨年（2003 年）見直しプロセスが実施され、消費者や産業界、専門家などが数回の協議の上、勧告書を作成した。これに基づき、FSA は月齢 30 か月以上の牛に関しては BSE 検査を実施することによって、OTM ルールを代替することを政府に勧告した[41]。

⑤MHS による監視

MHS は食肉処理・加工の現場において、牛肉への SRM の混入や OTM ルールの違反について国産・海外産双方への監視を行っている。2002-03 年度には、輸入牛肉から 40 件の SRM の混入を発見したが、その多くは脊髄であった[42]。

[41] FSA ”FSA recommends Ministers replace OTM rule with BSE testing”,10. July, 2003.
[42] MHS ”Annual report & Accounts 2002/03” .

9. 食品基準に対する英国市民の意識

FSA は毎年、一般市民の食品に対する関心、食習慣や、FSA を含む食品行政のイメージ等について、一般市民を対象とした調査（CONSUMER ATTITUDES TO FOOD STANDARDS）を実施している。

最新の調査は、2003 年秋に実施された（WAVE4)。調査対象は、英国に居住する 3,000 名余りの一般市民であり、コンピュータを利用した個別調査（CAPI:Computer Assisted Personal Interviewing）により行われている。調査によると、食品安全に関しては約 7 割の人々が不安を持っていると回答しており、これは調査を開始した 2000 年と比較しても大きな変化は見られない。

図表 3-26 食品安全に関する不安　単位：%

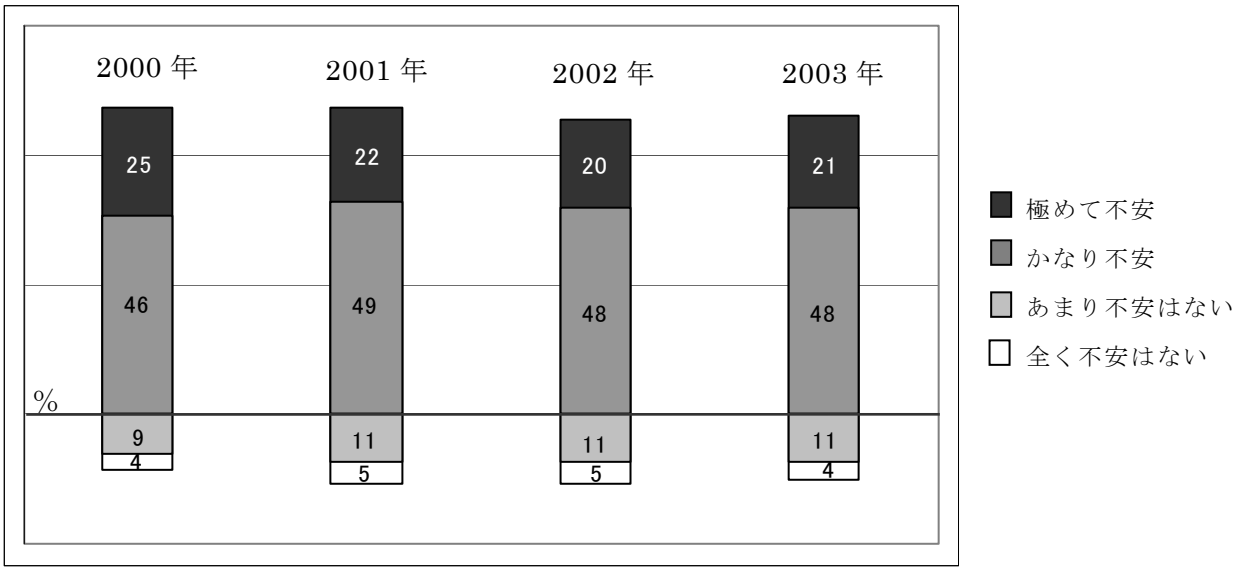

出典）FSA ”CONSUMER ATTITUDES TO FOOD STANDARDS WAVE 4”

個別の食品に関する問題については、サルモネラ菌などの食中毒への関心が常に最も高い。BSE については 42%の回答者が関心を持っていると答えたが、3 年前の 2000 年の調査と比較するとその割合は約 20%も低下している。

図表 3-27 個別の食品問題への不安（単位：％）

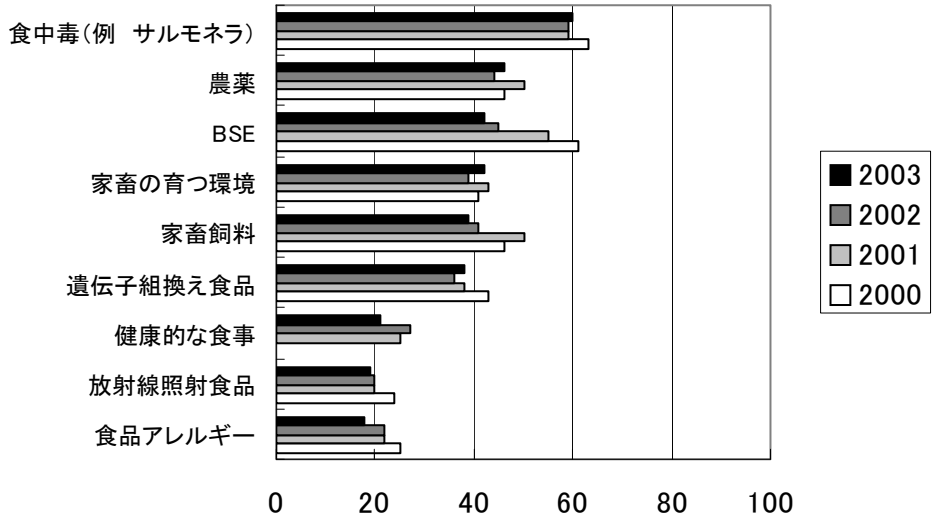

出典）FSA ”CONSUMER ATTITUDES TO FOOD STANDARDS WAVE 4”

FSA に関しては、食品安全に関する情報源としての評価が高く、地方自治体、スーパーマーケットや消費者団体と比較して、「FSA」を情報源とすると答えた人数が 1 位となった。ただ、実際に利用した事のある情報源としては、スーパーマーケット、地方自治体に次いで 3 位に留まっている。

図表 3-28 食品基準と安全：情報源とするもの（単位:%）

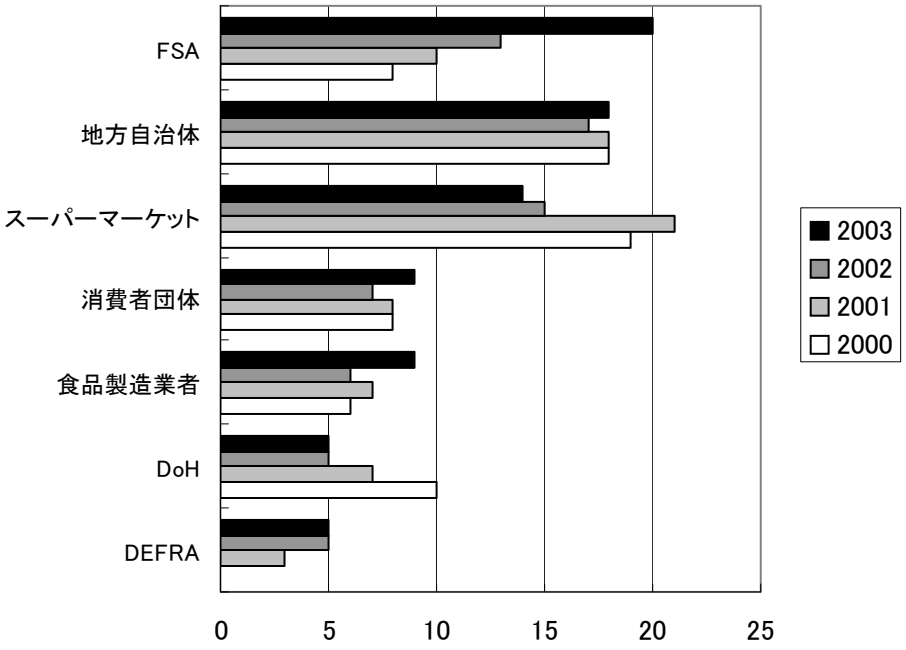

出典）同前

また FSA の認知度は 75%であり、2000 年の 58%と比較すると増加しており、FSA を

信頼できると答えた人も 86%と、DEFRA や DoH など他の政府省庁より高くなっている。

図表 3-29 FSA の認知度（単位:%）

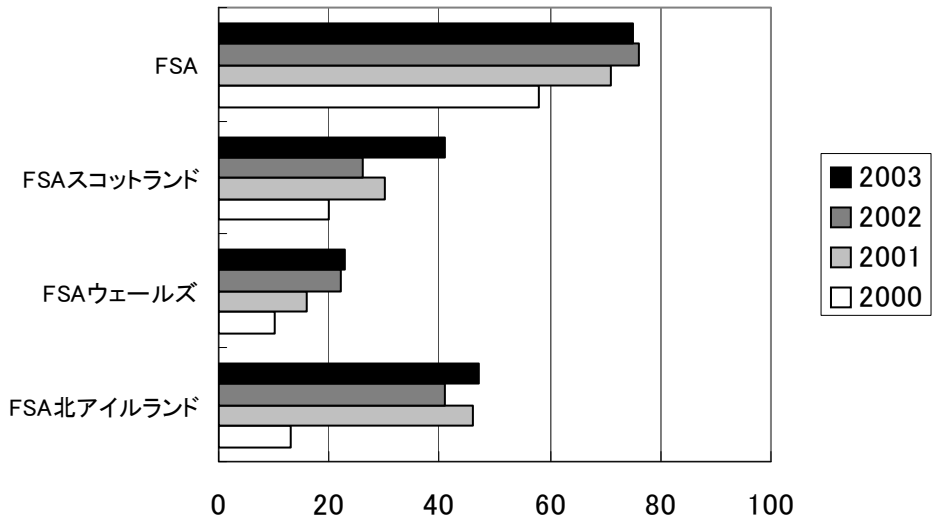

出典）FSA ”CONSUMER ATTITUDES TO FOOD STANDARDS WAVE 4”

しかし、FSA が「偏らず独立した情報を提供している」と答えた人は 29%、「消費者の意見が反映されている」と答えた人は 22%に留まっている。これに対し、「食品産業の意見が反映されている」「政府の意見が反映されている」と答えた人がそれぞれ 25%にのぼっている。

図表 3-30 FSA への認識（単位: %）

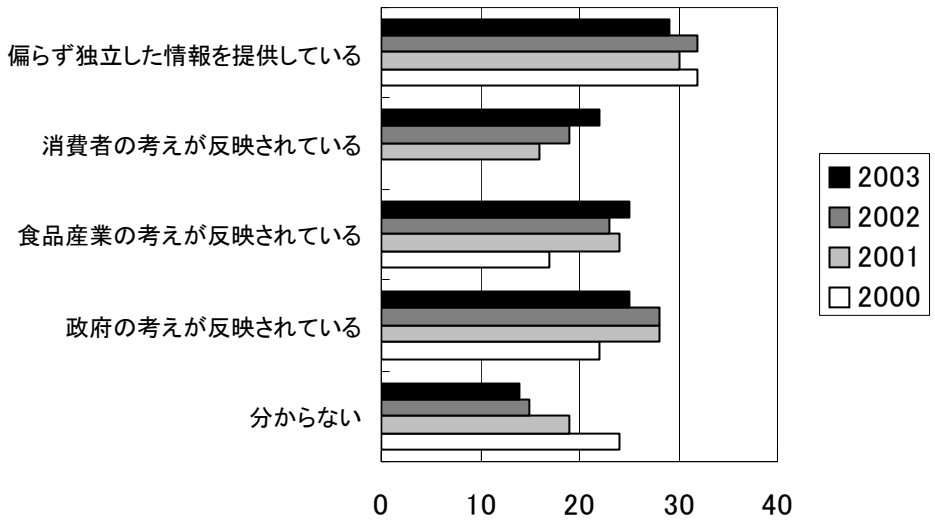

出典）同前

10. 英国議会下院決算委員会による FSA のレビュー

2003 年に NAO（National Audit Office: 英国会計検査院）による FSA のサービス提供改善に関する報告書“Improve Service Delivery :Food Standards Agency”[43]が発行された。

NAO は会計検査院長(Comptroller and Auditor General)を長とする機関で、政府省庁への会計監査の他に VFM(Value for Money:支払に見合う価値)検査を実施している。その検査基準となるのは 3E と呼ばれる、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)である。

この NAO による報告書と FSA からの文書を基にして下院の PAC（決算委員会: Committee of Public Accounts）が審議を行い、2003 年 10 月に発表した報告書が、“Protecting public health and consumer interests in relation to food: Food Standards Agency”[44]である。この報告の結論・勧告に対する政府側からの回答は、2004 年 1 月に財務省覚書（Treasury Minute[45]）としてまとめられ、議会に提出されている。

図表 3-31 FSA のレビューの流れ

[43] NAO ”Improve Service Delivery：Food Standards Agency”, 2003.
[44] PAC ”Protecting public health and consumer interests in relation to food: the Food Standards Agency”, October, 2003.
[45] The Stationery Office ”Treasury Minute on the Forty-Third to the Forty-Sixth Reports from the Committee of Public Accounts 2002-03”, January, 2004.

図表 3-32 下院決算委員会による結論と政府側からの回答（要約）

下院決算委員会の結論

FSA が食品安全・基準に関して主導的であることをまだ十分に示しておらず、権威があり、信頼できるかどうかも疑問を持たれている。

政府側からの回答

FSA は、食品安全・基準に関する問題を主導する能力を示すことに大きな進化を遂げていると信じている。最新の調査では、情報の信頼性は消費者団体や他の政府省庁、スーパーマーケットより上位であった。FSA は既に食品関連法制の執行活動に関する相当量の情報を発行し、この分野の更なる消費者の啓発の必要性を認識し、促進を図っている。

下院決算委員会の結論

FSA の役割や責任の更なる明確化が必要である。他省庁との関係が不明確であると食品安全・基準の重要な問題を見逃したり、十分な対処が迅速にできない可能性がある。

政府側からの回答

FSA の役割と責任は、1999 年食品基準法と戦略計画に規定されている。FSA の業務は他省庁と密接に関連しており、類似領域に責任を持つ省庁とは、適宜、協定で関係を定めている。また、理事長、副理事長、事務局長は、他省庁の大臣や幹部職員と定期的に会合を持ち、双方に関わる問題を議論し、緊急問題への共同対処について合意している。

下院決算委員会の結論

食品に関する情報と助言の一次的な発信源として FSA はほとんど認知されておらず、認知度を高めるための長期的な戦略が必要である。まず、一般市民の助言や情報の利用状況を把握する準備を行い、各メディアの与える効果を評価すべきである。

政府側からの回答

一般市民による助言や情報の利用状況を把握する重要性に同意し、その効果を測定する研究・評価を開始する。FSA の認知度に限らず、食品安全、衛生、栄養に関する助言や情報の認知を高める必要に同意する。この活動計画は、2004 年中に作成する予定である。

出典）The Stationery Office“Treasury Minute on the Forty-Third to the Forty-Sixth Reports from the Committee of Public Accounts 2002-03”より作成

（略語表）

BIPs	Border Inspection Posts	国境検査地点
BSE	Bovine Spongiform Encephalopathy	牛海綿状脳症
CJD	Creutzfeldt-Jacob disease	クロイツフェルト・ヤコブ病
CVL	Central Veterinary Laboratory	中央獣医研究所（現　獣医研究所）
CWD	Chronic Wasting Desease	シカ慢性消耗性疾患
DARD	Department of Agriculture and Rural Development	農業地域開発省（北アイルランド）
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	環境・食料・農村地域省
DfES	Department for Education and Skills	教育・職業技能省
DoH	Department of Health	保健省
DTI	Department for Trade and Industry	貿易産業省
EA	Environment Agency	環境庁
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関
EFTA	European Free Trade Association	欧州自由貿易連合
FHW	Food Hazard Warning	食品危険警告
FSA	Food Standards Agency	食品基準庁
FSE	Feline Spongiform Encephalopathy	ネコ科海綿状脳症
GMO	Genbetically Modified Organisms	遺伝子組換え生物
HPA	Health Protection Agency	健康保護局
HSE	Health and Safety Executive	衛生安全庁
LACOTS	Food Authenticity and Local Authority Trading Standards	食品・取引基準地方自治体調整機構
MAFF	Ministry of Agriculture, Fisheries and Food	農業・漁業・食料省(現DEFRA)
MBM	Meat and Bone Meal	肉骨粉
MHS	Meat Hygiene Service	食肉衛生サービス
MMBM	Mammalian Meat and Bone Meal	ほ乳類由来の肉骨粉
MRM	Mechanically Recovered Meat	機械回収肉
NAO	National Audit Office	英国会計検査院
NCJDSU	National CJD Surveillance Unit	ナショナルCJDサーベイランスユニット
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OTM	Over Thirty Months	30か月以上
PAC	Committee of Public Accounts	下院決算委員会
PHLS	Public Health Laboratory Service	公衆衛生検査サービス
RASFF	Rapid Alert System for Food and Feed	食品・飼料緊急警報システム
SBO	Specified Bovine Offal	牛特定臓器
SEAC	Spongiform Encephalopathy Advisory Committee	海綿状脳症諮問委員会
SRM	Specified Risk Material	特定危険部位
TME	Transmissible Mink Encephalopathy	伝達性ミンク脳症
TSE	Transmissible Spongiform Encephalopathy	伝達性海綿状脳症
vCJD	variant form of Creutzfeldt-Jacob disease	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
VFM	Value For Money	支払に見合う価値
VLA	Veterinary Laboratories Agency	獣医研究所

●参考文献●

DEFRA (Department for Environment Food and Rural Affairs)

"Agriculture in the United Kingdom 2003"

http://statistics.defra.gov.uk/esg/publications/auk/2003/default.asp

"BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY CHRONOLOGY OF EVENTS (as at 31 December 2002)"

http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/chronol.pdf

European Commission

"RAPID ALERT SYSTEM FOR FOOD AND FEED "2003.6

http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/leaflet.pdf

"RAPID ALERT SYSTEM FOR FOOD AND FEED (RASFF) ANNUAL REPORT ON THE FUNCTIONING OF THE RASFF 2003" 2004.2

http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/report2003_en.pdf

Financial Secretary to the Treasury

"Treasury Minute on the Forty-Third to the Forty-Sixth Reports from the Committee of Public Accounts 2002-03" 2004.1

http://www.official-documents.co.uk/document/cm61/6105/6105.pdf

Food Standards Committee

(Food Standards Committee "Food Standards Draft Bill" 1999.3.24)

"Food Standards Draft Bill, First Report" 1999.3.31

http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm199899/cmselect/cmfoods/276/27601.htm

FSA (Food Standards Agency)

"a framework for measuring food risk management against Phillips' Lesson" 2002.2.14

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/note020205.pdf

"Annual Report and Accounts 2001/02" 2003.2

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/annrepacc0102.pdf

"Business Plan 2002-03"2002.6

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/businessplan2002_03.pdf

"CODE OF CONDUCT FOR MEMBERS OF THE FOOD STANDARDS AGENCY"

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/codeofconduct.pdf

"CONSUMER ATTITUDES TO FOOD STANDARDS WAVE 4" 2004.2

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/cas2003.pdf

"Departmental Report 2003" 2003.5

http://www.foodstandards.gov.uk/multimedia/pdfs/departmental_report03.pdf

"First Two Years" 2002

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/popularreport.pdf

"RESEARCH AND SURVEY PROGRAMMES ANNUAL REPORT 2003"2003.11.20

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/web_ann_res_rpt_03.pdf

"Review of BSE controls"2000.12

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/bse_fnl.pdf

"Strategic Plan 2001-2006" 2001

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/stratplan.pdf

"THE FOOD STANDARDS AGENCY'S APPROACH TO RISK"2001.5

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/riskapproach.pdf

"Westminster Funded Resource Accounts 2002-03" 2003.12

http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/resaccounts0203.pdf

HM Government in Consultation with the Devolved Administrations

"Interim Response to the Report of the Inquiry" 2001.2

http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/general/inquiry.pdf

"Response to the Report of the BSE Inquiry" 2001.9

http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/general/response.pdf

"The Food Standards Agency –Consultation on Draft Legislation" 1998.1; HC 276-1 1998-99

"Food Standards Bill in Standing Committee B"; House of Commons

http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm199899/cmstand/b/cmfood.htm

Labour Party

"New Labour New Life for Britain" (draft manifesto) 1996.10

"new Labour because Britain deserves better" (Labour Party General Election manifesto 1997) 1997

Lord Phillips of Worth Matravers, June Bridgeman, Malcolm Ferguson-Smith

"The BSE inquiry : return to an order of the Honourable the House of Commons dated October 2000 for the report, evidence and supporting papers of the inquiry into the emergence and identification of bovine spongiform encephalopathy (BSE) and variant Creutzfeldt-Jakob disease (vCJD) and the action taken in response to it up to 20 March 1996" 2000

http://www.bseinquiry.gov.uk/pdf/index.htm

MAFF (Minister of Agriculture, Fisheries and Food)

"The Food Standards Agency: A Force for Change" Cm 3830, 1998.
http://www.archive.official-documents.co.uk/document/maffdh/fsa/fsa.htm

MAFF/DH Joint Food Safety and Standards Group
"Food Standards Act"1999

MHS (Meat Hygiene Service)
"Annual Report & Accounts 2002/03" 2003.7
http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/mhsannualreport2002.pdf

NAO (National Audit Office)
"Improve Service Delivery : Food Standards Agency" 2003.3
http://www.nao.org.uk/publications/nao_reports/02-03/0203524.pdf

OIE (office international des épizooties)
"Number of cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) reported in the United Kingdom" 2004.2.27
http://www.oie.int/eng/info/en_esbru.htm
"Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) worldwide" 2004.3.12
http://www.oie.int/eng/info/en_esbmonde.htm

PAC (Committee of Public Accounts)
"Protecting public health and consumer interests in relation to food: the Food Standards Agency" 2003.11
http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmpubacc/708/708.pdf

Philip James
"Food Standards Agency report- an Interim Proposal by Professor Philip James" 1997.4.30
http://archive.food.gov.uk/maff/archive/food/james/cont.htm

SEAC (Spongiform Encephalopathy Advisory Committee)
"ANNUAL REPORT 2001.4 – 2002.3"
http://www.seac.gov.uk/publicats/SEAC_01-02.pdf
"CODE OF PRACTICE FOR THE SEAC" 2003.7(Revised)
http://www.seac.gov.uk/publicats/SEAC_CoP.pdf

Sleator, Alex
"The Food Standards Bill, Bill 117 of 1998-99, Research Paper 99/65," 1999.6.18

http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp99/rp99-065.pdf

The Advertising Association

"Summary of the Food Standards Committee Report, Food Standards Draft Bill"1999.3

http://www.adassoc.org.uk/summary/fscr.html

"The Food Standards Bill: Briefing Paper" 1999

http://www.adassoc.org.uk/summary/fsa2.html

Consultative Committee on Research into Spongiform Encephalopathies

"Interim Report (The Tyrrell report)" 1990.1

http://www.bseinquiry.gov.uk/files/ty/tyrrell03/tab04.pdf （draft interim report）

鈴木章記「英国を中心とした欧州における狂牛病による変異型クロイツフェルトヤコブ病に関する調査研究報告書」（平成 14 年度行政官短期在外研究報告書）

●ウェブサイト ●

DEFRA ウェブサイト　http://www.defra.gov.uk/
FSA ウェブサイト　http://www.foodstandards.gov.uk/
SEAC ウェブサイト　http://www.seac.gov.uk/
英国議会ウェブサイト　http://www.parliament.uk/
HSE ウェブサイト　http://www.hse.gov.uk/
EA ウェブサイト　http://www.environment-agency.gov.uk/
DfES ウェブサイト　http://www.dfes.gov.uk/index.htm
HPA ウェブサイト　http://www.hpa.org.uk/
LACORS ウェブサイト　http://www.lacors.com/
DTI ウェブサイト　http://www.dti.gov.uk/

資料 1 BSE 年表

（出典：BSE Inquiry, Volume 16 Reference Materialより仮訳）

年月日	できごと
1732	羊のスクレイピーが初めて記録されたが、当時はまだその名では知られていなかった。（当時の国王はジョージ2世、首相は英国初代首相のロバート・ウォルポール）
1794	農業委員会（Board of Agriculture）に、‘the Rubbers’と呼ばれる疾病が報告された。
1799	Youngの『農業史』*Annals of Agriculture*に、‘the Rubs’や‘the Rubbers’として、ベリー（Bury:地名）近郊で、家畜の一群が体を擦り合わせて（rub）死に至ったようであり、それにより数百頭が死亡した、と記述された。
1853	スクレイピーという疾病名の、現在得られる最古の記録。
1865	Liebigが豚の飼料に肉副産物（meat by-product）の利用を推奨。
1883	「牛におけるスクレイピー（Scrapie in a cow）」（フランス語原題：Un cas de tremblante sur un boeuf）をフランス人獣医 M. Sarraet が『獣医学誌（*Revue médicale vétérinaire*）』において発表した。（1881に発生した症例）。
1900	肉骨粉（MBM）が反すう動物の飼料として利用され始める。
1908	O. Kellnerが肉副産物の動物飼料への利用について言及。
1915	William Goodwinの翻訳により、O. Kellnerの『動物の科学的給餌』（*The Scientific Feeding of Animals*）が出版された。
1920	オーストリア人の神経学者Hans-Gerhard Creutzfeldtが、クロイツフェルト病（‘Creutzfeldt’ Disease）の症例を発表。
1920s	このころまでに、牛乳の生産量を高めるために必要なタンパク質の補給方法として、殺菌された肉骨粉や魚粉の利用が確立された。
1921	オーストリア人の神経学者 Alfons Maria JakobがCJDの4つの症例を報告。
1924	肥料飼料諮問委員会（Fertilisers and Feedingstuffs Advisory Committee）の報告で、混合飼料における生原料（raw materials）の利用に関する立法が勧告された。
1925	肥料飼料諮問委員会の報告で、立法の対象に肉骨粉も含めるよう勧告された。
1926	肥料飼料法（Fertiliser and Feeding Stuffs Act 1926）で肉骨粉が飼料として記述された。
1928	アメリカやヨーロッパで肉骨粉が牛の飼料に使われていたという記述。
1931	J. S. Thompsonの『子牛の飼料における肉粉の利用　－農夫の最近の経験より』（*The Use of Meat Meal in Calf Feeding: Some Recent Experiences by Farmers*）で肉粉の利用がスキム（skim）や乳清（whey）に代わる牛乳生産のための代替タンパク源とされた。
1932	肥料飼料規則（The Fertilisers and Feeding Stuffs Regulations 1932）で、給餌用の肉骨粉は40%以上のタンパク質を含むもの、と定義が改定される。この定義は英国がECに加盟する1970年代まで効力を持っていた。
1934	J. L. Reesがオーストラリアのサウスウェールズ地方で、多くの農場で羊の飼料として、牧草の補助にレンダリングされた肉粉を与えていると記述。
1936	公衆衛生法（Public Health Act 1936）でレンダリング業者（renderers）に地方自治体（local authority）の免許取得（obtain a licence）を要求。地方自治体は、免許の拒否と悪臭のような法的迷惑行為（statutory nuisance）に対する査察によって規制。

1936	S. Morrisの『泌乳におけるタンパク質の要求量』（*The Protein Requirements of Lactation*）で、乳牛（dairy cow）のタンパク質摂取効果の実験についての言及。多くの研究でレンダリングされた肉を含む飼料を利用。
1936	Gerstmann-Sträussler-Scheinker syndrome（GSS:ゲルストマン・スタウスラー・シャインカー症候群 まれな家族性CJD）が発見された。Gerstmann-Sträussler syndromeとしても知られる。
1939	A. C. T. Hewittがオーストラリアにおける乳牛への肉粉の給餌について記述。
1939–45	（第2次世界大戦）　英国は食糧増産の必要があり、人間用の食糧をできるだけ減らして家畜を増産する必要があった。農水省（Ministry of Agriculture and Fisheries）は、混合業者に対し混合飼料に食料にならない産業副産物(non-food industrial by-product)の利用を指導した。
1939–1940s	第2次世界大戦中から終戦直後にかけて、肉骨粉の生産は主に、防衛（一般）規則第55条（Regulation 55 of the Defence（General）Regulations 1939）による命令（order）で管理されていた。
1942	飼料命令（製造の規則）（The Feeding Stuffs（Regulation of Manufacture）Order 1942）が生原料を、動物又は魚を原料とする40%以上のタンパク質を含んだ乾燥血液以外の物質からなる動物性タンパクの豊富な物質（animal-protein-rich substances）と定義。
1943	R. G. LintonとG. Williamsonが良質な肉骨粉を貴重な補助的家畜飼料と記述。
1946	飼料命令（製造の規則）（Amendment No. 10）1946（No. 2124）が最低5%の動物性タンパクの豊富な物質を若い牛の飼料とすることを指示(specify)。この命令は1947年12月に飼料命令（製造規則）（Amendment No. 2）1947に置き換えられた。
1950	動物疾病法（Diseases of Animals Act）。
1952	エリザベス2世即位。
1957	kuru病が初めて報告された。
1957	動物疾病（食品廃棄物）命令（Diseases of Animals（Waste Foods）Order 1957）（SI 1957/628）。この中で、一部の動物、鳥類への煮沸されていない食品廃棄物の給餌を禁止。
1966.2.19	『*Nature*』に掲載されたD. C. Gajdusek, C. J. Gibbs Jr. and M. P. Alpersによる研究で、kuru病のチンパンジーへの脳内接種による伝達（intracerebral transmission）が明らかになった。
1968	シカゴの北西大学メディカルスクールのWalter R. Kirschbaum教授が、CJD150例の詳細な報告。
1969	スワン委員会：畜産と獣医学における抗生物質の利用に関する共同委員会（Swann Committee： Joint Committee on the Use of Antibiotics in Animal Husbandry and Veterinary Medicine）が、飼料への薬剤投与の問題と汚染のリスクに注目した。
1960s -1970s	大規模な継続レンダリングプラントがアメリカで開発され、より大規模化した多くのレンダリング業者に採用されるようになった。これまでの一括（batch）技術と比較して、労働力やエネルギーの大幅な削減が可能になった。
1970	農業法（Agriculture Act 1970）第4章「肥料と飼料」（Part IV: Fertilisers and Feeding Stuffs）において、タンパク質、ビタミン、エネルギーなどの処方規準による表示要件が導入された。飼料は、出荷前に表示を行わなければならなくなった。
1971	英国における最初の継続レンダリングプラントが稼働を開始。
1971–72	Prosper De Mulder（PDM：会社名）が、Carver-Greenfield のレンダリングプラント

をNuneaton, Warwickshireに最初の継続加工プラントとして導入。

1972 R. Roos 他が、CJD47例の詳細な報告。これには、脳内接種によって霊長類（primates）に疾病が伝達されたものも含まれた。

1973 肥料飼料規則（The Fertiliser and Feeding Stuffs Regulations 1973）（SI 1973/1521）。

1973 動物疾病（食品廃棄物）命令1973（Diseases of Animals（Waste Foods）Order 1973）（SI 1973/1936）により食品廃棄物の処理施設を地方自治体による許可制とし、査察の権限を与えた。

1974 Flixboroughの可燃性溶剤関連の化学工場で大規模な爆発。

1974 汚染管理法（Control of Pollution Act 1974）にレンダリング産業からの廃棄物の処理に関する条項が盛り込まれた。

1975 人畜共通伝染病命令（Zoonoses Order 1975）（SI 1975/1030）が、人間の健康へのリスクがある、サルモネラ菌、ブルセラ菌に感染した施設を管理。

1976 環境省通達（Department of the Environment Circular）: 動物廃棄物処理産業の臭気の管理。

c.1976 アメリカ農務省（US Department of Agriculture）がスクレイピーの羊と山羊の死体（carcasses）を人間、動物の食料としての利用禁止を決定。

1976.10 農業研究会議（Agricultural Research Council（ARC））がスクレイピーの研究に関する新たな諮問委員会を設立し、その報告に基づいて医療研究会議（Medical Research Council（MRC））と議論を行うことを決定。

1977 環境省が『動物廃棄物からの臭気の予防と軽減　－実施要綱（*The Prevention and Abatement of Smells from Animal Wastes: A Code of Practice*）』を発行。

1977 食肉処理場（衛生）規則（The Slaughterhouse（Hygiene）Regulations 1977）（SI 1977/1805）の第47条は、食肉処理場から動物廃棄物を少なくとも2日に1回除去することを要求した。

1978 肥料科学者 Dr. John Stamp はニュージーランド政府に、英国から輸入した繁殖用の羊（breeding flock）から発見されたスクレイピーを根絶するために、数千頭の羊を処分するよう勧告。

1978.3.9 MRCがCJD疫学研究の実行可能性を議論するワークショップを開催。

1978.6 神経科学委員会（Neurosciences Board）が、John Walton教授を議長とするCJDに関する作業部会を設置。その付託事項（remit）は、CJD疫学研究を実施する価値と可能性、関連する他の側面の調査の必要性について委員会に諮問することとされた。

1978.9.1 ウシバエ（イングランド及びウェールズ）命令（Warble Fly（England and Wales）Order 1978）（SI 1978/1197）の施行。

1979.4.2 EC指令（79/373/EEC）は、(1) 動物用混合飼料に何が表示されるべきか、(2) 何を表示できるかを規定。飼料の販売者が希望する場合、成分の表示を許可するが、強制ではない。英国の規則（UK Regulation）によって1982年に実施。

1979.5.3 総選挙で保守党が勝利。マーガレット・サッチャーが首相に就任。

1979.9 環境汚染に関する王立委員会（Royal Commission on Environmental Pollution）第7次報告書『農業と汚染』。

1979.11 MRCの資金提供によるCJD疫学研究の開始。

1980.1.31 MRCによるCJD作業部会第2回会議。

1980 ARC報告書『反すう家畜の必要栄養量（*Nutrient Requirements of Ruminant Livestock*）』の発行。魚粉を除く実験した全ての原料の中で、肉骨粉のタンパク質は、第1胃（rumen）において最も分解されにくい（less degradable than all）という、E. R. Orskov

	等の発見を引用。これにより、第1胃で分解されないタンパク質（Rumen Undegraded Protein（UDP））として大規模乳乳牛農家（high-yield milkers）の肉骨粉の大規模な利用が促進された。
1980	MRCは、何が神経病理ユニット（Neuropathogenesis Unit（NPU））となるのか(what is to be come)についてのDr. Alan Dickinsonの提案を審議。なぜなら、動物と人間双方の健康に関連し、ARCとMRC双方から資金を得なくてはならないからであった。
1981	ARC/MRC共同のNPUがDr. Alan Dickinsonの下でエディンバラに設立。
1981	動物疾病（タンパク質処理）命令（Diseases of Animals（Protein Processing）Order 1981）（SI1981/676）は、授権された職員（獣医）に飼料用の動物廃棄物、動物性タンパク質を処理する施設へ立ち入り、サンプルを採取して、MAFFの研究施設で試験する権限を与えた。
1981	生肉輸出（衛生、査察）規則（The Fresh Meat Export（Hygiene and Inspection）Regulations 1981）（SI 1981/454）は輸出を許可された食肉処理場で処理される、全ての動物がECの手続に従うことを要求。
1981	動物衛生法（Animal Health Act 1981、北アイルランドを除く）で、動物衛生と、動物疾病の管理について多くを制定。疾患を持つ動物の処理についても規定。
1982	英国は飼料の販売者が希望する場合、成分の表示を許可するが、強制ではない、という内容のEC指令を実施。（1979.4.2参照）.
1982	食肉（殺菌・染色）規則（The Meat（Sterilisation and Staining）Regulations 1982）（SI 1982/1018）において、食肉処理場から出た人間の消費に適さないあらゆる肉に、染色又は殺菌を要求。
1982	PDMが‘BioAdd’を「レンダリング後、保存時、飼料工場、農場での細菌の再感染からの合理的で継続的な保護」のため肉骨粉に導入。
1982.3.15	ウシバエ（イングランド及びウェールズ）命令（Warble Fly（England and Wales）Order 1982）（SI 1982/234）の施行。
1983	スコットランドで食肉・家禽肉（Poultrymeat）（染色・殺菌）規則（SI 1983/704）：イングランド、ウェールズにおける食肉（殺菌・染色）規則（The Meat（Sterilisation and Staining）Regulations 1982）と同様。
1984	供給と需要の不均衡を克服するため、牛乳生産割当（Milk production quotas）が導入された。（牛乳の生産が多すぎた。）
1984.11.12	肉製品・拡大（spreadable）魚製品規則（SI 1984/1566）によって、脳と一部の臓器は生肉製品には利用できないことになった。
1984.12.22	獣医（veterinary surgeon）のDavid Bee氏が、Peter Stent’s farm（Pitsham Farm）の背骨が婉曲し、体重が減った畜牛133号（Cow133）を診察するために招聘された。
1985	農業・食品分野研究開発優先施策決定委員会（Priorities Board for Research and Development in Agriculture and Food（1985年から1993年まで存在））は、動物疾病に関する資金を20％カットした。
1985.2.11	畜牛133号は死亡。頭部の震え（head tremor）と協調運動障害（incoordination）が早期からあった。
1985.4	Gerald Wells氏が後に共同執筆した*Veterinary Record*誌 vol. 121,（31 October 1987, p. 419）において、最初の牛が「新しい進行性海綿状脳症」（‘a novel progressive spongiform encephalopathy’）（すなわち、BSE）に苦しむ臨床的兆候が見られたと認定されたとした。
1985.4.1	独占合併委員会（Monopolies and Mergers Commission）が『動物廃棄物：大ブリテ

ンにおける動物廃棄物の供給に関する報告書（PDMとその子会社の飼料業界における市況）』（*Animal Waste :A Report on the Supply of Animal Waste in Great Britain*（on the market position of Prosper De Mulder and its subsidiaries in the rendering sector））を発行。

1985.8.13　*Preston Farmers Feed Declaration*が発行され、家畜別に生産されている、個々の飼料に使用されている成分が示された。

1985.9.10　獣医職員（Veterinary Officer）であるJ. M. Watkin-Jonesは、Stentの標本を中央獣医学研究所（Central Veterinary Laboratory（CVL））に付託。これらは、担当病理学者（duty pathologist）であったCarol Richardson氏によって扱われた。

1985.10.4　Bee氏がPitsham Farmの牛の飼料にカビ毒素（fungal toxin）を検知した研究所の報告を受け取った。

1986　飼料規則（The Feeding Stuffs Regulations 1986）（SI 1986/177）により、動物の栄養補給に使われる飼料や製品への添加物に関するEC指令の実施。

1986　飼料規則（The Feeding Stuffs（No. 2）Regulations 1986）（SI 1986/1735）が上記の規則に置き換えられた。

1986.6　Dr. Jeffreyは英国の野生動物公園（wildlife park）に居るニャラ（鹿のようなアフリカのウシ科の反すう動物）を、海綿状脳症と診断した。

1986.11　サウスウッド報告書（*Southwood Report*）において、BSEが実在のものとして（as an entity）最初に発見されたとした。

1986.11.27　Wye（地名）獣医検査センター（Veterinary Investigation Centre（VIC））が2頭の牛の脳のサンプルをPlurenden Manor Farm（Ashford近郊, Kent）からCVLに付託。

1986.12.11　Langford VICがブリストル（Bristol）近郊の農場の1頭の牛の脳のサンプルをCVLに付託。

1986.12.12　CVLのGerald Wells氏とDr. Martin Jeffreyは、WyeとLangfordから送られてきたサンプルを検査し、二人とも海綿状脳症であると判断。

1986.12.19　病理学教室長（Head of the Pathology Department）であるRaymond Bradley氏からCVL所長のDr. William Watsonへのメモにより、正式に新しい疾病が報告された。

1986.12　Dr. Watsonが獣医監（Chief Veterinary Officer（CVO））であるWilliam Howard Rees氏に新しい疾病について連絡。

1986 and 1988　R. F. MarshとG. R. Hartsoughは、アメリカでスクレイピーのような症状の牛がいる疑いがあると報告。

1987.1　G. Wells氏はDr. Hugh Fraser（NPU）に、CVLが「牛のスクレイピーを発見しつつある（beginning to see）」と伝えた。

1987.2　CVLは付託された脳のサンプルの中から、スクレイピー関連系線維（scrapie-associated fibrils（SAFs））を発見。

1987.5.29　Wells氏は医学・獣医学研究クラブ（Medical and Veterinary Research Clubs）の共同非公開会合において、未発表の報告によって新しい疾病を紹介した。

1987.6　最初の疫学的研究がCVLでJohn Wilesmith氏によって開始された。

1987.6.5　CVOはMAFF大臣(Ministers)に新しい疾病に関する提案を提出した（しかし、受理されたのは総選挙後の6月11日だった）。

1987.6.8　BSEについて書かれた論文「新しい牛神経疾患」（'A Novel Bovine Neurological Disorder'）がSuperintending Veterinary Investigation Officers（上席獣医検査官）に回覧された（circulated）。

1987.6.10　Rees獣医監は会合において、MAFF事務次官（Permanent Secretary）のSir Michael

FranklinにBSEの発生について説明。

1987.6.11　総選挙で保守党が勝利。

1987.6.13　Michael Jopling氏がJohn MacGregor氏の後任としてMAFF大臣に就任。Norman Fowler氏がJohn Moore氏の後任として保健社会サービス省（DHSS）担当大臣に就任。

1987.6.中旬以降　CVLとNPUとの間に公式な連絡関係が設立された。

1987.6　英国野生動物公園のゲムスボック（アフリカのアンテロープ）に海綿状脳症が報告された。

1987.7.8　Colin Whitaker氏とCarl Johnson氏がノッティンガムで行われた英国牛獣医学会（British Cattle Veterinary Association （BCVA））で「神経症候群」（‘A Neurological Syndrome’）について発表。

1987.7.11　「これまで報告されていない成牛の緩徐進行性神経障害」（‘A previously unreported slowly progressive neurological disorder of adult cattle’）が、「その他の状況」（‘miscellaneous conditions’）の中で*Veterinary Record*誌で簡単に紹介された（BSEという言葉は使われなかった）。

1987.7.13　Rees獣医監が議長となり、英国農業者組合（National Farmers’ Union （NFU））、英国フリージアン・ホルスタイン牛協会（British Friesian and Holstein Cattle Societies）、BCVAと会議が開催され、BSEについて説明された。

1987.8　CVLでBSEデータベースの開発が開始され、BSEと認定された全ての事例が記録されるようになった。

1987.8　Dr. Watsonが英国フリージアン・ホルスタイン牛協会にBSEについて報告。

1987.9.14　Dr. WatsonがNPUを訪問して、Dr. Richard Kimberlin、Dr. James Hope、Dr. Hugh FraserとBSEについて話した。Dr. KimberlinがNPU側の主たる連絡先とされた。

1987.9.24　*Big Farm Weekly*誌がBSEを「謎の疾病」（‘Mystery Disease’）として掲載。さらに*Farmers Weekly*誌と*Farming News*誌にも掲載（10月23日）。

1987年9月末　Derek Andrews氏がSir. Michael Franklinの後任としてMAFF事務次官に就任。

1987.10　Dr. Alan DickinsonがNPUを辞職し、Dr. Richard Kimberlinが後任となった。

1987.10.5-6　NPUのDr. HopeがBSEに感染した脳を分析し、異常なPrP（プリオンタンパク質（Prion Protein））を発見し、BSEがプリオン病（a prion disease）であると結論づけた。

1987.10.25　*Sunday Telegraph*紙が、「不治の疾病が乳牛を絶滅させる」（‘incurable disease wiping out dairy cows’）と報告した。これは全国紙における最初の報告であった。

1987.10.31　Gerald Wells氏らにより、牛の新しい進行性海綿状脳症（‘A novel progressive spongiform encephalopathy in cattle’）が*Veterinary Record*誌に掲載された。

1987.11　NPUが最初のマウス伝達実験を開始。（starts the first transmission to mice experiment）。2度目は12月9日から開始。

1987.11.25　CVLのDr. WatsonがBradley氏に、NPUとの共同によるBSE伝達実験の正式な許可を与えた。

1987.12.4　Lord Montagu of BeaulieuがJohn MacGregor氏に、感染した牛は人間用に食肉処理すべきでなく、またBSEに届出義務を課し、農家に補償を行うべきであると提案。

1987.12.15　Rees氏を議長とする政策会合が、Dr. Watsonの出席の下で行われ、現状と疫学的研究（epidemiological studies）（下記参照）の結果について検討した。獣医調査局（Veterinary Investigation Service（VIS））が診断の役割を担い、CVLが選ばれた農場から試料 （material）を得ることとなった。

1987.12.15　最初の疫学的研究が終了。反すう動物由来の肉骨粉がBSE発生の要因であることを示唆するいくつかの証拠が得られた。
1987.12.29　Dr. Watsonがマーモセットによる伝達研究を許可した。
1988.1　CVLの伝達性研究が開始された。
1988.1.8　Rees氏を議長とするBSEに関する会議の開催。当局（Officials）はBSEに届出義務を課し、補償を行って処分すべきとの勧告を決定。
1988.1.14　Wells氏が英国神経病理学会（British Neuropathological Society）で「神経細胞空胞変性と海綿状変化：成牛の新しい脳症」（‘Neuronal vacuolation and spongiosis: a novel encephalopathy of adult cattle’）と題した論文を報告。
1988.1-3　感染動物の飼料履歴のダブルチェックが開始される。混合業者に飼料への肉骨粉の混入の詳細についての要求が送付された。
1988.2　Dr. KimberlinがNPUを退職。
1988.2.24　MAFF大臣(Ministers)に補償政策を伴う処分（a slaughter with compensation policy）が提案された。
1988.3.3　Andrews氏が医監（Chief Medical Officer :CMO）のSir Donald AchesonにBSEについて報告し、人間の健康に対するリスクについて意見を求めた。
1988.3.4　ホワイトホール（Whitehall）においてMAFF大臣のAlistair Cruickshank氏と、英国レンダリング業協会（UK Renderers’ Association （UKRA））との会合が行われ、BSEが飼料による感染を通じて、レンダリングと関連している可能性が報告された。
1988.3.7　牛への成長促進ホルモンの使用に対するEC禁止令（EC ban）がEC農相会議で、英国の反対にもかかわらず復活した。
1988.3.8　Rees氏の開催で、英国農業供給貿易協会（UK Agricultural Supply Trade Association （UKASTA））、UKRA、穀物飼料取引協会（Grain and Feed Trade Association （GAFTA））が、レンダリング産業の様々な工程の検査(investigation)について議論。
1988.3.16　CVLのDr. WatsonとJohn Wilesmith氏がGuernseyの獣医に、BSEについて助言し、議論するため訪問。
1988.3.17　医監Sir Donald Achesonが公式の会合を主催し、BSEに関する専門家諮問会議の必要性が合意された。
1988.3.21　医監Sir Donald Achesonが保健大臣（Health Ministers）にBSEについて報告し、専門家諮問会議を提案し、Sir Richard Southwoodを議長に推薦した。
1988.3.23　保健大臣（Health Ministers）がBSEに関する専門家諮問会議の設立に合意。
1988年4月初め　Sir Donald AchesonがSir Richard SouthwoodとBSEに関する作業部会の設立について電話で議論。
1988.4.21　サウスウッド作業部会（Southwood Working Party）が発表された。
1988.5　サウスウッド作業部会が設立された。
1988.5.6　Rees獣医監からMAFF大臣(Ministers)へ、届出義務、処分と補償政策（a slaughter and compensation policy）、反すう動物（由来）飼料の禁止の提案。
1988.5.13　TV番組‘The trouble with Vera’で「狂った牛」（‘mad cow’）の映像を放送。
1988.5.18　会合でJohn MacGregor大臣が飼料の禁止(feed ban)、疾病（BSE）の届出、処分と補償政策に合意。
1988.5　政府がBSE命令（Bovine Spongiform Encephalopathy Order 1988 （14. Juneの項を参照））の制定を示唆。
1988.6　主要混合業者と反すう動物（由来）飼料の禁止開始時期について協議。
1988.6.1　Keith Meldrum氏が、William Howard Rees氏に代わってMAFFのCVOに就任。

1988.6.4 Dr. Tim HoltとJulie Phillips氏による論文「牛海綿状脳症」（‘Bovine Spongiform Encephalopathy’）が、*British Medical Journal*に掲載された。

1988.6.14 BSE命令1988（Bovine Spongiform Encephalopathy Order 1988 （SI 1988/1039））が制定され、一部の条文は7月18日から、残りは6月21日から施行された。

1988.6.20 サウスウッド作業部会が第1回会合を開催し、中間報告（interim advice）を速やかに発表することを決定（下記参照）。

1988.6.21 Sir Richard SouthwoodからAndrews氏 （MAFF事務次官）へ第1回会合での中間勧告（interim recommendation）として、感染死体の廃棄（destruction of affected carcasses）と、研究のための専門家作業部会の設立を含む書簡が出された。

1988.6.21 第7条を除くBSE命令が施行され、BSEの届出と、BSEが疑われる牛の出産時の隔離の準備がなされた。

1988.7 DHSSは保健省（DoH）と社会保障省（DSS）の２つに分割された。Kenneth Clarke氏は保健大臣に就任。

1988.7.7 処分政策の導入の決定が発表された。（疾病の保持が疑われる臨床的症状を持つ全ての動物の処分。）

1988.7.12 Wells氏がBSEの臨床病理学的特徴（clinico-pathological features of BSE）について、AFRCの動物調査委員会セミナー（an Animal Research Committee seminar of the Agriculture and Food Research Council）において発表を行った。

1988.7.18 反すう動物由来の飼料の禁止が実施され、1998年12月31日まで適用される。この間、レンダリング工程の検討が行われた。

1988.8.8 BSE（修正）命令1988（SI 1988/1345）と、BSE補償命令（Bovine Spongiform Encephalopathy Compensation Order 1988）（SI 1988/1346）が施行された。これにより処分と、確認された場合 （confirmed cases）には50%、陰性の場合は100%の補償が行われた。（双方に上限が設定される）。

1988.9 *Veterinary Pathology*にM. JeffreyとG. Wellsによる「ニャラの海綿状脳症」（‘Spongiform Encephalopathy in a Nyala’）が掲載された。

1988.9.5-9 アルツハイマー病と関連障害（Alzheimer’s Disease and Related Disorders）に関する初の国際会議がラスベガスで開催され、Dr. Hopeは「BSE：英国牛のスクレイピーのような疾病」（‘BSE: A Scrapie-like Disease of British Cattle’）と題したセミナーを開催。

1988.10 *Veterinary Record*は、BSEに感染した脳組織の脳内接種によるネズミへの伝達を報告。

1988.10.10 ロンドンでのAFRC会議において、Dr. Hopeはネズミと羊におけるスクレイピーの潜伏期間の管理について発表した。

1988.11.3 CVLはカリフォルニア大学のDr. Stanley Prusinerへの書簡で、サンプルの要請を断った。しかし、翌年には提供された。

1988.11.10 サウスウッド作業部会の第2回会合で、（1）反すう動物由来の飼料の禁止の拡大、（2）感染牛からの乳の処分、（3）感染牛の子孫のモニタリング、が勧告された。

1988.11.14 Sir Richard SouthwoodからMAFF事務次官Andrews氏へ書簡で、作業部会第2回会合からの中間勧告が送られた。

1988.11.17 CVLのBSE研究開発グループ（BSE R&D Group）の第1回会合が、CVOのオフィスがあるTolworthで行われた。.

1988.11.28 疾病の届出義務と処分政策が北アイルランドで、BSE（北アイルランド）命令（BSE Order （Northern Ireland） 1988 （SI 1988/422））と動物疾病（改正）命令（北ア

イルランド）（Diseases of Animals（Modification）（No. 2）Order（Northern Ireland）1988 （SI 1988/421））によって導入された。

1988.11.30 飼料に関する禁止事項と、自分の子牛以外への感染牛の乳の利用の禁止の延長決定が発表された。

1988.12.5 Kenneth Clarke氏の卵のサルモネラ汚染についての発言。

1988.12.15 BSE R&Dグループの第2回会合。

1988.12.16 サウスウッド作業部会第3回会合で、MAFFが感染牛の子孫を保護（preserve）する、いかなる手段も未だ取っていないことについての懸念が表明された。

1988.12.16 Edwina Currie氏が自身のサルモネラに関する発言に関連して辞任。

1988.12.20 Sir Richard SouthwoodからMAFFのMr. Andrewsへ、BSE感染牛の子孫の監視に関する書簡が送られた。

1988.12.22 人畜共通伝染病命令（Zoonosis Order 1988 （SI 1988/2264））で、BSEが人畜共通伝染病に指定され、動物衛生法（Animal Health Act 1981）の下で、人間へのBSEの感染を防ぐための権力行使が可能になった。

1988.12.30 BSE （No. 2）命令（SI 1988/2299）が施行され、飼料に関する禁止事項と、自分の子牛以外への感染牛の乳の利用の禁止の延長が実施された。

1989–1991春 MAFFはRoy Anderson教授のBSEデータへのアクセスを拒否。教授は代わりにエイズの研究に集中することを決定。

1989.1.4 Jeffrey Almond教授がBBC2 Antenna programmeでBSEについて紹介。

1989.1.11 動物疾病（飼料）命令（北アイルランド）（Diseases of Animals（Feeding Stuffs）Order（Northern Ireland）1989 （SI 1989/8））により、北アイルランドにおける反すう動物飼料への動物タンパク質の使用が禁止された。

1989.2.9 サウスウッド報告書（*Southwood Report*）が大臣(Ministers)に提出された。

1989.2.27 サウスウッド報告書が発行され、全ての勧告を導入した、又は導入する予定である（have been, or will be, introduced）との政府から返答が発表された。

1989.2.27 サウスウッド報告書による勧告の１つである、ティレル委員会（Tyrrell Committee）と呼ばれる研究顧問委員会（Consultative Committee on Research:CCR）の設立が発表された。

1989.3 CVLが豚の接種実験を開始。

1989.3.13 第1回ティレル委員会 （CCR）会合。

1989.4.11 第2回ティレル委員会 （CCR）会合。

1989.4.14 加工動物タンパク質命令（Processed Animal Protein Order （SI 1989/661））は、動物タンパク質加工業者（animal protein processors）の登録を要求し、授権された職員が加工した動物タンパク質の製造施設から、研究所での検査のためサンプルを得る権限を継続した。

1989.5.8 第3回ティレル委員会 （CCR）会合。

1989.6.10 ティレル報告書（*Tyrrell Report*）が政府に報告された。

1989.6.13 BSE R&Dグループ第3回会合。

1989.6.13 MAFF大臣John MacGregor氏から、一定の牛特定臓器の人間による消費の全面的禁止が発表された。

1989.6.16 ペットフード生産者が、脳、脊髄 （spinal cord）、他の牛特定臓器（Specified Bovine Offal （SBO））使用の自発的禁止を行った。

1989.6.27-28 米国立衛生研究所（メリーランド）（National Institutes of Health （Maryland））によるBSEに関する国際円卓会議。

1989.7.19　BBC2 AntennaによるBSEに関する番組の再放送（初回は1989年1月4日）.
1989.7.24　John Gummer氏がMacGregor氏の後任としてMAFF大臣に就任。
1989.7.26　MAFFはSBOに関する提案書簡（consultation letter）を関連組織に送付。
1989.7.28　EUによる、1988年7月18日以前に生まれた牛と、感染した、又は感染が疑われる動物の子孫の輸出禁止。（Decision 89/469/EEC）.
1989.11.13　牛臓器（禁止）命令（SI 1989/2061）がイングランドとウェールズで施行され、一定のSBOの人間の消費への利用が禁止された。
1989.11.13　UKASTAが、豚、家禽を含む全ての動物飼料へとSBOの禁止の自発的拡大を実施。
1989.11.14　国民保健サービス（NHS）の本部がLeedsに設けられ、DoHは政策決定に専念することができる、と発表された。
1989.11.21　NPUにおいて、BSE R&Dグループ第4回会合。
1989.12　Andrew Fleetwood獣医検査官が、Wye近郊の動物園にいたエランドを海綿状脳症と診断。
1989.12.6　Dr. Robert WillがCJD調査のための研究助成金をDoHに申請。
1989.12.18　Dr. HopeがNPUを辞職。1990年3月31日より。
1989.12.31　BSE（No.2）修正命令（The Bovine Spongiform Encephalopathy （No. 2） Amendment Order （SI 1989/2326））の施行。反すう動物飼料の禁止の期限（1990.1.1）が書かれた条項が削除され、永続的になった。
1990.1　Dr. Harash Narangが英国神経病理学会で講演を行い、CJDサーベイランスを最優先にすべきと主張。
1990　Dr. Stephen Dealler が、NPUのDr. Hugh Fraser、Dr. Moira Bruceを訪問。
1990　米農業省調査官が、スクレイピーに感染した物質を牛に注射する実験を開始。
1990.1.9　ティレル報告書と、勧告された全ての優先順位の高い又は中程度の業務は、進行中又は今後直ちに着手される（about to be undertaken）との政府の返答が発表された。発表は研究開発の資金を確保するために遅れたが、調査に遅れはなかった。
1990.1.30　追加協議の後に、SBO（禁止）規則（スコットランド）（The Bovine Offal （Prohibition） （Scotland） Regulations 1990） （SI 1990/112） とSBO（禁止）規則（北アイルランド）（The Bovine Offal （Prohibition） Regulations （Northern Ireland） 1990 ）（SI 1990/30）により、スコットランドと北アイルランドにSBOの禁止が導入された。
1990.1.31　5頭のアンテロープが海綿性脳症で死亡した（succumbed）と発表された。（グレータークドゥ（greater kudu）、アラビアオリックス（Arabian oryx）、エランド、ニャラ、ゲムズボック。このうち後の2頭はサウスウッド報告書でも言及された。
1990.2.3　*Veterinary Record* 誌で牛対牛間のBSE感染脳組織の脳内接種と静脈注射（intraveneous inoculation）による感染、ネズミへの経口経路の感染が報告された。
1990.2.7　欧州委員会決定（decision 90/59/EEC）により、英国は他のEU加盟国に生後6ヶ月未満で特別な標章を持っていない、又はBSEが疑われるか公式に感染が確認された牛から生まれた牛を輸出できなくなった。
1990.2.14　BSE補償命令（Bovine Spongiform Encephalopathy Compensation Order （SI 1990/222））で、最高100%の補償が導入された。事例の急増はなく、農家が過少報告を行っている（under-reporting）ことが示唆された。
1990.2.22　Gummer氏への提案。「現在実行されている子孫実験の結果を前に、疾病の母子感染 （maternal transmission）の可能性があることに対して、何をすべきかについての助言」（‘advice on what action should be taken in response to the possibility that

maternal transmission of the disease might occur in advance of results from the offspring experiment currently under way'）。

1990.3.8　Dr. WatsonがCVLを退職。

1990.3.12　MAFFの食品安全理事会（Food Safety Directorate）は、食品安全に関する「消費者パネル」の第1回定期会合を開催。BSEも議論された。

1990.3.14　Gummer氏は、感染牛の子孫の繁殖防止を、自発的なものにするか法令によって行うべきか （voluntary or statutory scheme）、海綿状脳症諮問委員会（Spongiform Encephalopathy Advisory Committee （SEAC））に意見（4月3日の項を参照）を求めることを決定。

1990.3.31　Dr. Hope NPUディレクターが辞職。動物衛生研究所（Institute for Animal Health）のDr. Chris Bostockが後任となった。

1990.4.1　欧州委員会へのBSEの届出義務が課された（Decision 90/134/EEC,3月6日制定）。

1990.4.3　SEAC設立の発表。

1990.4.9　SBOと他の組織（SBO and other tissues）の輸出を禁止するEC決定 （90/200/EEC）が3月30日から正式な行政上の禁止令となった。

1990.4　ネコ海綿状脳症（Feline Spongiform Encephalopathy （FSE））が初めて確認されたシャム猫が、ブリストル大学の科学者によって安楽死させられた（put down）。FSEは獣医のJanet Bradshaw （旧姓 Wyatt） 氏と Dr. Geoffrey Pearsonが発見。この事例は、専門家の意見を得るためにCVLのWells氏とMcGill氏に送られた。

1990.5　DoHとスコットランド政府 （Scottish Office）の資金提供による、CJDサーベイランスの再開。ナショナルCJDサーベイランスユニット（national CJD Surveillance Unit: CJDSU）は、Dr. Robert Willの下で、エディンバラのWestern General Hospitalに設立された。

1990.5.1　SEAC第1回会合。

1990.5.8　Wells氏がブリストル大学からのFSEの診断を確認。

1990.5.10　海綿状脳症のネコについて公表。

1990.5.13　*Sunday Times*紙が、Richard Lacey教授による全ての感染動物（infected herds）の処分の主張を掲載。

1990.5.15　複数の教育当局が、英国産牛肉の学校給食への全面的、又は一部使用禁止を実施。

1990.5.15　Gummer氏が「英国産牛肉は全く安全」と発表。

1990.5.16　一部の肉屋で売上げが前週比50％減少、との報道。

1990.5.16　Sir Donald Acheson医監が、牛肉の安全を保証。

1990.5.16　農業特別委員会（Agriculture Select Committee）がBSEの調査委員会（a inquiry into BSE）を開催することを決定。

1990.5.17　食肉および家畜委員会（Meat and Livestock Commission（MLC））は「英国産牛肉は全く安全」と全国紙に広告。

1990.5.17　SEAC第2回会合

1990.5.17　感染牛の子孫の繁殖に関する決定は、個々の農家と担当獣医に委ねられるべき、とのSEACの意見を発表。

1990.5 第3週　Gummer氏が彼の（若い）娘にハンバーガーを与えたことが、メディアで大きく扱われる。

1990.5.23　北アイルランド医監は、Sir Donald Achesonの「牛肉が安全」との声明を支持。

1990.5末　DoHとMAFFのスタッフが教育当局を訪れ、「なぜ牛肉の使用を学校夕食のメニューで継続すべきか」を説明。

1990.5末-1991初め　　フランス、オーストリア、西ドイツ、イタリアが英国産牛肉を禁止。

1990.6　MAFFがBSEの疑いのある事例の報告の重要性や従うべき手順、疾病（BSE）についての様々な観点からの指導が書かれたBSE注意書（Advisory Note）を農家向けに発行した。

1990.6.7　フランス、西ドイツ、イタリアが一定条件下での禁止解除に合意（下記参照）。

1990.6.8　欧州閣僚理事会は、英国からの牛肉と子牛の貿易に関する協定（arrangements for trade in beef and calves from the UK（Decision 90/261/EEC））に合意。これは、過去2年間BSEが確認されていない牧場（holdings）からの骨付き牛肉（bone-in beef）の輸入を求めるもの。

1990.6.13　SEAC第3回会合.

1990.6.14　MAFFは、脳を除去する前に頭肉（head meat）を無損傷の頭蓋（intact skull）から回収しなければならない、とする食肉処理場向け手引書を発行。

1990.7.2　SEAC第4回会合.

1990.7.12　BSE感染牛の子孫の繁殖のための利用についての公式の助言（official advice）を支持する科学的根拠が現時点で存在しない理由について、SEACが詳細な論証（detailed reasoning）を発行。（SEAC『牛におけるBSEの管理』）（SEAC: *The Control of BSE in Cattle*）。

1990.7.12　下院農業特別委員会が報告書を発行（下院農業特別委員会第5次報告 BSE : 委員会の活動、議事録と付録（Agriculture Select Committee Fifth Report: *BSE:Report of Proceedings of the Committee together with Minutes of Evidence and Appendices*））。付録18（Appendix 18）には、英国獣医学会（British Veterinary Association（BVA））から提出されたメモや、BSE感染牛の子牛からの繁殖についての意見が含まれていた。（paragraph 34; dated June 1990）。

1990.7.24　Dr. Tyrrellは、医監に「英国牛は食べても安全」と結論づけたSEACの論拠についての「牛肉摂取の公衆衛生上の影響とBSEの流行に関する意見」（'Opinion on the Public Health Implications of Eating Beef and the Epidemic of BSE'）を送付。

1990.7.26　CJDに関する国家レベルの研究協調(coordinating)のためのMRCの特別会合（*Ad hoc* meeting）。海綿状脳症に関する協調委員会の設立（マーレー委員会：Murray Committee）。

1990.9.7　BSEの豚への感染について協議するSEAC緊急会合。

1990.9.19　SEAC第5回会合。

1990.9.24　牛群（cattle herds）の記録管理の改良についての発表（Announcement on improved record-keeping in cattle herds）（下記10月15日参照）。

1990.9.24　研究所での豚へのBSE伝達についての発表。SEACは、人間の健康への示唆はないが、動物衛生上の予防として、全ての動物の飼料（ペットフードを含む）におけるある種の特定臓器を禁止すべき、と意見。

1990.9.25　BSE（No.2）修正命令（Bovine Spongiform Encephalopathy（No. 2）Amendment Order 1990（SI 1990/1930））により、SBOの利用禁止があらゆる動物飼料へと拡大された。他の加盟国への輸出も正式に禁止された。（第3国への輸出は1991年7月10日の貿易産業省（DTI）の法律で禁止される）

1990.9.28-29　世界獣疫事務局（Office International des Epizooties（OIE））の会合がパリで行なわれ、牛、牛肉、乳製品、牛製品の貿易と研究の協力について勧告がなされた。

1990年秋　MAFFの動物衛生グループ（Animal Health Group）がTolworthで再編成（restructuring）された。

1990.10.2-5 OIEの会議がソフィア（ブルガリア）で行なわれ、貿易、BSEの予防、管理とサーベイランス、研究の支援と生きた動物の貿易についてのさらなる議論が勧告された。

1990.10.15 牛（識別表示、マーキング、繁殖記録）命令（The Bovine Animals （Identification, Marking and Breeding Records）Order 1990（SI 1990/1867））により、牛畜業者(cattle farmers)に、繁殖記録の保存を求める新しい措置（arrangements）が導入された。この措置と移動記録（movement records）は10年間保持することになっていた。

1990.10.24 海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会（MRC Coordinating（Murray）Committee on Spongiform Encephalopathies）第1回会合（全5回）。

1990.11.1 SEAC第6回会合.

1990.11.6 EU閣僚が、向こう10年間の農家への直接補助金30%の削減に合意。

1990.11.11 William Waldegrave氏がKenneth Clarke氏の後任としてDoH大臣に就任。

1990.11.21 農業委員会の報告書への政府からの返答が発行された（7月12日参照）。

1990.11.28 ジョン・メージャーがマーガレット・サッチャーの後任として首相に就任。

1990.12 Eric Lamming教授が動物飼料に関する専門家グループ（Expert Group on Animal Feedingstuffs）議長就任を打診された。

1990.12.16 海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会第2回会合。3日間の海綿状脳症への分子的アプローチに関する国際セミナーを含む。

1991.2.6 MAFFがLamming教授を議長とする動物飼料に関する専門家グループの設立を発表。

1991.2.7 疫学的観点から見る方法について、SEACに助言するセミナー。出席者は、グラスゴーのRuchill HospitalからDr. D Reid、London School of Hygiene and Tropical MedicineからPeter G. Smith教授とDr. Paul Fine、メリーランド州Bethesdaの国立衛生研究所（NIH）からDr. Paul Brown。

1991.2.15 ラミング委員会第1回会合。

1991.3.7 SEAC第7回会合。

1991.3.13 ラミング委員会第2回会合。

1991.3.27 反すう動物飼料禁止後、子孫による初めてのBSE症例。

1991.4.5 エディンバラにて海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会第3回会合。臨床小委員会（アレン（Allen）委員会）第1回会合。

1991.4.11 ラミング委員会第3回会合。

1991.5.10 SEAC第8回会合。

1991.5.20 ラミング委員会第4回会合。

1991.5 パリにて第59回OIE定例総会（General Session）。OIEは国際動物衛生規約（International Animal Health Code）においてBSEに関する章を採用することを決定。

1991.6.13 ラミング委員会第5回会合。

1991.6.28 SEAC第9回会合。

1991.6.28 ラミング委員会第6回会合。

1991.7.1 海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会第4回会合。同時に臨床小委員会（アレン（Allen）委員会）第2回会合。

1991.7.7 欧州委員会は共通農業政策（CAP）を改革する提案を採択。穀物価格を35%、牛肉価格を25%、牛乳生産量割当（milk quotas）を15%削減。

1991.7.10 輸出品（管理）命令（修正No.7）（The Export of Goods（Control）（Amendment No. 7）Order 1991（SI 1991/1583））が施行され、第3国へのSBOの輸出が管理された。（DTI

legislation）。

1991.8　独占合併委員会（Monopolies and Mergers Commission）が、Prosper de Mulder Ltd（PDM）とCroda International plc.の合併を報告。

1991.8.15　ラミング委員会第7回会合。

1991.9.2-4　「人間と動物におけるプリオン病（Prion Diseases in Humans and Animals）」会議がロンドンのRoyal Institute of British Architectsで開催された。

1991.9.6　SEAC第10回会合。

1991.9.27　ラミング委員会第8回会合。

1991.10.10　ラミング委員会第9回会合。

1991.10.14　海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会第5回（最終）会合。

1991.10.23　ラミング委員会第10回会合。

1991.11　海綿状脳症に関するMRC協調（マーレー）委員会報告。

1991.11.6　BSE命令（Bovine Spongiform Encephalopathy Order 1991（SI 1991/2246））により現存のBSE法制が統合され、SBOから作られた肉骨粉の肥料としての使用を抑止する新しい条項が導入された。

1991.11.14　ラミング委員会第11回会合。

1991.11.28　SEAC第11回会合。

1991.12.11　ラミング委員会第12回会合。

1992.1.17　ラミング委員会第13回会合。

1992.2.13　*The Guardian*紙はJames Erlichman氏による、特定臓器禁止（命令）（offal ban）はBSEの流行を止められなかったとする、Lacey教授の懸念を引用した記事を掲載。

1992.2.19　ラミング委員会第14回（最終）会合。

1992.3.4　MAFFはBSEがマーモセットに感染したと発表。SEACは、現在用いられている対策は、人間と動物の健康にとって十分な保護手段となっていると結論づけた。

1992.3.12　牛臓器（禁止）（修正）規則（The Bovine Offal（Prohibition）（Amendment）Regulations 1992（SI 1992/306））により、脳の除去過程による頭肉の汚染を防止するため、頭蓋を開けた後の頭部の利用と、人間消費用の食料を常時扱っていない区域以外での脳の除去を禁止するという諮問委員会からの勧告が実施された。

1992.4.9　総選挙で保守党が勝利。

1992.4.28　SEAC第12回会合.

1992.5　OIE総会がパリで行なわれ、BSEに感染した国々からの牛製品の貿易条件（trading conditions）について合意。

1992.5.14　BSEに感染した、又はその疑いがある、又は1988年7月18日以前に生まれた雌親由来の牛胚（bovine embryos）の域内貿易を禁止するEC決定（Decision 92/290/EEC）。

1992.6　世界保健機関（WHO）が「動物と人間の海綿状脳症に関連した公衆衛生の問題：1991年11月12－14日のWHOミーティングからの覚書」（'Public health issues related to animal and human spongiform encephalopathies: a memorandum from a WHO meeting（12–14 November 1991）'）を発行。

1992.6.11　Virginia Bottomley氏がWilliam Waldegrave氏に代わって保健大臣に就任。

1992.6.15　動物飼料に関する専門家グループの報告書（ラミング報告書:*Lamming Report*）が政府に提出され、直ちに公開された。この勧告に関する回答も間もなく発表された。

1992.6.23　CJDSUによる、1985年から1990年4月と、1990年5月1日から1992年4月30日までを網羅した最初の報告書が発表された。

1992.6.30　SEACが調査に関する中間報告書（*Interim Report on Research*）を発表（報告書の日付は1992年4月）。

1992.11　英国経過報告書（*UK Progress Report*）が、EU常任獣医委員会（EU Standing Veterinary Committee）に提出された。

1992.11.12　反すう動物飼料に関する質問書がUKASTAの加盟企業に配られた。これは、1988年7月以降の反すう動物由来タンパク質の牛フードチェーンへの残存度を明らかにするものであった。

1992.11.15　SEAC第13回会合。

1992.11.24　カウンティごとの（by county）BSE症例の総件数が、定期的に下院図書館（library of House of Commons）に置かれることが、議会での質問に答える形で発表された。

1992.12.15　英国経過報告書が下院図書館に置かれた。

1992–93　BSE事例数が、頂点に達する。国全体の0.3%。BSEの発生数は、1993年初めから減少を始めた。

1993　海綿性脳症研究会議（Spongiform Encephalopathy Research Council（SERC））が、Dr. Stephen Deallerにより独立した科学者の組織として（as an association of independent scientists）設立された。

1993.1　生肉（衛生、査察）規則（The Fresh Meat（Hygiene and Inspection）Regulations 1992（SI 1992/2037））により、中央政府は食肉処理場の許可権を引き継いだ。これ以降、全ての食肉処理場は公認獣医師（Official Veterinary Surgeon）を持たなければならなかった。それまでは、輸出食肉処理場に限定されていた。

1993.1.1　動物・動物製品（輸出・輸入）規則（The Animals and Animal Products（Export and Import）Regulations 1992（SI 1992/3295））により、委員会決定（90/200/EEC）が実施された。これらの規則により、付録3(schedule3)に掲載されたEC法制に適合しない牛の輸出が禁止された。

1993.3.11　医監Dr. Kenneth Calmanは、前任（Sir Donald Acheson's）の牛肉は食べても安全、との保証を繰り返した。

1993.4.22　SEAC第14回会合。

1993.5.27　Gillian Shephard氏がJohn Gummer氏の後任としてMAFF大臣に就任。

1993.5.27　「OIE に対する英国経過報告書」（*UK Progress Report to the OIE*）が下院図書館に置かれた。

1993.6.10　「OIEに対する英国経過報告書」がEU常任獣医委員会に提出された。

1993.6.22　Dr. Tyrrell、Bradley氏、Wilesmith氏がLacey教授とDr. Dallerに面会。

1993.7.14　英国におけるBSE症例が10万件目に達したことが、議会での質問への答弁の中で、OIEに対する英国経過報告書の最新版として発表された。

1993.9　独占合併委員会がイングランド、ウェールズ、スコットランドにおける動物廃棄物の供給について報告。「イングランドとウェールズではPDMとその子会社、関連会社が有利な独占状態にあり、スコットランドではWilliam Forrest & Sonが有利な独占状態にある」。

1993.10.7　SEAC第15回会合。

1993.11.25　GB経過報告書（*GB Progress Report*）が下院図書館に置かれた。

1993.12.1　議会における質問への回答の中で、Nicholas Soames議員（MP）は、MAFFの動物飼料の安全性に関する専門家の助言を得るための協定（arrangements）について、説明した。全ての飼料に関する問題を扱う常任諮問委員会に関するラミング委員会による勧告に対しては、政府はこれらの問題は「個々の問題（specific issue）を

評価するために必要なあらゆる専門家の助言を得つつ、独立した評価（appraisal）を必要とするいかなる問題をも明らかにすることを目的とし」、定期的な再検討によってMAFFとDoHにより適切に監視（assess）されていると結論づけた。

1994.1.1 動物・動物製品（輸出・輸入）規則1993（The Animals and Animal Products（Export and Import）Regulations 1993（SI 1993/3247））が1992年規則を引き継ぐ形で、1992年規則は廃止され、委員会決定（92/290/EEC）が実施された。

1994.1.26 SEAC第16回会合。

1994.4 研究会議が再編成された。AFRCは、バイオテクノロジー・生物化学研究会議（Biotechnology and Biological Sciences Research Council （BBSRC））となり、化学工学研究会議（旧Science and Engineering Council：工学・自然科学研究会議（新Engeneering and Physucal Sciences Research Council））の生物化学に関する任務を引き継いだ。MRCに変更はなかった。

1994.4.1 牛脳症補償命令1994（Bovine Encephalopathy Compensation Order（SI 1994/673））が施行され、BSE補償協定が変更された。

1994.4.26 GB経過報告書が下院図書館に置かれた。

1994.5 GB経過報告書がOIE総会に提出された。

1994.5.24 輸出品（管理）命令（Export of Goods（Control）Order 1994（SI 1994/1191））が1991年の命令を引き継ぎ、関連規制を再制定した。

1994.6 英国経過報告書が更新された。

1994.6.25 牛へのBSEの経口感染実験を受けた緊急SEAC会合（‘No. 16a’）。

1994.6.27 BSEとほ乳類由来のタンパク質（mammalian-derived protein）の給餌に関する欧州委員会決定（94/381/EC）。デンマークを除くEU全域でのほ乳類（由来）タンパク質の反すう動物への給餌禁止。

1994.6.27 動物廃棄物処分用の代替熱処理システムの承認に関する欧州委員会決定（94/382/EC）。1995年1月1日から実施。

1994.6.30 さらなるBSE実験（病因:pathogenesis）の中間結果が発表され、BSEの曝露（exposure）から6ヶ月後と10ヶ月後に死亡した（曝露後2ヶ月後に死亡したものは除かれる）子牛の回腸末端部（distal ileum）（腸:intestine）における伝達力が明らかにされた。子牛の腸へのSBO禁止の拡大が生産者によって自発的に実行された。

1994.7.20 William Waldegrave氏がGillian Shephard氏の後任としてMAFF大臣に就任。

1994.7.27 牛肉輸出の新しい対策に関する欧州委員会決定（94/474/EC）が導入された。輸出用骨付き牛肉は、過去6年間BSEが発見されていない牧場の牛から作られなければならないとされた。

1994.8.30 SEAC第17回会合。

1994.11 Lacey教授による『狂牛病：イギリスにおけるBSEの歴史』（*Mad Cow Disease: The History of BSE in Britain*）が出版され、売り切れ状態となった。

1994.11.2 牛臓器（禁止）（修正）規則（The Bovine Offal（Prohibition）（Amendment）Regulations 1994（SI 1994/2628））により、生後二ヶ月以内に死亡した（those under two months which have died）以外の全ての牛の胸腺（thymus）と腸にまで、主要な規則による管理範囲が拡大した。海綿性脳症命令（The Spongiform Encephalopathy（Miscellaneous Amendments（雑則修正））Order 1994（SI 1994/2627））が動物飼料へのSBO利用の禁止の拡大、ほ乳類由来タンパク質の反すう動物飼料への利用の禁止、牛･羊･ヤギ以外の種への海綿性脳症の検査所見による疑わしい例（laboratory suspicion）の届出義務を課した。

1994.12.14　欧州委員会決定（94/474/EC）が決定（94/794/EC）によって修正され、1992年1月1日以降に生まれた牛の肉は、認証対象から除外された。

1994.12.16　GB経過報告書（*GB Progress Report*）が下院図書館に置かれた。

1995.1.30、1995.4.1（第8条1）　牛（記録、識別表示、移動）命令（The Bovine Animals（Records, Identification and Movement）Order 1995（BARIMO）（SI 1995/12））により、委員会決定（94/474/EC）による牛の認証要求（requirement to identity）が実行された。これは、牛（記録、マーキング、繁殖記録）命令（Bovine Animals（Identification, Marking and Breeding Records）Order 1990）を修正して置き換えたもので、牛の認証と登録を規定し、移動記録の保持を求めるものであった。

1995.2　SEAC報告書「伝達性脳症:現在の知識と研究の概要」（*Transmissible Spongiform Encephalopathies: A Summary of Present Knowledge and Research*）が発表された。

1995.2.10　SEAC第18回会合。ここで、反すう動物飼料禁止（BAB）以降に生まれた牛がBSE陽性と判断されたことに重大な懸念が示された。

1995.2.13-16　WhitehallのNobel Houseにおいて、Almond教授、Dr. Kimberlin、W. D. Hueston教授、Dr. Rosalind Ridley、Dr. Chris Bostockの5人からなる科学者チームが、MAFFによる感染性海綿状脳症（TSE）研究プログラム全体を再検討。

1995.3　ラミング委員会の口述記録（T7 p. 66）に基づき、感染は1グラムの感染物質からでも発生するという、科学実験に基づく情報が利用可能になった。前年12月、MAFF事務次官Richard Packerが、実験で0.5グラムの感染した生の牛の脳を食べた羊に「BSE」が発生した、と述べていた。（YB94/12.2/1.3）。

1995.3　Channel 4は、Dr. David Rayに有機燐化合物理論（organophosphate（OP）theory）のテストを依頼。

1995.3.6　欧州委員会決定（95/60/EC）が、欧州委員会決定（94/381/EC）によるほ乳類組織由来の乳、ゼラチン、アミノ酸（amino acids）、第2リン酸カルシウム（dicalcium phosphate）、乾燥血漿（dried plasma）、他の血液製品の反すう動物への飼料における利用規制を解除。

1995.3.31　BSEに関する公衆衛生信頼性会議（Public Health Trust Conference）。

1995.4.1　生肉（衛生・査察）規則（The Fresh Meat（Hygiene and Inspection）Regulations 1995（SI 1995/539））を施行。欧州委員会決定（94/794/EC）によって修正された欧州委員会決定（94/474/EC）を実行するもの。食肉加工施設において、生後6ヶ月以上の牛の脊髄（spinal cord）の除去と、明確な神経・リンパ組織（obvious nervous and lymphatic issue）の除去と回収（collection）と人間の消費への利用禁止を求めるもの。

1995.4.1　牛臓器（禁止）（修正）規則（The Bovine Offal（Prohibition）（Amendment）Regulations 1995（SI 1995/613））が施行され、SBOのパテントブルー（Patent Blue）Ｖ溶液での染色が要請された。（E 131, 1971 Colour Index No. 42051）（欧州委員会決定94/474/ECがこれに関連）。

1995.4.1　動物副産物（認証）規則（The Animal By-Products（Identification）Regulations 1995（SI 1995/614））が、動物副産物の殺菌と染色、対象副産物の移動管理を規定。

1995.4.1　300例のBSEの対照実験（case control study）の結果が*Veterinary Record*誌で発表され、新生牛への伝達が議論された。

1995.4.1　国家レベルの食肉衛生サービス（Meat Hygiene Service（MHS））が地方政府の衛生査察（hygiene inspections）を引き継いだ。

1995.5.15　GB経過報告書が、パリで行われたOIE総会に提出された。

1995.5.18　GB経過報告書が下院図書館に置かれた。

1995.5.21　Stephen Churchillが18歳で死亡。後にvCJDの最初の犠牲者と確認される（1995.10.28の項参照）。彼は1995年にvCJDで死亡した3人のうちの1人。

1995.6.21　SEAC第19回会合。

1995.6.25　SEACは（英国の食肉工場の衛生と厚生規準（welfare standards）の査察を実施する）MHSからの報告を受け取る。これにより、「食肉加工における様々な欠陥（'various faults in the processing of meat'）」が明らかにされた。

1995.6.5　Douglas Hogg氏がWilliam Waldegrave氏の後任としてMAFF担当大臣に就任、Stephen Dorrell氏がVirginia Bottomley氏の後任としてDoH大臣に就任。

1995.7.18　欧州委員会決定（94/794）で修正された欧州委員会決定（94/474/EC）が、この時、95/287/ECによって修正され、牛肉輸出に関する新しい対策が導入された。1992年1月1日以降に生まれた牛の牛肉への認証要件への除外から、処理時2歳半未満に変更された。また、この決定により飼料工場（feedmill）への定期監視（routine monitoring）の要求が導入された。

1995.7.19　MRCは1998年3月からNPUへの拠出を、中心的支援（core funding）から補助金としての支援（grant-based funding）に変更することを決定した。

1995.7.28　Dr. Rayがチャンネル4のOPテストの結果について報告。これはMark Purdey 氏、MRC、MAFFにも利用可能（made available to）であった。

1995.8　CJDSUは、2番目のCJDの疑いの例である極めて若い患者を発見した（1995年10月28日の項を参照）。後にvCJDと確認された。

1995.8　CJDSUの第4年次報告で、農家、特に飼育牛がBSEを有していた3人の酪農家のCJD発症確率が明らかに高いと言及。

1995.8.15　SBO命令（SI 1995/1928）が施行。この命令はSBOに関する古いルールを統合し、簡素化（streamlines）するものであった。主な変更は、記録保持の管理が厳しくなったこと、SBOを処理するレンダリング工場における専用ライン（dedicated lines）、頭蓋全体をSBOとして処分しなければならないことによる脳と眼球の除去の禁止、食肉処理場以外での脊柱（vertebral column）からの脊髄除去の禁止。牛臓器（禁止）（イングランド、ウェールズ、スコットランド）（廃止）規則（The Bovine Offal（Prohibition）（England, Wales and Scotland）（Revocation）Regulations 1995（SI 1995/1955）が、牛臓器（禁止）規則を廃止。

1995.9.8　SEAC第20回会合。

1995.10　A. J. Lebrechtの勧告である、実施機関（Executive Agency）としてより拡大するための、獣医調査局（VIS）とCVLの合併の実行。

1995.10.4　SEAC緊急会合（No. 21）で、酪農家（cattle farmer）におけるCJDの疑いのある事例（suspected case）について議論。Dr. Tyrrellが議長を務めた最後の会合。

1995.10.9　動物・動物製品（輸出・輸入）規則（The Animals and Animal Products（Import and Export）Regulations（SI 1995/2428））によって1993年規則が廃止され、置き換わった。

1995.10.23　SEACが若年者のCJDについて声明。

1995.10.23　SEACがCJDが疑われる酪農家についてのプレスリリース。これまでの3例のCJDは飼育牛がBSEを有していた酪農家であると、これまでに確認された。

1995.10.28　T. C. Britton氏らによる「英国における16歳の散発性CJD（患者）」（'Sporadic Creutzfeldt-Jakob disease in a 16-year-old in the UK'）と、D. Bateman氏らによる「英国における18歳の散発性CJD病（患者）」（'Sporadic Creutzfeldt-Jakob disease in a

18-year-old in the UK）の2つの書簡が掲載された*The Lancet*誌の発行。

1995.11.4　ベルファストのMaurice James Callaghanが死亡。後にvCJD患者と確認された。

1995.11.23　SEAC第22回会合、Sir John Pattisonが議長となった初めての会合。

1995.11.28　SEACからの助言に従って、政府は機械回収肉（MRM）の製造において牛の脊柱の利用を停止する決定を発表した。

1995.12　Dr. Hopeによるネズミ、PrP（いわゆるプリオンタンパク質）、TSEsの実験に関する論文「ネズミと牛肉と脳疾患」（'Mice and beef and brain diseases'）が掲載された*Nature*誌が発行された。

1995.12.13　Pattison教授とDr. Willから、保健大臣Stephen DorrellとMAFF大臣Douglas HoggへTSEsに関する書簡。

1995.12.14　11月のGB経過報告書が下院図書館に置かれた。

1995.12.15　SBO（修正）命令（Specified Bovine Offal（Amendment）Order 1995（SI 1995/3246））と、輸出品（管理）（修正No.2）命令（Export of Goods（Control）（Amendment No. 2）Order 1995（SI 1995/3299）が施行された。SBO（修正）命令では、全てのMRM製造と人間消費用の他の一部の製品における牛脊柱の利用を禁止。さらに、脊柱から製造された牛MRMの人間用食品への利用禁止。牛MRMを製造する全ての工場にMAFFへの登録を要求、他のEU加盟国への脊柱から作られた牛MRMの輸出禁止。輸出品（管理）（修正No.2）命令1995では、脊柱から作られた牛MRMの第三国への人間消費用輸出の禁止。

1996.1.1　生肉（衛生・査察）（修正）規則（The Fresh Meat（Hygiene and Inspection）（Amendment） Regulations 1995（SI 1995/3189））により、欧州委員会決定（95/287/EC）が実行された。この規則により、食肉加工施設において、欧州経済地域（European Economic Area）にある国への輸出又は委託販売（consignment）を意図した、処理時2歳半以上の牛肉から特定のリンパ節を除去することが要求された。

1996.1.5　SEAC第23回会合、Almond教授が初めて参加。

1996.2　MAFFがブックレット「BSEと人間の健康の保護」（*BSE and the Protection of Human Health*）を発行。

1996.2.1　SEAC第24回会合。

1996.3.8　CJDSUがSEACに、若年層における新しい形態（仮）のCJDの同定（tentative identification）を情報提供。これがvCJDとして知られるようになる。

1996.3.8　SEAC第25回会合。

1996.3.11　SEAC第26回会合。

1996.3.16　SEAC第27回会合。SEACは、CJDSUが「これまで認識されていない、独立した疾病パターン（a previously unrecognised and consistent disease pattern）」を発見したと、大臣(Minister)に報告する声明で合意した。

1996.3.17（日曜日）　Pattison教授がMAFF事務次官（Richard Packer氏）、Keith Meldrum獣医監、Sir Kenneth Calman医監やスタッフと会う。

1996.3.19-20　Pattison教授がSEACの声明を閣議に送った後、SEAC第28回会合。

1996.3.20　Dorrell氏は議会において、CJDSUがこれまで認識されていない、独立した疾病パターンを発見したと発表。SEACは、直接の証拠はないが、最もあり得る説明は、これらの症例が1989年のSBO禁止導入以前のBSEへの曝露と関連していることである、と結論づけた。

1996.3.20　Hogg氏はSEACから勧告されたさらなる管理措置（control measure）を導入する意

向を発表。具体的には、生後30ヶ月以上の牛の死体は、MHSに監督された特別に許可を与えられた工場で除骨（debone）し、残肉（trimmings）のフードチェーンへの混入を避ける。また、全ての家畜へのほ乳類由来肉骨粉の使用を禁止した。

1996.3.20 BSEインクアイアリーによる再検討期間の締切日。その権限は、「英国におけるBSEと新しいvCJDの発生と発見、1996年3月20日までに取られた対策の歴史を確立し、再検討すること」であった。

1996.3.21 CJDSUのDr. Willから、神経学者、神経病理学者へのvCJD発見に関する書簡。

1996.3.24 SEACによる3月20日の声明より詳細な勧告。

1996.3.25 Dorrell氏とSir Kenneth CalmanによるCJDと子供に関する声明。

1996.3.27 欧州委員会決定（96/293/EC）により、生きた牛、その精液（semen）と胚（embryos）、英国で処理された牛の肉、動物飼料あるいは人間のフードチェーンに入る可能性のある英国で処理された牛から得られる製品、医薬品や化粧品あるいは薬品に使用されることになる原料、及びほ乳類由来の肉骨粉の英国からの輸出が禁止された。

1996.3.28 政府は新しいBSE対策と子牛の処理スキーム、レンダリング産業への財政支援を発表した。

1996.3.29 牛特定部位命令（SI 1996/963）が、SBO 命令 1995 に置き換わり、6 ヶ月以上の全ての牛頭部（舌を除く：汚染から保護して取り除くことが可能である）全体は、SBO に指定されている部位と同様に取り扱わなければならない、という要件が導入された。この要件は SEAC の勧告により導入された。

1996.3.29 BSE（修正）命令（SI 1996/962）により、馬や養殖魚（farmed fish）を含む家畜に給餌する目的での、いかなるほ乳類由来の肉骨粉、又はほ乳類由来の肉骨粉が含まれていると判明している飼料の販売と供給が禁止された。この要件はSEACの勧告により導入された。

1996.3.29 牛肉（緊急管理）命令（SI 1996/961）により、2本以上の永久門歯（permanent incisors）を持っている牛からの人間消費用の肉の販売が禁止された。この禁止は、人間の健康を保護するより焦点を絞ったアプローチを考慮する間の緊急手段として導入された。

1996.4.3 政府は牛肉（緊急管理）命令（Beef（Emergency Control）Order）の変更と、処分時30ヶ月以上の全ての牛を人間や動物のフードチェーンに入れない事を保障するための30ヶ月処分スキーム（a 30 month slaughter scheme）の導入を発表した。このスキームはSEACが勧告した強制除骨（compulsory deboning）を置き換えたもの。

1996.4.4 牛肉（緊急管理）（修正）命令（Beef（Emergency Control）（Amendment）Order 1996）（SI 1996/1043）により、2本以上の歯を持っていた場合でも、動物の年齢を確認するための牛の証明書（cattle identification document）の利用が導入された。

1996.4.13 牛肉（緊急管理）（修正）（No.2）命令（Beef（Emergency Control）（Amendment）（No. 2）Order 1996（SI 1996/1091））で緊急管理命令が修正され、これまでBSEが報告されていない一部の第三国で処理された動物の肉が規制から除かれた。

1996.4.19 肥料（ほ乳類由来肉骨粉）規制（The Fertilisers（Mammalian Meat and Bone Meal）Regulations 1996（SI 1996/1125））により、農地用肥料への肉骨粉の利用が禁止された。家庭菜園、ガラス又はプラスチック製の温室内での利用は許可された。

1996.4.19 欧州委員会規則（Commission Regulation（EC）No. 716/96）により、30ヶ月処分スキームにおいて処分された動物について、EUが援助を提供することと、その水準に関する条項が定められた。

1996.4.23　生肉（衛生・査察）（修正）規則（The Fresh Meat （Hygiene and Inspection）（Amendment）Regulations 1996（SI 1996/1148））により、30ヶ月以上の牛と10日以内の子牛の処理スキームへの食肉処理場の参加が認められた。普通の食肉処理場（Normally slaughterhouses）は、人間消費用の動物のみの処理を許されていた。これら「スキーム内動物（scheme animals）」の処理の許可は、販売を目的とする人間消費用の肉からの厳密な分離が条件となった。

1996.4.29　牛肉（緊急管理）（修正）（No.3）命令（SI 1996/1166））により、2本以上の永久門歯が出てきていたり（erupt）、国の認定書が発行されていない牛の年齢を証明できる文書が規定された。後者は、輸入された雄牛にのみ発行され、修正で雌牛には書類審査が規定された。

1996.5.1　牛特定部位（No. 2）命令（SI 1996/1192））により、牛特定部位命令1996が修正され、置き換わった。これにより、現状の委員会規則716/96下での処理された動物由来の特定部位（specified material）に適用されていた管理の方法が修正された。SBMは死体から除去され、分離して扱われることが求められた。委員会規則下で処理された牛の肉は、SBMとは異なった色で着色されなくてはならなくなった。この命令では、EUの要求を踏まえたレンダリングと廃棄に関するこれまでの規則も実施されていた。

1996.5.1　牛（コミュニティ購入スキームの実施）規則（The Bovine Animals（Enforcement of Community Purchase Scheme）Regulations 1996（SI 1996/1193））で、委員会規則716/96の新しい要求の一部を実施する条項が作られた。新法制では、法令の条項の違反に対する罰が設けられ、罰則も明らかにされた。これは、許可された焼却炉（incinerator）の担当者（operator）、牛特定部位（No.2）命令で許可されたレンダリング工場、生肉（衛生・査察）規則で許可された食肉処理場の許可された担当者に適用された。これらの条項は、委員会規則716/96の条項の下に規定された。

1996.5.6　欧州委員会規則835/96は欧州委員会規則716/96を修正し、30ヶ月以上スキーム（Over Thirty Months Scheme（OTMS））において、動物の重量を死重（deadweight）で計算することを許可した。

1996.5.23　BSE補償（修正）命令（Bovine Spongiform Encephalopathy Compensation（Amendment）Order 1996（SI 1996/1351））により、「市場価値（market value）」の定義と、市場気配価格（indicative market price（IMP））を計算する式が変更された。これにより、補償水準が市場価格の実質的低下の影響から保護されることになった。

1996.5.31　英国BSE撲滅プログラム（UK BSE Eradication Programme）が欧州委員会（EC）に送られた。

1996.6.10　飼料リコールスキーム（Feed Recall Scheme）の設置。目的は農家、飼料工場、飼料業者に未だ残存する肉骨粉と、肉骨粉が含まれている飼料を集め、処分することであった。

1996.6.11　欧州委員会決定（96/362/EC）によりゼラチン、獣脂（tallow）、精液の輸出禁止の部分的解除（partial lifting）が導入された。

1996.6.17　欧州委員会規則1091/96は英国に30ヶ月以上の牛放牧に使途を限った土地を承認する権限を与えることを一時的に許可した。

1996.6.21　フィレンツェでの欧州理事会（European Council）で承認された、輸出禁止解除の枠組み。

1996.6.24　欧州委員会決定（96/385/EC）により英国のBSE撲滅のための計画が承認された。

1996.7.1　牛移パスポート命令（Cattle Passport Order 1996（SI 1996/1686））が導入され、1996年7月1日以降英国で生まれた全ての牛に、牛移動記録（cattle passports）の義務が課された。
1996.7.1　医監Sir Kenneth Calmanから全ての医師への、vCJDに関する書簡。
1996　vCJDによる年合計死者は10人（1995年は3人）。

資料 2 牛海綿状脳症（BSE）年表（2002 年 12 月 31 日現在）仮訳

（出典：DEFRA ホームページ（http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/chronol.pdf））

年月日	できごと
1986.11	調査と解剖（post mortem）のためにウェイブリッジ（Weybridge: CVL の所在地）に付託された感染牛の調査により、中央獣医学研究所（Central Veterinary Laboratory: CVL）は、牛海綿状脳症（BSE）を確認した。これにより伝達実験の必要性が生じ、そしてこの実験は、同様の問題に苦しんでいると考えられる動物の生体の材料を必要とした。
1987.4	初期の疫学研究の開始。目的は、200 の牛群の事例研究から詳細なデータを得ることであった。
1987.6.5	獣医監（Central Veterinary Officer: CVO）は、大臣（Ministers）にその新しい疾病について報告。当時、伝達実験は進行中であり、その段階ではその疾病が伝達性のものかどうかは判明していなかった。ネズミの体内でその疾病が進行していく（develop）通常の期間は、約 10 ヶ月であると判明した。その結果は 1988 年 9 月に得られ、1988 年 10 月に *Veterinary Record* 誌で発表された。
1987.12.15	初期の疫学研究の完了。その研究結果から、反すう動物を原料とする肉骨粉が、BSE の原因として唯一説明可能な仮説であると結論付けられた。
1988.1－3	感染した動物の飼料履歴の二重検査の開始。飼料の成分と、飼料に含まれる肉骨粉の頻度（frequency）と分量の詳細を尋ねる質問が、混合業者（compounder）に送付された。
1988.4－5	混合業者からの返答により、BSE の原因に対する仮説が一層強化された。
1988.4.21	サウスウッド作業部会（Southwood Working Party）の設立の発表。
1988.6.	反すう動物飼料禁止の時期に関する、主要混合業者との議論。
1988.6.14	BSE 命令（SI 1988/1039）の制定。第 7 条は、反すう動物を飼育するための特定の種類の飼料の販売、供給及び使用を禁止しており、その施行は 7 月 18 日であった。それ以外の条文は、6 月 21 日に施行された。
1988.6.20	サウスウッド作業部会は、最初の会合を開き、中間勧告の速やかな発表を決定。
1988.6.21	BSE 命令が、第 7 条を除いて施行。BSE を届出義務のある疾病とし、BSE 感染の疑いのある牛の出産時の隔離を規定。
1988.6.22	感染牛駆除のための中間勧告がサウスウッド氏から受理された。飼料禁止の提案は歓迎された。
1988.7.7	処分政策の導入決定が発表された。
1988.7.18	反すう動物由来の飼料禁止の施行（BSE 命令に含まれていたが、その施行は 7 月 18 日まで遅れた）。この禁止命令は 1988 年 12 月 31 日まで実施され、その間にレンダリング過程の見直しが行われた。
1988.8.8	BSE（修正）命令（SI 1988/1345）及び BSE 補償命令（SI 1988/1346）の施行。処分政策の導入と、BSE が確認された事例には市場価値（value）の最

高 50%、そうでない事例には最高 100%を支払う補償を規定。

1988.10　BSE 感染脳組織の脳内接種によるネズミへの伝達が *Veterinary Record* 誌で報告された。

1988.11.15　Southwood 氏からの更なる中間勧告が受理された。これは、飼料禁止（feed ban）を拡大し、感染牛からの牛乳を廃棄するためのものであった。

1988.11.28　北アイルランドで、BSE 命令（北アイルランド）（SI 1988/422）と動物疾病（改正）命令（No.2）（北アイルランド）（The Diseases of Animals（Modification）（No.2）Order（Northern Ireland）1988）（SI 1988/421）によって、BSE の届出義務と、処分政策が導入された。

1988.11.30　飼料禁止命令の延長と、自己の子牛に用いる以外の目的で、感染の疑いのある牛からの牛乳の利用を禁止するという決定が発表された。

1988.12.22　人畜共通伝染病命令（The Zoonosis Order 1988）（SI 1988/2264）によって、BSE が人畜共通伝染病と指定され人体の健康に対する BSE のリスクを減少させるために、動物衛生法の下での権限が行使されることとなった。

1988.12.30　BSE（No.2）命令（SI 1988/2299）により、飼料禁止の延長と、自己の子牛に与える以外の目的で、感染した、又は感染の疑いのある牛の牛乳を利用することの禁止が実施された。

1989.1.11　北アイルランドでは、動物疾病（飼料）命令（北アイルランド）（The Disease of Animals（Feeding Stuffs）Order（Northern Ireland））（SI 1989/8）により、反すう動物飼料における動物タンパク質の使用が禁止された。

1989.2.9　サウスウッド報告書が大臣(Ministers)に提出された。

1989.2.27　サウスウッド報告書が発表され、政府の返答が発表された。（全ての勧告が導入されたか、あるいは導入されることになっていた。）

1989.2.27　調査報告に関するティレル委員会（Tyrrell Committee）の設立の発表。（これはサウスウッドの勧告の一部であった。）

1989.6.10　ティレル報告書（Tyrrell Report）が政府に提出された。

1989.6.13　臓物禁止命令の導入の決定が発表された。その禁止命令は政府の発案であり、乳児食のみからの臓物の除外を勧告したサウスウッド報告書とは異なっていた。

1989.7.28　EC は、1988 年 7 月 18 日以前に生まれた牛と、感染したか又はそのおそれのある動物の子孫の輸出を禁止。（89/469/EEC）。

1989.11.13　牛臓器（禁止）規則（SI 1989/2061）がイングランドとウェールズで施行され、これにより、（専門家による協議―法律要件―及び考慮の後に）人間の消費に対する一定の特定牛臓器（SBO）の使用が禁止された。

1989.12.31　BSE（No.2）修正命令（The Bovine Spongiform Encephalopathy (No 2)Amendment Order）（SI 1989/2326）の施行。最初の禁止命令によって 1990 年 1 月 1 日に失効されると述べた条項が削除され、主要な命令における反すう動物飼料禁止命令の期限が取り除かれた。

1990.1.9　ティレル報告書と政府の返答（勧告された全ての最優先、及び中程度の優先作業が、実施中かあるいは着手される予定であった）の発表。研究開発のための資金調達を保証するために発表が遅れたが、調査研究自体は遅れなかった。

1990.1.30	牛臓器（禁止）規則（スコットランド）（SI 1990/112）と牛臓器（禁止）規則（北アイルランド）（SI 1990/30）により、追加協議に続いて、スコットランドと北アイルランドで SBO の禁止が導入された。
1990.1.31	5 頭のアンテロープが海綿状脳症で死亡したと報告された（クードゥ 1 頭、アラビアンオリックス 1 頭、エランド 1 頭、ニャラ 1 頭及びゲムスボック 1 頭。最後の 2 頭の動物はサウスウッド報告で言及されていた）。
1990.2.3	BSE 感染脳組織の脳内および静脈内接種による牛から牛への感染、及び経口でのネズミへの感染が *Veterinary Record* 誌で報告された。これは、2 月 2 日のプレスブリーフィングに続くものであった。
1990.2.14	BSE 補償命令（SI 1990/222）は、BSE が原因で処分された動物に支払われる補償額を変更。（感染動物への最高 100%の補償）。
1990.3.1	EC は、6 ヶ月未満で処分された牛の輸出を制限。（2 月 7 日の 90/59/EEC 決定。）
1990.3.30	（人間による消費以外の目的で利用するための）SBO と特定の腺および臓器の他の加盟国への輸出に関する行政的禁止措置（administrative ban）の実施。
1990.4.1	当該疾病は欧州委員会への届出義務を有するとされた。（3 月 6 日の 90/134/EEC 決定。）
1990.4.3	海綿状脳症諮問委員会（Spongiform Encephalopathy Advisory Committee: SEAC）の設立の発表。
1990.4.9	SBO と他の組織の輸出を禁止する EC 決定の施行（90/ 200/EEC）。これは、3 月 30 日に課された行政禁止措置を正式に承認したもの。
1990.5.10	飼い猫における海綿状脳症の発表。
1990.5.17	感染牛の子孫からの繁殖に関する決定を、個々の農家と担当獣医に任せるべきであると発表された。
1990.6.8	欧州閣僚理事会は、英国からの牛肉と子牛の貿易に関する協定に合意（6 月 8 日の 90/261/EEC 決定）。輸出用骨付き牛肉が、過去 2 年以内に BSE が確認されていない牧場から調達されねばならないと要請された。
1990.7.12	BSE 事例の子孫からの繁殖に関して公的な助言を与える必要が無いとされた理由に関するティレル委員会の詳細な論証の発行。
1990.7.12	農業委員会（Agricultural Committee）の報告の発表。
1990.9.24	牛群の記録管理の改良に関する発表。
1990.9.24	BSE が実験上、豚に感染することを発表。ティレル委員会は、人間の健康に対する何らの示唆も存在しないとしたが、動物衛生上の予防措置として、（ペットフードを含む）あらゆる動物飼料における SBO の禁止を勧告した。
1990.9.25	BSE（No.2）修正命令（SI 1990/1930）により、SBO の利用禁止が、あらゆる動物飼料へと拡大された。そのような飼料の他の加盟国への輸出もまた、正式に禁止された。（第三国への輸出は 1991 年 7 月 10 日に貿易産業省（DTI）の立法の下で禁止された）。
1990.9.28-29	パリの世界獣疫事務局（Office International des Epizooties: OIE）会合で、牛、牛肉、乳製品および牛製品における貿易と調査研究の協調に関する勧告。
1990.10.2-5	ブルガリアのソフィアにおける OIE 会議で、BSE の貿易、予防、管理及び

監視、そして調査研究の支持と生きた動物の貿易におけるさらなる考慮の必要性に関する勧告。

1990.10.15　牛(確認、マーキングおよび繁殖記録)命令(The Bovine Animals(Identification, Marking and Breeding Records)Order 1990(SI 1990/1867)により、牛業者に繁殖記録を保持することを要請する、新たな記録維持が導入された。これらと移動記録は10年間保管されることとなった。

1990.11.21　政府は農業委員会の報告に対する返答を発表。

1991.3.27　反すう動物飼料禁止命令の後に生まれた子孫における初のBSE事例の発表。

1991.7.10　SBOとSBOを含む飼料の第三国への輸出を制御する輸出品(管理)(修正No.7)命令(The Export of Goods(Control)(Amendment No.7)Order 1991)(SI 1991/1583)の実施(DTIの立法)。

1991.11.6　BSE命令(SI 1991/2246)が既存のBSE立法を統合。SBOから作られた肉骨粉の肥料としての使用を禁止する新しい条項の導入。

1992.3.12　牛臓器(禁止)(修正)規則(SI 1992/306)は、頭蓋が切開されて(脳の除去の過程で頭肉への汚染リスクを効果的に最小限にしながら)大脳が除去された後の頭部の利用と、人間による消費を目的としたいかなる食品から常時隔離された場所以外での脳の除去を禁止するため、諮問委員会によってなされた勧告を実行。

1992.3.4　BSEの宿主の範囲に関するさらなる実験結果の報告。BSEに感染した牛の脳をマーモセットの脳や体腔(body cavity)に接種した後に、そのマーモセットにBSEが伝達。SEACは最新のBSE調査研究を考慮した結果、現在実施している手段が、人間と動物の健康に対して適切な保護を提供していると結論付けた、とも発表された。

1992.5　パリにおけるOIE総会で、BSEに感染した国々からの牛製品の貿易条件に合意。

1992.5.14　欧州委員会決定は、BSEの疑いがあるか、又はBSEと確認された母牛あるいは1988年7月18日以前に生まれた母牛からの牛胚の域内貿易を禁止(92/290/EEC決定)。

1992.6.30　海綿状脳症諮問委員会(ティレル委員会)による「調査に関する中間報告(Interim Report on Research)」の発表。

1992.11　英国経過報告書(UK Progress Report)が、EC常任獣医委員会(EU Standing Veterinary Committee)に提出された。

1992.11.24　(カウンティごとの)BSE事例の総件数の詳細が英国下院図書館に定期的に置かれることが、議会への質疑によって発表された。

1992.12.15　英国経過報告書が議院図書館に置かれた。

1993.1.1　特定疾病(通知・処分)命令(The Specified Diseases(Notification and Slaughter)Order 1992)(SI 1992/3159)の施行。スクレイピーを含めるため、届出義務のある疾病のリストを拡張。

動物・動物製品(輸出・輸入)規則(The Animals and Animal Products(Export and Import)Regulations 1992(SI 1992/3295)が施行され、欧州委員会決定90/200/EECが実施された。(BSE決定を含む)付録3(Schedule 3)に掲載

された EC 法制に適合しない牛の輸出を禁止。

1993.5.27　OIE に対する英国経過報告書が、下院図書館に置かれた。

1993.6.10　英国経過報告書（OIE に対する英国経過報告書と同じもの）が EC 常任獣医委員会（EC Standing Veterinary Committee）に提出された。

1993.7.14　英国における 10 万件目の BSE 認定事例が、OIE に対する英国経過報告書の最新版として、議会質疑への答弁において発表された。

1993.11.25　GB 経過報告書（GB Progress Report）が、下院図書館に置かれた。

1994.1.1　動物・動物製品（輸出・輸入）規則（SI 1993/3247）が 1992 年規則を代替した。これにより、欧州委員会決定 92/290/EEC が実施された。

1994.4.1　BSE 補償命令（SI 1994/6743）が施行され、BSE 補償規定に対する変更が行われた。

1994.4.26　GB 経過報告書が議院図書館に置かれた。

1994.5　GB 経過報告書が OIE 総会に提出された。

1994.5.24　輸出品（管理）命令（SI 1994/1191）により、命令 1991 は廃止され、関連規則を再び制定。

1994.6.27　BSE とほ乳類由来のタンパク質の給餌に関する欧州委員会決定 94/381。これにより、EU 内で、ほ乳類タンパク質を反すう動物に飼料として与えることが禁止された。

1994.6　英国経過報告書の更新。

1994.6.27　動物廃棄物加工のための代替的な熱処理システムの承認に関する欧州委員会決定 94/382 がなされた。これは、1995 年 1 月 1 日から施行された。

1994.6.30　さらなる BSE 実験（病因）の中間結果が発表された。SBO 禁止の拡大が業界によって自発的に実行された。

1994.7.27　欧州委員会決定 94/474 により、牛肉輸出に関する新しい措置が導入された。輸出用の骨付き牛肉は、BSE を過去 6 年間に発生させた牧場にはいなかったと確認された牛のもののみとされた。

1994.11.2　牛臓器（禁止）（修正）規則（SI 1994/2628）により、生後 2 ヶ月未満に死亡したものを除く、全ての牛の胸腺と腸にまで、主要規則による管理を拡大。

海綿状脳症（多くの修正）命令（The Spongiform Encephalopathy（Miscellaneous Amendments）Order 1994（SI 1994/2627）は、動物飼料における SBO 使用の禁止を拡張し、反すう動物飼料におけるほ乳類タンパク質の使用を禁止し、牛、羊及びヤギ以外の種における海綿状脳症の検査所見での疑いに届出義務を課した。

1994.12.16　GB 経過報告書が下院図書館に置かれた。

1994.12.14　欧州委員会決定 94/474 が、決定 94/794 によって修正された。1992 年 1 月 1 日後に生まれた牛からの牛肉は、検定要件から除外された。

1995.1.30 及び 4.1（8 条（1））　牛（報告、認証および移動）命令 1995（The Bovine Animals（Records, Identification and Movement）Order 1995）（SI 1995/12）（BARIMO）が、欧

	州委員会決定（94/474/EEC）における牛の認証要件を実施。これは、牛（記録、識別表示、移動）命令 1990 を修正し代替した。そして牛の認証と登録を規定し、移動記録の保持を要求。
1995.2	SEAC 報告「伝達性脳症：現在の知識及び研究の概要（Transmissible Spongiform Encephalopathies- a summary of present knowledge and research）」の発表。
1995.3.6	欧州委員会決定 95/60 が、反すう動物のための飼料原料におけるほ乳類組織由来の牛乳、ゼラチン、アミノ酸、第 2 リン酸カルシウム、乾燥血漿及び他の血液製品の使用に関する欧州委員会決定 94/381 における規制を解除。
1995.4.1	生肉（衛生・査察）規則（The Fresh Meat（Hygiene and Inspection） Regulations 1995）（SI1995/539）の施行。欧州委員会決定 94/794/EC によって修正された欧州委員会決定 94/474/EC を実施したもの。食肉加工施設における、6 ヶ月以上の牛からの脊髄の除去と、明白な神経及びリンパ組織の除去と回収、並びに人間の消費に対する利用の禁止を要求。 牛臓器（禁止）（修正）規則（SI 1995/613）の施行。SBO をパテントブルーV（E131,1971 カラー索引 No.42051）溶液で着色することが要請された。（欧州委員会決定 94/474/EC を参照）。 動物副産物（認証）規則（The Animal By-Products（Identification） Regulations 1995）（1995/614）が、動物副産物の殺菌と着色、及びそれらの移動の管理を規定。
1995.5.15	GB 経過報告書が、パリで開催された OIE 総会に提出された。
1995.5.18	GB 経過報告書が下院図書館に置かれた。
1995.7.18	欧州委員会決定 94/794 で修正された欧州委員会決定 94/474（後に欧州委員会決定 95/287 によって修正）が、牛肉輸出に関する新しい措置を導入。1992 年 1 月 1 日後に生まれた牛の牛肉を認証要件から除外するという従来の要件が、食肉処理場において 2 歳半以下の牛の牛肉を除外する規定に代替された。また、飼料工場における定期的な監視の要件を導入した。
1995.8.15	SBO 命令（SI 1995/1928）の施行。これにより SBO に関する旧規則が強化され、簡素化された。主な変更点は、記録保持に関する管理の強化、SBO を加工するレンダリング工場の専用ライン、SBO として全頭蓋が処理されなければならないことによる脳や眼球の除去の禁止、食肉処理場以外で分離された脊柱から脊椎を取り除くことの禁止であった。
	牛臓器（禁止）（イングランド、ウェールズ及びスコットランド）（廃止）規則（The Bovine Offal（Prohibition）（England, Wales and Scotland）（Revocation）Regulations 1995）（1995/1955）は、牛臓器（禁止）規則を廃止。
1995.10.9	動物・動物製品（輸出・輸入）規則（SI 1995/2428）により 1993 年諸規則は廃止され、置き換わった。
1995.11.28	SEAC からの助言に基づき、政府は機械回収肉（mechanically recovered meat: MRM）の製造において牛脊柱の使用を一時停止する決定を発表。
1995.12.14	11 月の GB 経過報告書が下院図書館に置かれた。

1995.12.15　SBO（修正）命令（SI 1995/3246）が施行され、あらゆる MRM の製造および人間の消費に供する他の製品の製造における牛脊柱の使用を禁止。それは、人間用の食料において脊柱から作られた牛の MRM の使用を禁止したもの。牛の MRM を製造するあらゆる工場を MAFF に登録することを要求し、また脊柱から作られた牛の MRM の EC 加盟国への輸出を禁止。

輸出品（管理）（修正 No.2）命令（SI 1995/3299）が施行され、人間の消費のための脊柱から作られた牛の MRM の輸出を禁止。

1996.1.1　生肉（衛生・査察）（修正）規則（SI 1995/3189）による欧州委員会命令 95/287/EC の実施。食肉加工施設において、欧州経済地域にある国への輸出あるいは委託販売を意図され、処理時 2 歳半以上の牛肉から特定リンパ節を除去する要件を要求。

1996.3.20　SEAC は、CJDSU が、従来認識されていなかったが整合性のある疾病パターンを確認した、と発表。委員会は、関連する直接の証拠はないが、最もあり得る説明として、1989 年の SBO 禁止導入以前の BSE への曝露とこれらのケースが関係しているということである、と結論付けた。

1996.3.20　政府は、SEAC からの助言に基づくさらなる管理手段について協議する意思があることを発表。生後 30 ヶ月以上の牛の死体は、MHS に監視され特別に認可を受けた工場で除骨せねばならず、切り取った部分はフードチェーンから外されなければならず、あらゆる家畜の飼料におけるほ乳類の肉骨粉の使用は禁止される、というものであった。

1996.3.27　欧州委員会決定 96/239/EC により、英国から以下のものの輸出を禁止。それらは、生きた牛とその精液と胚、英国で処理された牛の肉、動物飼料あるいは人間のフードチェーンに入る可能性のある英国で処理された牛から得られる製品、医薬品、化粧品あるいは薬品に使用されることになる原料、およびほ乳類由来の肉骨粉であった。

1996.3.28　政府は、新しい BSE 管理、子牛処分計画およびレンダリング産業への財政支援を発表。

1996.3.29　牛肉（緊急管理）命令（The Beef（Emergency Control）Order 1996）（SI1996/961）は、2 つ以上の永久歯を示す牛の肉の人間消費に対する販売を禁止。その禁止は、人間の健康を保護するため、より的を絞ったアプローチを考慮する間の緊急措置として導入された。

1996.3.29　BSE（修正）命令（SI 1996/962）は、馬や養殖魚を含む家畜の飼料とするためのあらゆるほ乳類の肉骨粉、またはほ乳類の肉骨粉を含んでいることが明らかなあらゆる飼料の販売あるいは供給を禁止。この要求は SEAC の助言に基づいて導入された。

1996.3.29　SBM 命令（SI 1996/963）は、SBO 命令 1995 に置き換わったものであり、（汚染なく除去することが可能であれば）生後 6 ヶ月以上のあらゆる牛の舌を除く頭部全体を、「SBO」として指定された部位と同様に扱われなければならないという要件を導入した。この要件は、SEAC の助言に基づいて導入された。

1996.4.3　処理時に生後 30 ヶ月以上の全ての牛が人間あるいは動物のフードチェー

ンに入れないことを確実にするため、政府は、牛肉（緊急）令および30ヶ月処分スキームの導入に対する変更を発表した。この計画は、SEAC によって勧告された強制徐骨の計画の代わりに導入された。

1996.4.4 牛肉（緊急管理）（修正）命令（SI 1996/1043）は、2 本以上の永久歯が生えていた場合、その動物の年齢を確認するために、牛の証明書を利用することを規定した。

1996.4.13 牛肉（緊急管理）（修正）（No.2）命令（SI 1996/1091）は、緊急管理命令を修正して、BSE 事例が報告されていない一部の第三国において処理された動物の肉を規制から除外した。

1996.4.19 肥料（ほ乳類由来肉骨粉）規制（The Fertilisers（Mammalian Meat and Bone Meal）Regulations 1996）（SI 1996/1125）は、肥料として農地で使用される肉骨粉の利用を禁止。利用は、個人農園やガラス又はプラスチック製の温室の内部においてのみ、許可された。

1996.4.19 欧州委員会規制（EC）No.716/96 は、30 ヶ月処分スキームで処分された動物について、EU が援助を提供する条件や、その援助額を規定。

1996.4.23 生肉（衛生・査察）（修正）規制（SI 1996/1148）は、生後 30 ヶ月以上の牛及び生後 10 日以内の子牛の処分スキームへの食肉処理場の参加を許可。普通の食肉処理場は、人間の消費を目的とする動物の処理を許可されるのみであった。これらのスキームの動物の処理の許可は、人間の消費の販売を目的としたいかなる肉からも厳格に分離することを条件とした。

1996.4.29 牛肉（緊急管理）（修正）（No.3）命令（SI 1996/1166）は、2 本以上の永久歯が生えており、国の認定書が発行されていない牛の年齢を示す文書について規定。国の認定書は、取引された雄牛にのみ発行され、修正命令では雌牛への書類検査が規定された。

1996.5.1 SBO（No.2）命令（SI 1996/1192）は、SBO 命令 1996 を修正し、それに置き換わるものであった。その効果は、現行の管理が、欧州委員会規則 716/96 のもとで処理された動物からの特定部位に適用される方法を修正するものであった。特定牛部位（SBM）が死体から取り除かれ、別々に処理されることが要請された。欧州委員会規則の下で処理された牛の処理肉が、SBM とは異なる色に着色されねばならなかった。また、EU の要請に則ったレンダリングや廃棄の既存ルールも実施された。

1996.5.1 牛（コミュニティ購入スキームの実施）規則（The Bovine Animals（Enforcement of Community Purchase Scheme）Regulations 1996（SI 1996/1193）は、欧州委員会規則 716/96 における新しい要件を実施するための条項を設けた。この規則の条項違反に対する罰則を設定し、その内容を明記した。この規則は、許可された焼却場（incinerators）の事業者、あるいは SBM（No.2）命令 1996 の下で許可されたレンダリング工場の事業者と、生肉（衛生・査察）規則 1995 の下で認可された食肉処理場事業者に適用された。これらの事業者の施設は欧州委員会規則 716/96 条項の下で指定された。

1996.5.6 欧州委員会規則 835/96 により、30 ヶ月以上処理（OTM）の下での動物の重量が死重（deadweight）によって計算することを許可する点で欧州委員会

規則 716/96 を修正。

1996.5.23 BSE 補償（修正）命令（SI 1996/1351）は、「市場価値」の定義と指標市場価格（indicative market price: IMP）を計算するための公式を修正。これにより、補償額の市場価格の実質的下落からの保護が保証された。

1996.5.31 英国 BSE 撲滅プログラムが欧州委員会に送付された。

1996.6.10 飼料リコールスキームの開始。目的は、農場、飼料工場および飼料業者のもとに残存する全ての肉骨粉や肉骨粉を含む飼料を回収し、廃棄することであった。

1996.6.11 欧州委員会決定 96/362/EC は、ゼラチン、獣脂および精液の輸出禁止の部分的解除を規定。

1996.6.17 欧州委員会規則 96/1091/EC は、生後 30 ヶ月以上の牛を放牧する土地を英国が許可することを一時的に許可。

1996.6.21 耕作地償還（特定の土地での牛の放牧）（暫定条項）規則（The Arable Area Payments （Grazing of Bovine Animals on Set-Aside land）（Temporary Provisions）Regulations 1996）（SI 1996/1593）は、欧州委員会規則 EC1091/96 を実施。

1996.6.21 輸出禁止解除の枠組みが、フィレンツェにおける欧州理事会で合意された。

1996.6.24 欧州委員会決定 96/385/EC は、英国の BSE 撲滅計画を承認。

1996.7.1 5 月経過報告書が、下院図書館に置かれた。

1996.7.1 牛パスポート命令（The Cattle Passport Order 1996）（SI 1996/1686）は、1996 年 7 月 1 日以降に英国で生まれた全ての牛に対して、英国における牛移動記録（牛パスポート）を義務付ける。

1996.7.5 牛肉（緊急管理）（廃止）命令（The Beef（Emergency Control）（Revocation）Order 1996）（SI 1996/1742）の施行。これにより、牛肉（緊急管理）命令とその修正が廃止された。

1996.7.5 生肉（牛肉管理）規則（The Fresh Meat（Beef Controls）Regulations 1996）（SI 1996/1743）が、牛肉（緊急管理）命令 1996 の修正として、施行された。当該緊急命令での規定と同じ条件であったが、それらの規定を食品安全法第 16 条によって通常化させるものであった。

1996.7.8 理事会規則（EC）No.1357/96 は、雄牛に対する追加的な割増金（premium payment）を規定。

1996.7.18 欧州議会は、当該委員会と英国の BSE 対応に対する調査の暫定委員会の設置を議決。

1996.7.24 SEAC の助言に基づき、政府は羊の頭部のフードチェーンからの除去を導入する意思を発表した。これは、EU 規模での管理が実施されるまでの暫定的手段であった。これは、BSE に実験的に感染させた羊の脾臓から、BSE が分離されうるという証拠の発表に続くものであった。

1996.7.26 SBM（No.3）命令（SI 1996/1941）の施行。これは、SBM（No.2）命令 1996 を廃止し、内容を修正するものであった。牛の処理、あるいはその死体を処理する施設の下水設備で捕捉された固形物質へと管理を拡大したもの。

1996.7.29 欧州委員会規則（EC）1512/96 は、30 ヶ月以上スキーム内の感染していない牛のための死重係数を 2 から 1.7 までに減少させるため、規則 716/96 を

修正。

1996.7　Fischler 理事は、一定の SBM 組織の除去を EU 規模で導入することを農業理事会に勧告。これは、EU 全域の羊が BSE に冒されている可能性を認識したものであった。

1996.7.31　獣脂の製造に使われる生原料から脊柱を分離するために提案された立法について、政府が協議。

1996.8　欧州議会は、BSE 関連の EC 法の履行において申し立てられた違反を調査するため、臨時調査委員会（Temporary Committee of Inquiry）を設立。

1996.8.1　BSE 命令（SI 1996/2007）は、BSE 命令 1991 を廃止し、修正した。新規定には、BSE に感染した動物に関する要件、家畜飼料が保存されている施設における肉骨粉の所有の禁止、肉骨粉の廃棄と回収及び、肉骨粉が生産され、保管されあるいは使用された場所や輸送手段および設備の清掃や消毒が含まれていた。

1996.8.1　SEAC が母系感染に関する MAFF 調査（コーホート調査）の中間結果を検討したことを、MAFF が発表。SEAC は、BSE の母系感染の発生レベルは非常に低いようであったと結論付けた。調査研究の最終結果は、1997 年までは、入手不能であった。

1996.8.19　BSE に感染せず又は肉骨粉に接触していない、牧草で飼育された牛群のための牛肉保証スキームが導入された。

1996.8.29　VLA の Wilesmith 氏らとオックスフォード大学の Anderson 教授とそのチームによって行われた新しい疫学的分析が、*Nature* 誌 382 号で発表された。その分析は、政府の予測を支持し、さらなる手段とは関係なく、その疾病は 2001 年ごろには事実上消滅することを示唆した。

1996.9.1　生肉（牛肉管理）（No.2）規則（SI 1996/2097）は、牛肉保証スキームと、販売禁止から除外される老齢の牛としてリスト化された、当該計画の下で認定された動物について、詳細を定めた。

1996.9.4　牛製品（他の加盟国への通知）規則（The Bovine Products（Despatch to Other Member States）Regulations 1996）（SI 1996/2265）は、欧州委員会決定 96/362 の 1A 条を実施。

1996.9.15　羊・ヤギ頭部命令（TheHeads of Sheep and Goats Order 1996）（SI 1196/2264）は、羊あるいはヤギの頭部のいかなる部分（舌を除く）や、頭部のいかなる部分を含む食品を人間消費用に販売することを禁止。

1996.9.18　委員会は、アンダーソン条項（Anderson Article）の下で、複合（Multi-Disciplinary）委員会の助言を求める決定を発表。

1996.9.19　母系感染の発見と、アンダーソン研究での調査結果を受けて、適切な処分戦略のため、さらなる作業の必要性を、大臣（Ministers）が発表。このように英国では、この段階では選択的処分（selective cull）が進んでいなかった。

1996.9.23　牛パスポート（手数料）命令（The Cattle Passports（Fees）Order 1996）（SI 1996/2255）は、牛パスポート命令 1996 の下で、牛パスポートの交換(replacement)に支払われる料金について詳述。

1996.9.24　BSE（修正）命令（SI 1996/2458）が、肥料販売としての肉骨粉、飼料工場

における肉骨粉使用製品を肉骨粉に関する記録保持の要件から除外。

1996.10.4 生肉（牛肉管理）（No.2）（修正）規則（SI 1996/2522）は、2 つの適格要件及び、牛肉保証スキームの継続的参加条件の 1 つを変更した。

1996.10 肉骨粉飼料リコールスキーム（The MBM Feed Recall Scheme）の完成。安全な廃棄が確立されるまで、調停委員会によって 1 万トンが安全に保持された。

1996.10.17 肥料（ほ乳類肉骨粉）（修正）規則が、これらの規則における肉骨粉の定義をより詳細なものに代替することで、1996 年規則を修正。

1996.10.21 特定疾病（通知）命令 1996（The Specified Diseases（Notification）Order 1996）（SI 1996/2628）は、海綿状脳症のあらゆる形態を含むため、動物衛生法における「疾病」の定義を拡張し、実験過程で疑われるあらゆる形態の人間以外の海綿状脳症の通知を規定した。

1996.12.3 牛、羊及びヤギ由来の「特定危険部位（SRM）」の管理を提案する欧州委員会決定が、常任獣医委員会に提出された。過半数の賛成がなく、そのため、欧州理事会に提出された。

1996.12.10 欧州理事会は SRM 提案を否決。

1996.12.16 30 ヶ月以上スキームの下で、処理を待つ動物が一掃されたことを、大臣（Ministers）が発表した。

1996.12.16 牛肉輸出の禁止解除へ道を開く認定集団スキームの提案の発表。

1996.12.16 BSE のリスクの最も高い牛の選択的処分の発表。これは、英国牛肉輸出禁止命令を解除するためのフィレンツェ合意における、5 つ全ての前提条件に従って、英国が行動していることを意味した。

1996.12.17 11 月経過報告書が、下院図書館に置かれた。

1996.12.24 牛製品（他の加盟国への通知）（修正）規則（SI 1996/3000）の施行。英国産以外の原料からゼラチンを製造する工場の登録を規定。

1997.1.1 化粧品に特定の牛、羊及びヤギの組織の使用を禁止する欧州委員会令 97/1 は、1997 年 7 月 1 日に施行される予定であった。

1997.1.24 BSE（No.2）命令（SI 1996/3183）の施行。BSE 命令 1996 を廃止し、修正。感染した動物及び感染した動物の死体の選択的処分のための新しい条項が導入された。

1997.1.24 BSE 補償令（SI 1996/3184）と選択的処分（共同体補償条件の実施）規則 1996（The Selective Cull（Enforcement of Community Compensation Conditions）Regulations 1996）（SI 1996/3186）が施行され、補償の選別および土台となる EU 共同補償に基づいて、処理された「感染牛」への補償を導入。

1997.1.24 SBM（No.3）（修正）命令（SI 1996/3185）が SBM（No.3）命令 1996 を修正し、「スキーム内動物」の定義を修正。

1997.1.24 SBM（No.3）（修正）（No.2）命令（SI 1996/3268）が施行され、SBM のレンダリングに使用していた設備を、規定の洗浄制度（cleansing regime）の後で他の目的で利用するための条項を設定。

1997.2.6 欧州議会インクアイアリー暫定委員会報告書が発表された。これは、英国の BSE 問題の処理を酷評するものであった。

1997.2.25 フィレンツェ合意の 5 つの前提条件と輸出認証群スキーム（The Export

Certified Herds Scheme）の実施枠組みとその科学的基礎に関する英国の活動に関する報告書が当該委員会に提出された。

1997.3.15　牛製品（製造と迅速な処理）規則（The Bovine Products（Protection and Despatch）Regulations 1997）（SI 1997/389）は、欧州委員会決定 96/362/EC を実施。これは既存の規則を統合し、副産物、肉製品製造、製造管理及び最終用途を規制するための登録条項を結合した。

1997.3.17　BSE 規制フォーラムの設立。BSE 管理実施のためのより統括的なアプローチを展開するため、英国農業省、国家獣医サービス、MHS、調停委員会および地方自治体からの代表者を集めた。

1997.3.28　SBM 命令（SI 1997/617）による、SBM 命令（No.3）1996 の強化。SBM および化粧品、薬品あるいは医薬品における SBM を利用した商品と、SBM の着色要件と製造過程で SBM を使用可能な施設の定義に関して、さらなる管理を導入。

1997.4.3　牛皮規制（The Bovine Hides Regulations 1997）（SI 1997/819）により OTMS 内の動物の皮の利用を許可している欧州委員会規則 716/96 を実施し、それらの動物の皮革への加工について規定。

1997.4.18　SEAC が母系感染に関する MAFF 調査研究（コーホート研究）の最終結果に関する声明を出したと MAFF が発表。低い確率で、BSE の直接的な母系感染の幾つかの証拠があり、子孫が飼料による感染の遺伝的感受性を受け継いでいる可能性があることが結論付けられた。これらの調査結果は、1996 年 7 月に発表された中間結果と一致。消費者を保護する現在の措置は適切であり、牛乳からの BSE のリスクを示唆する証拠はないことを、SEAC は確認。

1997.4.24　欧州議会は、2 月のインクアイアリー暫定委員会が提出した BSE に関する勧告の追跡調査に関する暫定委員会を設置。

1997.5.14　欧州委員会は、共同体規模の SRM 提案の導入（12 月に理事会によって否決）を主張すると発表し、特にゼラチンのような牛の生原料由来の製品に関連して、輸出禁止の条件に役立つ説明も発表。

1997.5.23　他の加盟国における BSE のリスク要因やサーベイランスに関する報告書に基づいて、SEAC は、共同体による措置のないところでは、全国的な SRM 管理を輸入肉に拡張すべきと助言した。

1997.6.11　科学獣医委員会（Specific Veterinary Committee: ScVC）が、輸出禁止―認証された家畜の輸出スキーム―を解除する第一段階としての英国提案に関する意見を述べた。

1997.6.30　牛パスポートシステムの下での強制的な牛登録制を農家に確認させるために、新しい運動が開始された。

1997.7.1-2　肉骨粉に関する国際科学会議がブリュッセルで開催。

1997.7.21　BSE ホームページの更新。

1997.7.22　農業理事会は、1998 年 1 月 1 日に施行予定となった欧州委員会の SRM 提案（欧州委員会決定 97/534/EC）を受け入れることを、単純多数決で可決した。

1997.7.23　6 月経過報告書が下院図書館に置かれた。

1997.7.30	新しい手順が選択的処分の速度を上げるために導入された。10 頭以下のグループは、2 人ではなく 1 人の評価者だけによって評価されることになった。
1997.7.31	大臣（Ministers）が、コンピュータ化された新たな牛追跡システムの設立を発表。これは 1998 年中に使えるようになり、ワーキントン（Workington）における新しいサービス―英国牛移動サービス（British Cattle Movement Service）―によって管理される予定であった。
1997.8.1	牛および牛製品（禁止と製造制限の通知）規則（The Bovines and Bovines Products（Despatch Prohibition and Production Restriction）Regulations 1997）（SI 1997/1905）は、牛製品（生産と通知）規則 1997 を廃止し、代替するものであった。これらの規則は、BSE に対する緊急保護手段として実施され、欧州委員会決定 96/362/EC によって修正された欧州委員会決定 96/239/EC の要件を十分に実施するものであった。
1997.8－1998.8	スクレイピー食肉処理場調査の実施。
1997.8.22	牛確認（執行）規則（The Cattle Identification（Enforcement） Regulations 1997）（SI 1997/1901）は、BARIMO1995 における登録と査察の権限を廃止し、代替した。
1997.9.15	MAFF と DoH は SEAC 見直しを発表。大臣は、SEAC の基本的な役割を確認。
1997.9.17	ScVC は、改訂した認証集団スキーム提案に関する意見を述べた。
1997.9.21	生肉（衛生・査察）（修正）規則（SI 1997/2074）は、規則 1995 を修正し、私的に殺された動物の処理に関する条項を削除し、人間の消費用に食肉処理場で処理される全ての赤肉動物（red meat animal）への十分な食肉査察を実施。
1997.9.21	動物副産物（確認）（修正）規則（SI 1997/2073）は規則 1995 を修正し、人間の消費のために処理され、その後生後 30 ヶ月以上であることが判明した牛の肉を含めるため、動物副産物の定義を 1 つ追加。
1997.10.2	1996 年 8 月 1 日以降生まれた牛の肉および牛肉製品の輸出に対する英国提案が欧州委員会に提出された。BSE に感染した母獣（dam）の 1996 年 8 月 1 日以降に生まれた子孫の強制処分のための英国提案も欧州委員会に提出された。
1997.10.16	英国状況報告書（position paper）が欧州委員会に提出された。これは指定された基本的な基準（改訂輸出認証集団スキーム）を満たす動物の除骨した肉から作られる特定製品の輸出の枠組みを述べたものである。
1997.10.24	SEAC は、人間の血液および血液製品に関する討議に対応して、牛肉の安全性を見直したことを発表。人間の消費のための牛肉及び牛肉製品を管理するさらなる手段は必要ないと結論付けた。
1997.10.24	BSE（No.2）（修正）命令（SI 1997/2387）は、リスクにさらされた動物に関する BSE（No.2）命令 1996 を修正し、特定の通告が獣医検査官と共に大臣の検査官によってなされることを許可するものであった。
1997.11.3-7	委員会は北アイルランドを訪問し、動物追跡調査のためのコンピュータ化されたシステムの実際の適用を視察。

1997.11.7	欧州議会暫定委員会は BSE に関する最終報告書を作成。これは、11 月 19 日に欧州議会によって承認された。
1997.11.21	欧州委員会の科学運営委員会（Scientific Steering Committee）は、英国の日付に基づいた輸出スキーム提案をその BSE 小委員会（sub-group）に委託。
1997.12.3	SEAC の助言に基づき、政府は、消費者に販売される前に、生後 6 ヶ月以上であった全ての牛の肉に対して除骨を要求する措置について協議する意思があることを発表。
1997.12.9	科学運営委員会は、英国の日付に基づいた輸出スキーム提案に関して意見を述べ、SRM に関する意見を採用。
1997.12.16	EU 常任獣医委員会は、1998 年 4 月 1 日まで、SRM に関する決定 97/534/EC の実施を延期。
1997.12.16	牛肉骨規則（The Beef Bones Regulations 1997）（SI 1997/2959）が施行され、消費者に販売される前に、食肉処理場で生後 6 ヶ月以上の自国産及び輸入された牛のあらゆる肉の除骨を要請。
1997.12.17	政府は同種の飼料に関する SEAC の助言を受け入れ。
1997.12.22	政府は、フィリップス控訴院裁判官（Lord Justice Phillips）によって実施された BSE に対する公的（Public）インクアイアリーを報告した（BSE インクアイアリー）。
1998.1.1	SRM 命令（SI 1997/2964）が、既存の SBM 命令と羊・ヤギ頭部命令を代替し、欧州委員会決定 97/534 に沿った SRM に対する管理を導入。
1998.1.1	（羊とヤギに関する一定の規則に関しては 1997.12.17）SRM 規制（SI 1997/2965）は、SRM に関する管理を規定。そして、SBM 命令 1997 と羊・ヤギ頭部命令 1996 における食料に関する規定をそのまま継続。
1998.1.1	SRM（修正）規則（SI 1997/3062）は、SRM 規則（1997）の規定 7 と 19 を修正。
1998.1.23	科学運営委員会は、特定の地理区分に対する BSE リスクの定義に関する意見を提出。
1998.3.9	BSE への公的インクアイアリーにおける公聴会の開始。
1998.3.16	農業理事会は、理事会決定 98/256/EC を採択。これにより決定 94/474/EC は修正され、決定 96/239/EC は削除された。輸出認証集団スキームの下にある北アイルランドからの牛肉と牛肉製品の輸出を許可し、英国の牛の獣脂と英国以外の牛のゼラチンの輸出の新しい条件を規定し、外国産の牛材料を含む製品の輸出許可施設からの輸出に関する、より厳しい管理を導入。
1998.3.26-27	科学運営委員会は以下を採択。 （ｉ） ゼラチンの安全性に関する科学的報告と意見。 （ii） 反すう動物組織由来の獣脂の安全性に関する意見。 （iii） BSE リスクに関する意見。 （iv） 生まれつきあるいは実験上 TSE の感受性の高いほ乳動物からの肉骨粉の安全性に関する科学的意見。
1998.3.30	12 月経過報告書が下院図書館に置かれた。
1998.3.31	農業理事会は、1999 年 1 月 1 日まで 97/534/EC 決定の実行を先送り。また、欧州委員会に、1998 年 5 月の OIE 会議の後、改訂版 SRM 提案を提出する

ように要求。

1998.4.15　牛確認規則（The Cattle Identification Regulations 1998）（SI 1998/871）は、牛（記録、認証及び移動）命令 1995 の一部、牛パスポート命令 1996、牛パスポート（手数料）命令 1996 及び牛認証（施行）規則 1996 を廃止。新しい規則は、欧州理事会規則 820/97 の管理と実施を規定。1998 年 1 月 1 日以降に生まれた牛は、MAFF に認められた耳標と牛パスポートを持っていなければならなくなった。

1998.4.23　欧州委員会は、TSE の疫学的サーベイランスのための欧州委員会決定 98/272/EC を採択。

1998.4.29　牛及び牛製品（取引）規則（The Bovines and Bovine Products（Trade）Regulations 1998）（SI 1998/1135）を施行し、理事会決定 98/256/EC を実施。肉、肉製品、肉調製品、「動物起源のその他製品」及び英国以外で処理された牛由来のペットフードの輸出に対する管理を強化。

1998.4.30　肥料（ほ乳類の肉骨粉）規則（SI 1998/954）は、肥料（ほ乳類の肉骨粉）規則 1996（SI 1996/1125）を廃止し、修正。農場で肥料として使うほ乳類の肉骨粉の販売と、農場での肥料としてのその使用を禁止。

肥料（ほ乳類の肉骨粉）（製造条件）規則（The Fertilisers（Mammalian Meat and Bone Meal）Regulations 1998）（SI 1998/955）は、動物廃棄物を SE 病原体不活性へと加工するための代替的な熱処理システムに関する欧州委員会決定 96/449 を実施。また、最小限の一定の加工条件に従わない限り、肥料におけるあるいは肥料として、ほ乳類の肉骨粉の使用を禁止。

1998.5　欧州裁判所（ECJ）は、最終判決において、英国牛肉輸出禁止命令の有効性を承認。

1998.5.25-29　OIE 年次総会で、国際保健規約（International Health Code）における BSE に関する章の改定が採択された。様々なリスク分析要素に対する、より明確な定義を規定。OIE は、健康な雄牛から集められた精液の取引は追加的認証を必要としないという 1992 年勧告を再表明。

1998.6.1　北アイルランドからの輸出認証牛群スキーム（Export Certified Herd Scheme: ECHS）内の牛肉の輸出禁止命令の解除。

1998.6.25-26　科学運営委員会は以下を採択。

（ⅰ）BSE と、牛内に存する外部及び内部寄生虫に対する農薬として用いられる有機燐化合物との結びつきの可能性に関する報告と意見。

（ⅱ）反すう動物の骨から沈殿させ、動物飼料添加物として使用される二カルシウムリン酸エステルの安全性に関する報告と意見。

1998.7.29　羊・ヤギ海綿状脳症命令（The Sheep and Goats Spongiform Encephalopathy Order 1998）（SI 1998/1645）は、例えばスクレイピーのような TSE を有する疑いのある動物の強制届出を規定。

羊・ヤギ海綿状脳症規則（SI 1998/1646）は、スクレイピーが疑われた施設の獣医調査の実施を規定。

羊・ヤギ海綿状脳症（補償）命令（SI 1998/1647）は、強制的に処分された動物のための補償支払いを規定。

1998.8.18	6 月経過報告書が下院図書館に置かれた。
1998.9.24-25	科学運営委員会は以下を採択。 （ｉ）ほ乳類動物由来の有機肥料の安全性に関する科学的意見。 （ii）動物飼料の交差汚染を引き起こす哺乳類由来の肉骨粉に関する報告と科学的意見。 （iii）反すう動物以外の食品を産み出す家畜に対して飼料として与えられた、ほ乳類動物由来の肉骨粉の安全性に関する最新の科学的報告。 （iv）羊及びヤギの BSE 病原体感染のリスクに関する意見。
1998.9.28	牛追跡システム（The Cattle Tracing System）の開始。 牛データベース規則（The Cattle Database Regulations 1998）（SI 1998/1796）が施行され、牛の誕生、移動および死亡についての英国牛移動サービス（The British Cattle Movement Service）への届出期限について詳細に述べられた。
1998.10.7	欧州委員会は、欧州委員会決定 98/564/EC を採択し、英国で処理された牛のサンプルが、VLA から公式に認められたセンターへと BSE 調査研究における使用のため、送付されることを認めるよう、決定 98/256/EC を修正。
1998.10.8	SRM（修正）規則（SI 1998/2405）の施行。（SI 1998/2431 によって施行日が 10 月 8 日に修正される）。これにより、脊髄除去をしていない生後 12 ヶ月以上の羊の死体が、特定の条件の下で、フランスの工場に送られることとなった。
1998.10.22-23	科学運営委員会は以下を採択。 （ｉ）日付に基づいた輸出スキーム（The Date Based Export Scheme :DBES）の副産物として生産される骨の安全性に関する意見。 （ii）牛皮から製造される加水分解されたタンパク質の安全性に関する報告と科学的意見。
1998.11.12	スクレイピーの発生に関する郵便調査の開始。
1998.11.25	欧州委員会は、欧州委員会決定 98/692/EC を採択し、決定 98/256/EC を修正し、日付に基づく輸出スキームを規定。
1998.12.17	欧州委員会は、1999 年 12 月 31 日まで 97/534/EC 決定の履行を先送りに。
1998.12.23	SEAC が 1997/98 年次報告書を発表。
1999.1.1	牛確認（修正）規則（SI 1998/2969）が施行され、牛確認規則 1998 を修正した。生後 36 時間以内に 1 つのタグをつけ、生後 30 日以内に 2 番目のタグをつけることを要請することで、牛肉農家と酪農家に対する規制を同一化。
1999.1.4	BSE 子孫処分規則（The BSE Offspring Slaughter Regulations）（SI 1998/3070）が施行され、1998 年 11 月 25 日以前に確認された BSE 事例について、1996 年 8 月 1 日以降生まれた子孫の強制処分を実行。 BSE（No.2）（修正）命令（SI 1998/3071）が施行されて、BSE（No.2）命令 1996 が修正され、子孫の定義を付加。
1999.2.4	医監からの助言に基づいて、政府は骨付き牛肉禁止命令を維持し、6 ヶ月後に再び見直すことを発表。
1999.3.3	1998 年 12 月経過報告書が下院図書館に置かれた。
1999.3.29	SRM（査察課金）規則（The Specified Risk Material（Inspection Charges）

	Regulations 1999）（SI 1999/539）が施行され、大臣（Ministers）が、承認を受けた食肉処理場および食肉加工場に対し、MHS の SRM 強制査察実施に関して課金しうることとした。
1999.4.1	動物副産物命令（SI 1999/646）の施行により、動物副産物命令 1992 が廃止され、代替された。新しい条項は、豚食肉処理場廃棄物を豚に残飯飼料として与えることの禁止を含む。
1999.4.14	SEAC 小委員会は、羊における TSE 研究サーベイランス報告書を発表。
1999.4.15	BSE（飼料および監視）規則（The BSE（Feeding Stuffs and Surveillance）Regulations 1999）（SI 1999/882）が施行され、飼料サンプルと疫学的サーベイランスに関する EU における義務を実行。 BSE（No.2）（修正）命令（SI 1999/921）が施行され、給餌のルールと BSE 事例の調査に対する管理（housekeeping）を変更。
1999.5.1	牛および牛製品（通商）規則（The Bovines and Bovine Products（Trade）Regulations 1999）（SI 1999/1103）が施行され、（修正されたものとして）理事会規則 98/256/EC を実行し、規則 1998（SI 1998/1135）に代替された。新規定は、日付に基づいた輸出スキームの設立と実施のために作成された。
1999.7.6	飼料（サンプルと分析）規則（The Feeding Stuffs（Sampling and Analysis）Regulations 1999（SI 1999/ 1663）が施行され、動物飼料サンプルの検査に関する理事会規則 98/88/EC を実施。
1999.8.1	DBES の開始。これは、そのスキームの下で生産された英国牛肉の輸出を許可するもので、1999 年 7 月 14 日の欧州委員会報告に基づくものであった。
1999.8.9	SEAC は 1998-1999 年年次報告書を発表。
1999.8.18	1999 年 6 月経過報告書が下院、スコットランド議会およびウェールズ議会の図書館に置かれた。
1999.10.29	欧州委員会の科学運営委員会（SSC）は、DBES の下で輸出された英国の牛肉及び牛肉製品に関するフランス食品基準庁の懸念を共有しない、と全会一致で結論付けた。
1999.11.11	食品基準庁（FSA）を設立するという食品基準法案が国王の裁可（royal assent）を受けた。
1999.11.15	英国は、英国牛肉に関する禁止の解除を拒否しようとするフランスに対して、欧州委員会が法的行動に出ることを要請。
1999.11.23	欧州委員会は、英国牛肉の禁止を解除しないというフランス政府の決定の見直しを許可する文書を提出。
1999.12.9	フランス政府は、英国牛肉禁止の維持を発表。
1999.12.14	欧州委員会は、フランスが当該禁止の解除を未だ実施していないことに関する意見陳述を発表。
1999.12.14-15	農業理事会は、2000 年 6 月 30 日まで決定 97/534/EC の履行を先送りに。
1999.12.16	BSE インクアイアリーの公聴会が終了。
1999.12.17	牛肉骨（修正）（イングランド）規則（SI 1999/371）が施行され、骨付き牛肉の販売禁止を解除。類似の規則も、英国の他の地域で施行された。これらは、英国 CMOs からの助言に続いて、11 月 30 日に大臣によって発表さ

れた。

1999.12.22　30ヶ月以上ルールに何の変更もすべきでないというSEACからの助言を政府が受け入れたと発表された。

1999.12.30　フランスは意見陳述に答えて、英国牛肉の禁止を継続。欧州委員会は2000年にECJで追及する予定だった。

2000.1.4　欧州委員会は、英国牛肉輸入禁止の解除に対するフランスの拒絶に関して、ECJに申請書を提出。

2000.1.17　英国は、欧州委員会規則No 2629/97に従うため、数字で表示した牛の耳標システムを導入。

2000.1.20-21　科学運営委員会が会合を行い、以下のことを行った。
（ｉ）ゼラチンの安全性の報告書と意見を更新。
（ii）一国あるいは一地域の地理上のBSEリスクを査定するための方法に関する意見を更新。

2000.2.15　SEAC会合。

2000.3.2　科学運営委員会会合。

2000.3.4　官報（Official Journal）で発表された欧州委員会のECJ事例（事例C-1/100）の通知。

2000.3.6　DBESに対する修正を議論するための、大臣とByrne委員との会合

2000.3.17　ドイツ連邦参議院が、英国牛肉の輸入禁止を解除する命令を可決。

2000.3.20-24　DBESとBSEサーベイランスに関する再度の委員会視察。

2000.3.29　ドイツの英国牛肉禁止が正式に解除。

2000.3.30　政府の農業活動計画が首相によって開始された。

2000.3.30　首相は、FSAがフードチェーンに関連して、BSE管理の見直しを行うことになると発表。

2000.4.1　FSAは、認可された食肉処理場および加工場でのSRM管理の全般的な施行責任を負う。

2000.4.10　より大規模な第2次OTMS調査の発表。

2000.4.13-14　科学運営委員会が会合し、以下のことを行った。
（ｉ）反すう動物の血液に関する意見陳述。
（ii）発症前後（clinical and pre-clinical）のTSE病の診断基準に関する報告と意見陳述。
（iii）骨付き牛肉禁止を解除する英国の決定に関する意見陳述。
（iv）BSE病原体が人間に経口伝染するリスクに関する意見陳述。
（ｖ）ゼラチンと獣脂の製造における脊柱の使用に関する量的リスク評価に関する意見陳述。
（vi）小型反すう動物のSRMに関する意見陳述。

2000.4.13　12月経過報告書が下院図書館に置かれた。

2000.4.20　ウェールズ大学医学部のBorysiewicz教授が議長を務めた科学委員会は、人間の扁桃腺と虫垂突起組織の3,000の標本から得られた分析の見直しのための会合を行った。

2000.4.25　英国における全ての牛を保護するためにCTSが拡張されるという発表がなされた。

2000.5	牛および牛製品（通商）規則 1999 を修正する提案に関する協議文の提出。
2000.5	OIE は、規約における BSE に関する章を修正。
2000.5.1	英国 DBES 協定と牛認証手続きの点検に関する欧州委員会最終報告がインターネットで発表された。
2000.5.11	SEAC 会合。
2000.5.25-26	科学運営委員会は会合を開き、以下のことを行った。 （ｉ）肉骨粉の安全処理、輸送および保管に関する予備的覚書（preliminary note）の陳述。 （ii）BSE の地理上のリスクに関する予備的意見の陳述。 （iii）人間の髪の毛のアミノ酸の安全性に関し考慮すべき事項の陳述。
2000.5.30	農家向けの BSE 注意書がイングランドとウェールズの農家に送付された。
2000.6.7	常設獣医委員会は、欧州委員会規則 97/534/EC を修正する提案を検討したが、特定多数を確保することができなかった。
2000.6.19	97/534/EC を修正する提案が、農業理事会に付託され、単純多数を確保した。
2000.6.27	英国政府は、DBES の不実施（non-implementation）に対してフランスに反対する ECJ 事例に介入する（intervene）許可が与えられた。
2000.6.29	1996 年 8 月 1 日の飼料管理の強化以降に生まれた動物の中で、最初に BSE が確認された事例が発表された。
2000.6.29	欧州委員会は、決定 97/534/EC を代替する、SRM に関する決定 2000/418 を採択。
2000.7.28	英国の全国スクレイピー計画の一部として、雄羊の遺伝子型に関する協議文書が発表された。
2000.7.31	一括協議が北アイルランドにおける輸出禁止緩和に関する提案を発表。
2000.9.1	牛肉表示に関する新しい強制規則が実施された。
2000.9.11	1996 年 8 月 25 日に生まれた BSE 事例に関する報告書が下院図書館に置かれた。
2000.9.25	2000 年 6 月経過報告書が下院、スコットランド議会およびウェールズ議会の図書館に置かれた。
2000.9.29	SEAC 会合。
2000.10.1	欧州委員会決定（2000/418）内に含まれる SRM の定義を英国法に盛り込む SRM（修正）（イングランド）規則 2000（SI 2000/2672）の施行。
2000.10.2	Lord Phillips of Worth Maltravers は、BSE インクアイアリー報告を Nick Brown 大臣と Alan Milburn 保健大臣に配布。
2000.10.19	欧州委員会は、不良品とされた動物材料を動物飼料から排除する提案を採択。
2000.10.25	SRM（修正）（イングランド）命令（SI 2000/2726）が施行され、欧州委員会決定 2000/418 に含まれる SRM の定義を英国法に取り入れ、他の加盟国からの輸入に関する管理を削除した。
2000.10.26-27	科学運営委員会は会合を開き以下について討論。 （ｉ）飼料添加物として使用される二カルシウムエステルの安全性。 （ii）動物飼料の中のほ乳類肉骨粉。 （iii）BSE 病原体に汚染された可能性のある肉骨粉の安全処理。

2000.10.26　BSE インクアイアリー報告書の発表。

2000.11.14　欧州委員会は、EU 全域における特定年齢以上の全ての牛に包括的な BSE 検査を実施する提案を発表。

2000.11.15　EU における特定年齢以上の全ての牛に BSE 検査を拡大する提案に関する常設獣医委員会の討論。

2000.11.22　スペインにおける BSE 事例の最初の報告。

2000.11.27　ドイツで生まれた牛において最初に確認された BSE 事例。

2000.11.28　SEAC 会合。

2000.11.29　EU 科学運営委員会は以下についての意見を発表。

（ｉ）フランスとアイルランド共和国における BSE リスクに関し、3 つの加盟国によって提案された輸入禁止の科学的根拠。

（ⅱ）BSE リスクに関してフランスによって提案されたいくつかの手段の科学的根拠。

（ⅲ）全ての家畜への動物タンパク質給餌禁止の科学的根拠。

2000.12.1　牛（老齢動物認証）規則（The Cattle（Identification of Older Animals）Regulations 2000）（SI 2000/2976）は、老齢牛に関する理事会規則 1760/2000 の条項を実施。任意ベースでは MAFF にまだ登録されていなかった 1996 年 7 月 1 日以前に生まれた牛を、2001 年 1 月 29 日までに登録することを要請。そして、まだ登録されておらず移動カードも無いが、パスポートを有するあらゆる牛の所在地を通知することを要求し、1998 年 9 月 28 日より前に生まれた牛に移動カードの発行を規定し、移動の際には、大臣への通知を要求した。そして、移動カードによる通知の代替として、電子通知による登録のための、移動に関する電子通知書の利用を規定。

2000.12.4　農業閣僚理事会の特別招集会議は、欧州委員会決定（200/766/EC）を採択。これは、食品生産のための家畜に対する加工動物タンパク質の給餌の一時的禁止を含む。

2000.12.8　全ての家畜農家と利害関係者に書簡が送付され、動物タンパク質の給餌と、それが英国での家畜飼料に及ぼす効果に関する欧州委員会決定（2000/766/EC）を説明した。

2000.12.18　欧州委員会は規則 2777/2000 を採択。BSE 検査が陰性の場合のみ、生後 30 ヶ月以上の動物からの肉が、共同体あるいは第 3 国で人間の消費のために販売されることが出来ることを英国が保証することを要請。また、他の加盟国における絶滅計画（destruction scheme）に対する買い入れのルールも作成した。

2000.12.19　第 3 次 SEAC 年次報告書の発表。

2000.12.19　農業理事会は、TSE に関する共通の立場に関する草案に政治的協定を付与。

2000.12.20　FSA 自身の BSE 管理の見直しに関する FSA 報告書の発表。

2000.12.27　欧州委員会は決定 2001/2 を採択。全年齢の牛の腸を SRM として明示することで、決定 98/272 を修正。

2000.12.27　欧州委員会は決定 2001/25 を採択し、動物飼料における特定の動物副産物の使用を禁止。

2000.12.29　欧州委員会は、決定 2001/8 を採択し、後に緊急処分を受ける、撲滅のため

	に購入された牛の検査と、疫学サーベイランスに関する決定 98/272 を更新するための要件を含む、牛の BSE 検査に関する 2000/764 を修正。
2000.12.29	決定 2000/766 において述べられた、動物タンパク質の飼料への保護措置を実施するための管理手段に関する決定 2001/9 を採択。
2001.1.11	SSC 会合。
2001.1.12	EU 規模の飼料管理の実施に関する協議文書の発行。
2001.1.12	EU 科学運営委員会は、以下の点への EC の方針に関する意見を発表。 （ｉ）脊柱と T ボーンステーキ。 （ii）胸腺と脾臓。 （iii）レンダリングされた脂肪。 （iv）加水分解されたタンパク質。 （ｖ）MRM。
2001.1.15	決定 1998/272/EC を修正する欧州委員会決定 2000/764/EC に従って、BSE のために死んだ家畜のサンプルをランダムに調べるための新しい調査について通知するため、英国における牛を飼っている全ての農家に文書を送付。
2001.2.8	SSC 会合。
2001.2.8-9	小型反すう動物における BSE が国内規定の下で発見された場合の、予防的なリスク評価に関する意見を、EU 科学運営委員会が発表。
2001.2.9	BSE インクアイアリーの報告に対する政府の中間回答の発表。
2001.2.13	ごみ埋立地（landfill）に廃棄される全ての SRM を加圧処理する EU 要件の実施に関する協議文書の発行。
2001.2.20	人間あるいは動物の消費用に処理される動物の脊髄除去（pithing）を禁止する脊髄除去制限（イングランド）規則 2001（The Restrictions on Pithing（England）Regulations 2001）が規定され、2001 年 4 月 1 日に施行。
2001.2.27	欧州委員会は、決定 2001/165 を採択して決定 2001/9 を修正。
2001.2.28	SEAC 会合。
2001.3.9	ごみ埋立地に捨てられた全ての SRM の加圧処理を要求する SRM（修正）（イングランド）規則 2001 が規定され、2001 年 4 月 1 日に施行された。
2001.3.14	欧州委員会は､MRM と牛の脊柱に関する 2000/418 決定を修正する 2001/233 決定を採択。
2001.3.29	欧州委員会は、第 3 国からの SRM の輸入に関する 2000/418 決定を修正する 2001/270 決定を採択。
2001.3.29-30	SSC 会合。
2001.3.30	SEAC 会合。
2001.4.1	脊髄除去規制（イングランド）規則（SI 2001/447）は、人間あるいは動物消費用の家畜の脊髄除去を違反とした。（脊髄除去とは、法律上は、気絶（stunning）させた後、頭蓋に導入された棒の形をした長い道具を使って動物の神経中枢組織を切り離すことと定義されている)。脊髄除去が行われた場合には、皮を除く動物のいかなる部分も SRM とみなされることになる。
2001.4.1	SRM（修正）（イングランド）規則 2001（2001/817）（2001 年 3 月 9 日を参照）の導入。
2001.4.25	SEAC 会合。

2001.5.3	欧州委員会は 2001/384 決定を採択。この決定は、第 3 国からの SRM の輸入に関する 2000/418 決定を修正したもの。
2001.5.9	12 月 BSE 経過報告書が下院、スコットランド議会およびウェールズ議会の図書館に置かれた。
2001.5.10-11	SSC 会合。
2001.5.22	欧州理事会と欧州議会は、999/2001 規則を採択。特定の伝達性海綿状脳症の防止、管理及び根絶のための規則を規定。
2001.5.24	動物副産物（修正）（イングランド）命令が施行され、肉を含む廃棄物あるいは、肉と接触を持ったものを含む残飯の家畜への給餌を禁止。
2001.5.25	SRM の定義、MRM の生産および第 3 国からの SRM 輸入の修正に関して、1997 年 SRM 命令及び 1997 年 SRM 規則の修正に関する協議文書の発行。
2001.6.13	SVC は、共同体規則 1248/2001 における規則 999/2001 のサーベイランス要件に対する修正を採択。
2001.6.19	1997 年 5 月に出生した BSE 事例の発表。
2001.6.19	動物副産物の加工、使用、廃棄、取引及び輸入を管理する新しい規則における共通の立場に関する政治的合意がなされた。
2001.6.25-29	食品獣医事務局（Food and Veterinary Office: FVO）が英国の SRM、飼料および TSE 監視コントロールを視察するために訪問。
2001.6.27	SEAC 会合。
2001.6.28-29	SSC 会合。
2001.6.29	欧州委員会が 1326/2001 規則を採択。
2001.7.1	違法に脊髄除去された動物の廃棄を扱う脊髄除去（イングランド）制限規則 2001 第 3 条の施行（2001 年 4 月 1 日を参照）。
2001.7.1	BSE 監視（イングランド）規制（The BSE Monitoring（England） Regulations 2001）（SI 2001/1644）。これらは、欧州委員会決定 2000/764/EC と 2001/233/EC の要件を実施し、届け出るべき牛（農場あるいは輸送中に死亡したか、人間の消費以外のために殺された生後 30 ヶ月以上の牛）を所有、或いは担当者が、このために指名された代理業者に、その死亡を届け出ることを要求。
2001.7.4	EU 科学運営委員会は以下の文書を発表。 （ｉ）牛、羊及びヤギの消化管に関連した脂肪組織に関する意見：可能な TSE リスクの評価。 （ii）TSE などに汚染された肉骨粉や他の製品の安全な廃棄あるいは使用のための、異なる選択肢のリスク評価枠組み。 （iii）牛、羊あるいはヤギの反すう動物の骨あるいは皮由来のゼラチンの TSE リスクに関係する安全性に関する最新の意見。 （iv）反すう動物処理副産物から得られた獣脂の安全性に関する改訂意見と報告書。
2001.7.6	家畜への給餌に関する新しい EU 全域にわたる管理を導入する措置が発表され、2001 年 8 月 1 日から有効となった。
2001.7.19	BSE の起源見直しの報告書が発表された。
2001.7.20	加工動物タンパク質規則（Processed Animal Proteins Regulations 2001）に関

するガイダンス草案（guidance note）の発表。

2001.8.1　理事会決定 2000/766/EC と欧州委員会決定 2001/9 が英国で、2001 年 8 月 1 日から、2001 年加工動物タンパク質（イングランド）規則として実施された。

2001.8.24　1997 年 1 月に出生した BSE 事例の発表。

2001.8.29　1997 年 4 月に出生した BSE 事例の発表。

2001.8.30　2001 年 6 月 BSE 経過報告書が下院、スコットランド議会およびウェールズ議会の図書館に置かれた。

2001.9.6-7　SSC 会合。

2001.9.17　EU 科学運営委員会が以下の文書を発表。

（ｉ）牛、羊あるいはヤギの反すう動物の骨と皮由来のゼラチンの TSE リスクに関する安全性に関する最新の意見。

（ii）処理副産物から得られた獣脂の安全性に関する改訂意見と報告書。

（iii）気絶方法と、BSE リスクに関する予備的な科学的意見と報告（特定の気絶方法を適用した場合、血液および死体の中に脳の小片を拡散することのリスク）。

（iv）人間の TSE のために、人間外の霊長類のモデルを使用することに関する科学的意見。

（v）医療材料のための GBR I 国からの反すう動物を原料とすることに関する意見。

2001.9.18　SEAC 会合。

2001.9.28　BSE インクアイアリー報告に対する政府の返答の発表。

2001.9.28　BSE が英国の羊群に発見された場合に取られるべき行動を述べる、政府の不測事態原案（draft contingency plan）に関する見直しを求める協議（consultation exercise）の開始。

2001.10.18-19　SSC 会合。

2001.10.25　EU 科学運営委員会は、以下の意見を発表。

（ｉ）羊やヤギにおける BSE の潜在的リスク。

（ii）小型反すう動物における BSE がおこりそうな/確認された場合における小型反すう動物製品の安全性。

2001.10.31　BSE 監視（イングランド）規則 2001 に対して提案された修正に関する協議実習の開始。

2001.11.21　SEAC 会合。

2001.11.29-30　SSC 会合。

2001.11.30　BSE が 1990 年代初期に羊群に存在し、スクレイピーによって隠されていたのかどうかを明らかにするために動物衛生研究所（Institute for Animal Health）において行われた実験に対する、2 つの独立した徹底検査の報告の発表。

2001.12.6　EU 科学運営委員会は以下を発表。

（ｉ）BSE の起源と伝達性に関する仮説に対する意見。

（ii）1996 年 8 月 1 日以来の英国における 6 つの BARB（born after reinforced (feed) ban）である BSE 事例に関する意見。

（iii）統計学的に信頼できる BSE/TSE 調査のための要件に関する意見。
（iv）医療材料用の BSE の地理的リスク（GBR）I 諸国からの反すう動物材料の調達に関する最新の意見。

2001.12.6　2001 年 6 月 25 日から 29 日までの、英国への EU の食品及び獣医事務局調査団の発表。

2001.12.11　1996 年 9 月に出生した BSE 事例の発表。

2001.12.13　フランスによる英国牛肉の輸入禁止解除の拒否に関する ECJ の判決。正確に表示され、あるいはラベルが貼られた DBES 牛肉を、1999 年 12 月 30 日以降領土内で売買する許可を拒否したことで、フランスはその義務を果たしていなかったと裁判所は判決した。

2002.1.10-11　SSC 会合が行われ、以下が採択された。
（ｉ）反すう動物組織における TSE 伝達性の分布に関する意見。
（ii）英国とドイツにおける現在の状況下の、異なる選抜処分計画によって提供される追加的安全対策に関する意見。
（iii）GBR に関する最新の意見。
（iv）気絶方法と BSE リスクに関する意見。（ある気絶方法により、脳を血液や死体の中にまき散らすリスク）。

2002.2.6　SEAC 会合。

2002.2.8-3.11　共同体 TSE 規則（The Community TSE Regulation）（999/2001）を実施するために提案された法律の導入に関する公的討議。

2002.2.21-22　SSC 会合。以下が採択された。
（ｉ）新しく迅速な BSE 事後分析検査の評価のための実地試験（field trial）に関する意見。
（ii）豚の粘膜由来のペプチドに関する、TSE に関するリスクについての意見。
（iii）地理的 BSE リスク及び、EU 加盟国における長期間の変動に関する意見。

2002.3.20　欧州委員会は、フランスに 228 条の前提（pre-article）となる文書を送り、フランスが牛肉禁止に関する ECJ 規則に従わないことの説明を求めた。

2002.4　フランスが禁止解除を引き続き拒否していることに関して、欧州委員会は 228 条をフランスに送り、次回の ECJ 事例につながる可能性のある手続きを開始。

2002.4.8　2001 年 12 月経過報告書が議会、スコットランド議会およびウェールズ議会の図書館に置かれた。

2002.4.4-5　SSC 会合。以下のことが採択された。
（ｉ）生物医学的な研究における人間以外の霊長類への必要性に関する声明。
（ii）筋肉におけるプリオンに関する声明。
（iii）子牛由来のレンネット（rennet）の安全性に関する意見
（iv）小型反すう動物における BSE の存在を調査するために提案された戦略。
（v）小型反すう動物材料の安全な原料調達に関する意見。

2002.4.10　SEAC 会合。

2002.4.19　TSE（イングランド）規則の施行。共同体 TSE 規則―999/2001―は、TSEs に対する十分な範囲の共同体による対策の安全な法的基盤の提供を目標としていた。その規定の多くは、既に英国法制の下で実施されているが、明確性及び完全性のために、英国立法のほとんどの関連部分が、この一連の規則に統合され、EU の要件を取り入れるために必要に応じて調整された。

2002.5.16　SSC 会合。以下が採択された。

（ｉ）オーストリアとフィンランドにおける BSE の地理的リスクに関する最新の意見。

（ii）高温（150 度、3 時間）とそれに相当する高圧アルカリ性加水分解による動物廃棄物の処理に関する意見と報告。

（iii）特に動物 TSE と BSE からのリスクに関する動物レンネット（rennet）の安全性に関する意見。

（iv）脊髄神経の後根結節腫を含む牛の脊柱による人間への BSE リスク評価の意見と報告。

（ｖ）BSE の垂直伝達性の可能性（牛の胚の安全性）に関する 1999 年 3 月 18-19 日の SSC 意見の修正。

2002.5.23-31　FVO は英国を訪問し、TSE 疫学サーベイランスに関する EC 措置の実施、TSE テスト、飼料の全禁止、SRM と DBES に関する英国当局によって提案された修正の評価を調査。

2002.5.27　TSE（イングランド）（修正）規則（SI 2002/3960）。本来の規則における誤りを修正。

2002.6.13　SEAC 会合。

2002.6.26　フランス政府に対して、英国牛肉禁止を解除しないことに対する合理的な意見を欧州委員会は発行した。フランスは、回答のために 15 日の期間を与えられた。

2002.6.27-28　SSC 会合。以下が採択された。

（ｉ）ブルガリア、クロアチア、アイスランド、ラトビア、サン・マリノ、トルコ及びバヌアツにおける BSE の地理的リスクに関する意見。

（ii）トリクロサン（triclosan）抵抗力に関する意見。

（iii）アゾール（azole）抗菌抵抗力に関する意見。

2002.7.17　英国 DBES 牛肉の輸入禁止が違法であるとする ECJ 規定を遵守しないため、ECJ がフランスに 1 日あたり 158,250 ユーロの罰金を科すことを、欧州委員会は要求。

フードチェーン・動物衛生常設委員会（Standing Committee for the Food Chain and Animal Health）（SCoFCAH）は、DBES（欧州委員会決定 2002/670/EC）の貢献規則（dedication rule）の変更に合意。当該決定はまた、生後 6-9 ヶ月の子牛の骨付き肉の輸出を許可し、英国からの牛の胚の輸出禁止命令を解除。

2002.9.11　SEAC 会合。議事録は http://www.seac.gov.uk/papers/seac76_1.pdf を参照。

2002.9.12　タイプ 3 の雄羊を処分するための NSP 予定表に関する協議。

2002.9.12-13　SSC 会合。議事録は

	http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out293_en.pdf を参照。
2002.9.20	AFSSA（French Food and Standard Agency）（フランス食品基準庁）は、英国産牛肉の安全性に関する意見を発表。DBES の下で生産された英国産牛肉はフランスの消費者にとってリスクを増大するものではないと述べた。
2002.9.25	DBES 改訂版の下で、Merthyr Tydfil の St. Merryn Meat から英国産牛肉がオランダに口蹄疫以来、初めて輸出された。
2002.10.2	フランス政府は、英国産牛肉の輸入禁止命令を解除することを発表。
2002.10.25	フランス政府は、英国産牛肉の禁止が正式に解除され、現在では英国産牛肉のフランスへの輸入が可能であることを発表。
2002.11.7-8	SSC 会合。議事録は http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out302_en.pdfを参照。
2002.11.11	タイプ 3 である一定の飼育用雄羊の制限の変更及び、丘陵地帯の農家に対する規則の拡大が発表された。
2002.11.13	欧州委員会は、英国産牛肉禁止に関してフランス政府に罰金を科すために、フランスに対し ECJ 事例の中断を発表。EU 法の遵守が達成されたことに満足していると述べた。
2002.11.14	SEAC 会合。議事録はhttp://www.seac.gov.uk/papers/seac77_1.pdf を参照。
2002.11.25	1 度限りの（one-off）エウェ遺伝子型サービス（Ewe Genotyping Service）の発表が 2002 年 12 月から 2003 年 3 月まで入手可能に。
2002.11.26	スクレイピー群スキームの導入に関する業界協議。DEFRA は、スクレイピーに感染した羊の所有者が、自己の家畜群への再発防止への行動を支援するための計画提案を発表。
2002.12.5-6	SSC 会合。議事録は http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out307_en.pdf を参照。

資料 3 食品基準法（Food Standards Act 1999）

食品基準法
1999 Chapter c.28

条文の協定（Arrangement of sections）

食品基準庁

第 1 条　食品基準庁
第 2 条　メンバーの任命等
第 3 条　事務局長 (chief executive)及び課長（directors）の任命
第 4 条　年次報告書及びその他の報告書
第 5 条　諮問委員会

食品に関連する一般機能

第 6 条　食品政策の展開及び公的機関（public authorities）に対する助言の提供等
第 7 条　その他の人々に対する助言、情報並びに支援の規定
第 8 条　情報の取得及び再検討

動物飼料に関連する一般機能

第 9 条　動物飼料に関する一般機能

情報の取得を目的とした観察

第 10 条　観察（observation）を実施する権限
第 11 条　観察を実施する人物への立入の権限

執行活動 (enforcement action)の監視

第 12 条　執行活動の監視
第 13 条　執行活動に関連する情報を要求する権限
第 14 条　執行活動を監視する人物への立入の権限
第 15 条　「執行機関（enforcement authority）」及び関連する表現の意味
第 16 条　第 13 条及び 14 条に関連する違法行為

庁の有するその他の機能

第 17 条　緊急命令を作成する権限の委譲
第 18 条　その他の法令の下での機能
第 19 条　庁による助言及び情報の公表等
第 20 条　食品由来の疾病の制御に関する指導書（guidance）を発行する権限
第 21 条　補足的な権限

庁の機能に関連する一般規定

第 22 条　一般的な対象及び実践の声明
第 23 条　対象、リスク、費用及び便益等の考慮
第 24 条　義務の不履行又は国際的な義務に関連する指令
第 25 条　情報公開についての法令を修正する権限

雑則

第 26 条　農業・漁業・食品大臣及び北アイルランド農業局による行使が終了する（ceasing to be exercisable）法定機能
第 27 条　食品由来の疾病の検査の通知（notification）
第 28 条　食品由来の人畜共通伝染病に関する情報共有のための協定
第 29 条　獣医薬品（verterinary product）に関する会議
第 30 条　動物飼料：大ブリテン（Great Britain）
第 31 条　動物飼料：北アイルランド
第 32 条　本法の諸規定の修正
第 33 条　庁が諸機能を喪失する場合の帰結（Consequences of Agency losing certain functions）
第 34 条　食品安全推進理事会（Food Safety Promotion Board）の機能を考慮する義務
第 35 条スコットランド及び北アイルランドにおける権限移譲

最終規定

第 36 条　解釈
第 37 条　下位立法
第 38 条　国家適用（Crown application）
第 39 条　財政上の規定
第 40 条　軽微かつ間接的な改正及び廃止（repeals）
第 41 条　庁への資産、権利並びに法的責任の移転
第 42 条　経過的規定などを作成する権限
第 43 条　略称、開始、及び範囲

別表（Schedules）：
　別表 1：庁の構成等
　別表 2：諮問委員会
　別表 3：その他の法令の下での庁の機能
　　パートⅠ：1990 年法の下での機能
　　パートⅡ：1991 年命令（Order）の下での機能
　　パートⅢ：その他の機能
　別表 4：会計及び監査（accounts and audit）
　別表 5：軽微かつ間接的な修正*〔訳注：訳出は省略〕*
　別表 6：廃止*〔訳注・訳出は省略〕*

本法は、食品基準庁を設立し、その機能に関する規定を作成する法律である。食品安全及び食品に関連する消費者のその他の利益に関する法律を修正するための法律である。食品由来の疾病の検査の通知に関連する規定の作成を可能にする法律である。動物飼料に関連する規定の作成を可能にするための法律である。及び、関連する諸目的のための法律である。

〔1999 年 11 月 11 日〕

本法は、女王陛下によって、現在召集されている議会における聖職並びに世俗職の上院議員、及び下院議員の助言及び合意を伴うことにより、また同様の機関により、以下のように制定された。

食品基準庁

（食品基準庁）

1-(1) 食品基準庁又はウェールズ語で「yr Asiantaeth Safonau Bwyd」（以下、本法では「庁」と略記）と呼ばれる機関が、本法によって、又は本法の下で付与された機能を実施するという目的で設置される。

(2) 機能を実施する上での庁の主要な目的は、公衆衛生を、食品の消費と関連して起こり得るリスク（食品の製造又は供給の方法によって生じるリスクも含む）から保護すること、及びその他の点では、食品に関連する消費者の利益を保護することである。

(3) 庁の機能は国家に代わって実施される。

（メンバーの任命等）

2-(1) 庁は理事長と副理事長、及び 8 人以上 12 人以下のメンバーによって構成される。

(a) ウェールズ議会（National Assembly for Wales）によって任命された 1 人のメンバー

(b) スコットランドの各大臣によって任命された 2 人のメンバー

(c) 北アイルランド保健・社会サービス局によって任命された 1 人のメンバー

(d) 大臣によって任命されたその他のメンバー

(2) 理事長と副理事長とは、合同で活動する（acting jointly）しかるべき機関（appropriate authority）によって任命され、そしてその任命を行う機関は、ある人物を庁のその他のメンバーの 1 人として任命する前に、他のしかるべき機関と協議を行う。

(3) ある人物を理事長、副理事長、又は庁のメンバーとして任命する前に、任命を行う一つ又は複数の機関は、

(a) 庁のメンバーの間で、多様な技能や経験（食品安全又は食品に関する消費者のその他の利益に関する事柄における経験を含む）が入手可能である事が望ましい、ということに留意する。

(b) 任命を提案された人物が、その義務の行使を害するような財政上又はその他の利害関係を持っているかどうかを考慮する。

(4)　別表 1（庁の構成等）は効力を有する。

（事務局長と課長の任命）

3-(1)　庁には事務局長が任命される。

(2)　事務局長は、（とりわけ）庁の活動の効率的かつ効果的な実施を保証する責任を負う。

(3)　第(1)項の下での最初の任命は、合同で活動するしかるべき機関によって行われる。そしてそれに続く任命は庁によって、それらの各機関の合意に従って行われる。

(4)　課長（Directors）は、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに対して任命され、各人は、（とりわけ）（場合によっては）ウェールズ、スコットランド、又は北アイルランドにおける庁の活動の効率的かつ効果的な実施を保証する責任を負う。

(5)　ウェールズ、スコットランド、及び北アイルランドに対する第(4)項の下での最初の任命は、連合王国のその分野に対するしかるべき機関によって行われる。

(6)　第(4)項の下で任命された事務局長及び課長は、任命の期間に応じて職務を維持し、また退く。

（年次報告書及びその他の報告書）

4-(1)　庁は、各財政年度の間に、その活動及び業績に関する報告書を準備しなければならない。

(2)　庁は、各財政年度の終了後可能な限り速やかに、当該年度についての報告書を、議会、ウェールズ議会、スコットランド議会、並びに北アイルランド議会に提出する。

(3)　庁は、その他の報告書を適宜、それらの機関に提出する。

（諮問委員会）

5-(1)　庁に対して、その機能（場合によっては、ウェールズやスコットランド、北アイルランドに影響を与えるか、又は関連しているような個別の事柄を含む）に関連した事柄に関する助言又は情報を与えるという目的で、ウェールズに対する諮問委員会、スコットランドに対する諮問委員会、北アイルランドに対する諮問委員会が設立される。

(2)　大臣は、庁との協議の後に、庁の諸機能（委員会の設立される地域に影響を与えるか、又は関連する個別事柄を含む）と関連する事柄に関して庁に助言や情報を与えるという目的で、英国又は英国の諸地域に対する諮問委員会の設立を指令し得る。

(3)　庁は、しかるべき機関との協議の後に、庁の諸機能と関連する事柄に関して庁に助言や情報を与えるという目的で、その他の諮問委員会を設立し得る。

(4)　（諮問委員会に関する補足的規定を含む）別表 2 は効力を有する。

食品関連の一般機能

（食品政策の展開及び公的機関に対する助言の提供等）

6-(1)　庁は以下のような機能を有する。

(a) 食品安全又は食品に関連する消費者のその他の利益に関する事柄と関連した政策の展開（又は公共の政府機関（public authority of policies）による展開の支援）

(b) あらゆる公的機関に対する、上記の事柄に関する助言、情報又は支援の提供

(2)　大臣又は政府省庁、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣又は北アイルランド省などの各省の大臣は、庁に対して、どのような事柄に関してもその権限を本条の下で行使することを要請することができる。

(3)　合理的に実践可能である限りにおいては、あらゆるこのような要請に応じることは、庁の義務である。

（その他の人々に対する助言、情報並びに支援の提供）

7 -(1)　庁は以下の機能を有する。

(a) 一般市民（又はあらゆる地区の市民）に対する、食品安全又は食品に関する消費者のその他の利益に関する事柄についての助言や情報の提供

(b) 公的機関に属さないあらゆる人々に対する、上記の事柄に関する助言、情報又は支援の提供

(2)　第(1) (a)項の下での機能は（他のいかなる重要な対象をも損なうことなく）、公共の市民（member of the public）が、十分な情報を得た上で食品に関する決定を行うという市民の能力に重大な影響を及ぼすと庁が判断した事柄に関して、適宜情報を受け、助言を受けることを目的として実施される。

（情報の取得及び再検討）

8-(1)　庁は、再検討の上で、食品に関する事柄及び、食品と関連する消費者のその他の利益に関する事柄についての情報を取得し、蓄積し、継続的に検討する機能を有する。

(2)　その機能は、（とりわけ）以下を含む。

(a) 第(1) 項で言及された事柄に関連する科学、技術、及びその他の知識分野における展開の監視。

(b) それらの事柄に関する調査の実施、委託又は調整（co-ordinating）。

(3)　その機能は（他のいかなる重要な対象をも損なうことなく）、庁が十分な情報に基づく決定を行い、庁のその他の諸機能を効果的に実行することを可能にするために十分な情報を有することを目的として実施される。

動物飼料に関する一般機能

（動物飼料に関する一般機能）

9-(1)　庁は動物飼料の安全や、動物飼料の使用者のその他の利益と関連した事柄に関して、食品安全と食品に関する消費者のその他の利益に関する事柄に関連した第 6 条(1) 、第 7 条(1)、第 8 条の下で有するものと同様の一般機能を有する。

(2)　第 6 条 (2)及び (3)は、第 6 条(1)の下でのものに相当する本条の下での庁の諸権限に関連して適用される。

(3)　第 7 条 (2)は、第 7 条 (1) (a)の下でのものに相当する本条の下での庁の機能に対する適用において、「公共の市民」と「食品」という言葉を「動物飼料の使用者」及び「動物飼料」という言葉に置き換えて適用される。

(4)　本条において「動物飼料の安全」とは、その消費と関連して発生しうる動物衛生に対するリスクに関する動物飼料の安全を指す。

情報の取得を目的とした観察

（観察を実施する権限）

10-(1)　庁は、第 8 条の下での機能、又は第 9 条の下で相当する機能を実施するために、以下に関する情報を獲得することを目的として、観察を行う。

(a) 食品又は食品原料の生産又は供給に関するあらゆる側面

(b) 動物飼料の生産、供給又は使用に関するあらゆる側面

(2)　第(1)項の一般性を損なうことなく、このような観察によって求め得る情報は、以下に関する情報を含む。

(a) 食品、食品原料、又は接触する物資（contact materials）に関連して実施される、食品を扱う施設（premises）、食品業務（business）又は商業的管理、

(b) 農業の施設、農業業務又は農業活動、

(c) 魚の養殖に関する施設、業務又は活動、又は

(d) 動物飼料の生産、供給又は使用に関する施設、業務又は活動。

(3) 本条において、

「農業活動」とは、農業法（Agriculture Act 1947）や、北アイルランドにおける農業法（北アイルランド）（Agriculture Act（Northern Ireland）1949）と同様の意味を有する。

「農業業務」とは、酪農・地方開発法（Farm Land and Rural Development Act 1988）の第 1 条、又は北アイルランドにおいては、酪農業務（北アイルランド）命令 （Farm Business（Northern Ireland）Order 1988））の第 3 条におけるものと同様の意味を有する。

「農業施設」とは、農業業務の目的のために用いられるあらゆる施設を意味する。

そして、

「魚の養殖」とは、魚類又は貝類（あらゆる甲殻類や軟体動物を含む）の給餌、飼育、又は養育を意味する。

（観察を実施する人物への立入の権限）

11-(1)　庁は、第 10 条の下で明記された、あらゆる観察の実施という目的のために、第(4)項の下で明記された権限の行使を（庁の職員であろうとなかろうと）、あらゆる個人に委任し得る。

(2)　本条の下でのいかなる権限付与も、庁自身又は委員会、副委員会又は庁のために活動する庁のメンバーによって行われた決定の履行を除いて発布されることはない。

(3)　本条の下での権限付与は、文書によるものであり、権限付与（権限を遂行した権利行

使の間に行われた衛生上の予防策に関する諸条件を含む）において明記された制限又は条件に応じて付与され得る。

(4)　権限を付与された人物は、当該人物の権限において規定された観察を実行するという目的のために必要であると思われる場合には、以下のことを行い得る。

(a) 合理的な時間における施設への立入り

(b) 施設において発見された品物や物質のサンプルの持ち出し

(c) 施設において発見された食品原料のサンプルの持ち出し

(d) 観察の主体であるところの業務に関連する施設において発見された記録の探索や複写（また、それらが電子化された形式で保存されている場合には、それらを判読し得る形式でアクセス可能とすること）

(e) このような業務を実施する人物に対して、合理的に要請し得るような設備、記録、又は情報や、支援の提供を要請すること。

しかし本項における「施設」とは、私的な居住地や住宅を含まない。

(5)　権限を付与された人物は、依頼に応じて以下のことを行う。

(a) 第(4)項の下での権限を行使する以前における当該人物の権限の提示（produce）及び、

(b) それらの権限の下で持ち出されたサンプル、又は複写された文書を識別する文書の提供。

(6)　第(4) 項(d)及び(e) における記録についての指示は、以下の記録を含む。

(a) 該当する業務において雇われている、又は雇われていた人物の健康に関する記録。及び、

(b) 食品又は食品原料の供給又は生産における仕事への当該人物の適正に影響を与える事柄を判断する目的のためのために作られ、又はそれを記録する目的のために保存された記録。

(7)　本条によって施設に立ち入る権限を持つ人物が、他の人物に施設において業務上の秘密に関わる施設に関して得られた情報を漏洩した場合には、当該人物は、その漏洩が当該人物の職務活動において行われたものである限り、違法行為を働いたこととなり、即決裁判において、標準的には第 5 級を超えない罰金を課せられるべきである。

(8)　以下のような行為を働く人物は、違法行為を働いたこととなり、即決裁判において、標準的には第 5 級を超えない罰金を課せられるべきである。

(a) 第(4)項(a)、(b)、(c)及び(d)の下で権限を行使する人物を故意に妨害すること。

(b) 合理的な理由なく、第(4)項(e)の下で課された要求に応じないこと。

(c) 上記の要求に応じるという主旨において、当該人物の知る情報を、個別の資料において（in any material particular）誤った又は誤解させやすい形で提供すること。

(9)　本条において「権限を有する人物」とは、本条において権限を付与された人物を意味する。

執行活動の監督

（執行活動の監視）

12-(1)　庁は、関連立法を執行する場合に、執行機関の活動を監視するという機能を有する。

(2) この機能は、特に、関連立法の執行に関連する活動に基準を設置すること（執行機関に対する一般的なもの、又は個別の機関に対するもののいずれか）を含む。

(3) 庁の年次報告書は毎年、以下の点に関連して自己が執行機関である関連立法、及び自己の活動の執行に関する、年間の自己の活動に関する報告を含む。

(a) それらの活動に適用される、第(2) 項の下での基準、及び

(b) 第 22 条の下での対象や実践の主張において規定されているそれらの活動に関する対象。

(4) 庁は他の執行機関に対して、関連立法の執行におけるそれらの機関の活動に関する報告書を作成する。またその報告書は、庁が活動改善に役立つと考えるような活動に関する指導書も含み得る。

(5) 庁は、上記の報告書が作成される対象である機関に対して、以下を指示し得る。

(a) 報告書において明記されるという方法での発行、又は報告書に関連する特定の情報の発行についての取決め。及び、

(b) 特定の期間内で、報告書に対応してどのような活動を行ったのか、又は行おうとするのかを、庁に対して報告すること。

（執行活動に関連する情報を要求する権限）

13-(1) 第 12 条の下での機能を実施するという目的のために、権限の執行に関連して、庁は第(2)項で言及された人物に以下のことを要請し得る。

(a) その人物がそれを与え得ると信じるに足る合理的な理由があるような情報を庁に提供すること。又は

(b) 当該人物によって保持され、又はさもなければ当該人物の制御の範囲内にある（又は、それらがコンピューターに保存されている場合には、判読可能な形式におけるアクセスが可能である）ことを信じるに足る合理的な理由があるような記録を、捜査のために庁に対してアクセス可能にすること。

(2) 第(1)項の下での要請は、以下の対象に課され得る。

(a) 執行機関、又はその機関のメンバー、役員又は職員、又は

(b) （執行機関によって行使可能な職務である）関連立法の下での職務に従事する人物又はそのような人物の職員又は従業員。

(3) 庁は第(1)項(b)の下での必要のためにアクセス可能となった記録を複写し得る。

（執行活動を監視する人物への立入の権限）

14-(1) 庁は（庁の職員であろうとなかろうと）個人に、執行機関に関連して第 12 条の下での機能を実施するという目的のために、第(4)項で特定された権限を行使する権限を与え得る。

(2) 本条の下でのいかなる権限付与も、庁自身又は委員会、小委員会又は庁のために活動する庁のメンバーによって行われる決定の遂行を除いては公表されることはない。

(3) 本条の下での権限付与は、文書によるものであり、権限付与（権限を遂行した権利行使の間に行われた衛生上の予防策に関する諸条件を含む）において記された制限又は条件に応じて付与され得る。

(4)　権限を付与された人物は、以下のことを行い得る。

(a) 施設又はそれらの施設において発見され得る物を検査するための、合理的な時間における、第(5)項で言及された施設への立ち入り

(b) 上記の施設において発見された品物又は物質のサンプルの持ち出し

(c) 上記の施設において発見された記録の検査及び複写（また、それらが電子化された形式で保存されている場合には、それらを判読可能な形式でアクセス可能とすること）

(d) このような施設に居る人物に対して、合理的に要請し得るような設備、記録、あるいは情報、及びその他の支援の提供を要請すること。

(5) 権限を付与された人物によって立ち入られうる施設は、以下である。

(a) 執行機関に占有されている施設。

(b) 関連立法の執行に関連する業務が執行機関に対して実施されるような研究所又は類似の施設。

(c) 権限を付与された人物が、執行機関の執行権利が行使可能である（又は可能であった）施設であると信じる合理的な理由が存在する、(私的な住宅ではない)その他の施設。

(6)　権限を付与された人物に付与された、施設に入るという行為は、適切とされるその他の人物を同行させる権利を含む。

(7)　権限を付与された人物は、要請に応じて以下のことを行い得る。

(a) 第(4)項の下での権限を行使する以前の当該人物の権限の実現（produce）、及び

(b) それらの権限の下で持ち出されたサンプル、又は複写された文書を識別する文書の提供。

(8) 本条によってあらゆる施設に立ち入る権限を持つ人物が、他の人物に施設において業務上の秘密に関わる施設に関して得られた情報を漏洩した場合には、当該人物は、その漏洩がその職務活動において行われたものでない限り、違法行為を働いたこととなり、即決裁判において、標準的には第 5 級を超えない罰金を課せられるべきである。

(9)　(a) 1990 年食品安全法（本法では「1990 年法」と表記）又はその法律の下で作成された命令及び規則の規定と関連する執行機関が、（その法の第 6 項(3)又は(4)によって）、大臣、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣又は庁である場合、又は、

(b) (北アイルランド)1991 年食品安全命令（本法では「1991 年命令」と表記）の規定又はその命令の下で作成された命令又は規則と関連する執行機関が、（その命令の第 26 条（１A）、(1B)、(2)、(3)又は（3A）によって）北アイルランド省又は庁である場合、本条は第(5)項(a)を除き、（それらの命令の実施におけるその活動に関連して）、その機関に適用される。

(10)　本条において「権限を付与された人物」とは、本条の下で権限を付与された人物を意味する。

（「執行機関」及び関連する表現の意味）

15-(1)　第 12 条から第 14 条までにおける「関連立法」とは、以下を意味する。

(a) 1990 年法の規定及び、その下で作成された規則又は命令。

(b) 1991 年法の規定及び、その下で作成された規則又は命令。及び

(c) 動物飼料に関する事柄に関連する限りにおいては、1970 年農業法のパートⅣの規定及びその法のそのパートの下で作成された規則。

(2) それらの規定における「執行機関」とは、以下を意味する。

(a) 1990 年法の規定又はその下で作成された規則又は命令の場合には、それらを執行すべき機関（1990 年法の第 6 条(3)又は(4)によって、その機関がそれらの規定と関連して執行機関である場合には、大臣、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣又は庁自身を含む）。

(b) 1991 年法の規定又はその下で作成された規則又は命令の場合には、それらを執行すべき機関（命令によって、それらの規定と関連して執行機関である場合には、北アイルランド省又は庁自身を含む）。及び、

(c) 1970 年農業法パートⅣの規定の場合には、当該法の第 67 条において言及された機関。そして「執行（enforcement）」とは、関連立法に関連する、その立法の規定の行使を含む。

(3) それらの諸条における、関連立法の執行における執行機関の行動についての言及は、（どのように表現されようとも）、それを執行する機関の能力についての言及を含む。

（第 13 条及び第 14 条に関連する違法行為）

16-(1) 以下のような人物は違法行為を働いたとされる。

(a) 第 14 条 (4)（a）、(b)、(c)の下での権利を行使する人物を意図的に妨害する人物。

(b) 合理的な理由なく、第 13 条 (1)(e)又は第 14 条 (4)(d)の下で課された要求に応じないこと。又は、

(c) 上記の要求に応じるという主旨において、当該人物の知る情報を、個々の資料において（in any material particular）誤った又は誤解させやすい形で提供すること。

(2) 本条の下で違法行為を働く人物は、即決裁判において、標準的には第 5 級を超えない罰金を課せられるべきである。

庁の有するその他の機能

（緊急指令を作成する権限の移譲）

17-(1) 大臣に代わって以下の法律の下で命令を作成する権限を行使する権限を庁に付与する協定 (arrangements)は、大臣と庁との間でなされ得る。

(a) 1985 年食品及び環境保護法 （緊急指令）の第 1 条 (1) 、及び

(b) 1990 年法の第 3 条（緊急制御指令）

(2) 上記の協定によって付与された権限は、協定において提供された制限や条件に従う。

(3) 上記の協定によって庁が権力を行使する権限を付与された場合は、権利の行使又は行使するという主旨で庁によって行われた、又は行うことを省略されたあらゆる事柄が、大臣によって行われた、又は省略されたとして扱われる。

(4) 上記の協定におけるいかなる事柄も、大臣のいかなる権限の行使をも妨げない。

(5) 本条は必要な修正を伴って、大臣によって行使され得る権利に適用されると同様に、

以下に適用される。

(a) ウェールズ議会又はスコットランドの各大臣によって行使可能である限りにおいては、第(1)項において言及された権利。及び、

(b) 北アイルランド省が、1985 年法の第 1 条(1)又は 1991 年法の第 12 条(1)の下で命令を作成する権利。

（他の法令の下での機能）

18-(1) （庁に関する一定の法令の下での機能を与える規定を含む）別表 3 は効力を有する。

(2) スコットランドにも拡大される別表 3 による修正は、1998 年スコットランド法において、開始前（pre-commencement）の法令として扱われる。

（庁による助言や情報の公表等）

19-(1) 庁は、本条の次の諸規定に従って、以下のことに適していると自身が考える方法で公表を行う。

(a) 第 6 条、7 条、9 条の下で与えられた助言（第 6 条 (2)の下での要請に従事して与えられた助言を含む）。

(b) 第 10 条の下での観察、又は第 12 条の下での監督によって獲得された情報。及び、

(c) その所有物におけるその他の情報（情報源がどのようなものであろうと）。

(2) その権利の行使は、1998 年情報保護法の要件に従う。

(3) その権利は、当該助言又は情報に関する庁による公表が、以下のようである場合、行使されてはならない。

(a) 法令によって禁止されている場合。

(b) 地域社会の取決め（Community obligation）と合致しない場合。又は、

(c) 法定侮辱罪を構成する、又は法定侮辱罪として罰せられ得る場合。

(4) 権限行使を決定する前に、庁は、当該助言又は情報の公表に対する公共の利益が、守秘義務の考慮を下回っていないかどうかを考慮しなければならない。

(5) 関連立法の執行において、助言又は情報が、執行機関の行動、又は特定の執行機関の行動に関する場合には、第(4)項は、以下のもの以外の一個人に関連する助言又は情報である限りにおいてのみ、適用される。

(a) 執行機関。又は

(b) その能力によって活動する、執行機関のメンバー、役員、又は従業員。

(6) 第(5)項において用いられた表現及び、第 15 条において定義された表現とは、その条においては同じ意味を有する。

(7) 上記において言及されたことを除いては、第(1)項の下での権利は、本条以外では適用される公表の禁止にかかわらず、行使可能である。

(8) 本条において、「法令」とは法律、スコットランド議会の法律、北アイルランドの法律に含まれた、又はそれらの下で作成された副次的法律（legislation）に含まれた法令を意味する。

(9) 庁はまた、他の公的機関に対して、第(1)項で言及された助言又は情報を開示し得る。また、本条のその他の規定は、それらがその項の下での公表に関連して適用されると

同様に、本項の下での開示に関連して適用される。

（食品由来の疾病の制御に関する指導書を発行する権限）

20-(1)　庁は地方自治体又はその他の公的機関に対して、食品由来の疾病の発生への対応又は発生の疑いに関連した事柄に関する一般的な指導書を出版し得る。

(2)　本条の下で発行された指導書は、送付先の機関又は諸機関が特定可能でなければならない。

(3)　庁は本条の下で発行された指導書を、自身が適切であると考える方法で公表する。

(4)　本条の下で発行された指導書の作成対象である機関は、指導書に関連する機能の実施の際、指導書を考慮する。

(5)　本条において「食品由来の疾病」とは、感染した、又は汚染された食品の消費によって発生する可能性のある人間の疾病を意味する。

(6)　本条は庁のその他の権利を損なうことなく効力を有する。

（補足的な権限）

21-(1)　庁はその機能の行使を促進し、又はそれに寄与し、又はそれに付随して生じる事柄を行う権限を有する。

(2)　第(1)項の一般性を損なうことなく、その権限は以下への権限を含む。

(a) 教育活動及び訓練活動を実施すること。

(b) 他者によって実施される活動への財政その他の支援を与えること。

(c) 財産又は権利を獲得し、又は処理すること。

(d) イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおいて刑事訴訟を起こすこと。

(3)　庁は他者からの要請で、自身によって提供された設備又はサービスを有料で提供し得る（make charges for）。

庁の機能に関連した一般規定

（一般的な対象並びに実践の声明）

22-(1)　庁は、自身が追求しようとする一般的対象（general objectives）や、その機能の実施において適用しようと考える一般的実践（general practices）とに関する声明を準備し、公表する。

(2)　その声明は、庁の一般的対象における以下を含む。

(a) その活動が、影響を受ける人々及び、適切な場合には、公共の市民との協議の対象となること。

(b) 責任を持って、食品安全又は食品に関わる消費者の利益に影響を与える以下の機関との連携を促進すること。

（i）政府機関、地方自治体、及びその他の公的機関

（ii）ウェールズ議会（及びその従事者）及び議会の大臣、スコットランドの行政機関及び北アイルランド省

(c) その決定の記録、及びそれらの決定の根拠となる情報が保存され、公共の市民が、

庁による機能の実施の方法について判断するための情報を得られるようにするためにアクセス可能となること。及び、

（(a)から(c)までの条文において言及されたものに関連した、より特定された対象を含み）、しかるべき機関によって庁に報告された、その他の対象である。

(3) 第(2)項のいかなるものも、その項で言及されたことに関連するより特別な対象に関する声明への包含を妨げない。

(4) その声明は、公表される前に、草案の形で、同意を得るためにしかるべき機関に提出される。

(5) 合同で活動する、しかるべき機関は、提出された声明の草案に、修正を伴って、又は修正なしで合意する（しかしそれらの機関は修正を行う前に、庁と協議せねばならない）。

(6) 声明が第(5)項の下で合意された後に実施可能となった後に遅滞なく、庁は以下を行う。

(a) 合意された声明の複写を、議会、ウェールズ議会、スコットランド議会、及び北アイルランド議会に提出する。及び、

(b) その声明を、合同で活動するしかるべき機関が合意するような方法で公表する。

(7) 本条の下での最初の声明は、庁の最初の会合が開始された日から 3 ヶ月以内に、しかるべき機関に提出される。

(8) 庁は、本条の下での現行の声明を改定し得る。及び第(2)項と(6)項とは、それらが最初の声明を適用すると同様に、改定された声明を適用する。

（対象、リスク、費用及び便益等の考慮）

23-(1) 機能の実施に際して、庁は第 22 条の下での対象及び実践に関する声明を充分尊重する。

(2) 庁は、権限を行使するか否か、又は権限の行使の方法を考慮する際に、以下を考慮する。

(a) 公衆衛生へのリスクの性質及び大きさ、又は決定に関連するその他のリスク（アクセス可能な情報の適切性又は信頼性に関する不確実性を含む）。

(b) 庁が考慮する方法における権限又は権限の行使の実行又は不実行にかかる、考え得る費用便益。及び、

(c) 諮問委員会によって庁に提供された関連する助言又は情報（庁の要請によって提供されたものであるか否かに関わらない）。

(3) 第(2)項の下での義務は、

(a) 権限の性質又は目的から見て、又は特定の事例の状況において、その実施が非合理的又は非実践的であるような程度にまで適用されない。

(b) 庁の職務に対して、庁に課された他の義務を妨げるような影響を及ぼさない。

（義務の不履行又は国際的な義務に関連する命令）

24-(1) 以下に関連して、庁の重大な過誤が認識された場合には、大臣は庁に、その過誤を矯正するために適切であるとされる指令を与える。

(a) 第 23 条(1)又は(2)の遵守。
(b) 大臣が庁によってなされるべきと考えるその他の義務の実行。

(2) 第(1)項の下での権限はまた、以下のような場合に行使され得る。
(a) ウェールズとの関連において、ウェールズ議会によって行使可能である限りにおいて。
(b) スコットランドの各大臣によって（移譲された権限の範囲内で、又は 1998 年スコットランド法第 63 条の下で設立された審議会（Council）における命令に基づいて行使可能である限りにおいて)、及び
(c) 北アイルランドとの関連において、北アイルランド保健・社会サービス局によって行使可能である限りにおいて。

(3) 第(1)項の下での指示は、それを与える理由を要約した声明を含まなければならない。

(4) 大臣は庁に、以下を実行するために適切であるとされる指令を付与し得る。
(a) 地域協定（Community Treaties）の下での連合王国の義務、又は、
(b) 連合王国が関与している国際的な協定

(5) 第(4)項の下での権限は、以下によっても行使可能である。
(a)ウェールズ議会によって（議会が責任を負う業務の実施と関連して）
(b) スコットランドの各大臣によって（移譲された権限の範囲内での、又は 1998 年スコットランド法第 63 条の下での審議会（Council）における命令に基づいて責任を負う業務の実施と関連して)、及び
(c) 北アイルランド保健・社会サービス局によって（北アイルランド局が責任を負う業務の実施と関連して)。

(6) 本条の下での指令の付与を提案する機関は、その前に、庁やその他のしかるべき機関と協議を行う。

(7) 庁が本条の下での指令の遵守に失敗した場合は、指令を与えた機関は、それらの指令を施行し得る（またその目的のために、庁の権限を行使し得る)。

(8) 第(1)項の下での指令の遵守に失敗した場合は、大臣は、その他のしかるべき機関の賛同を伴って、庁の全メンバーを罷免する（また、新しい任命がなされるまで、庁の機能を大臣が実施するか、又はその他の人物又はそれを実施すべき人物を任命し得る)。

(9) 本条の下で与えられる指令は、それらを与える機関が、それらが関連している事柄を提示するという目的のために適切であると考える方法で、それらの影響を受ける可能性のある人物宛に発行され得る。

(10) 本条において「移譲された権限」とは、1998 年スコットランド法におけるものと同じ意味を有する。

（情報公開に関する法令を修正する権限）

25-(1) ある法令が情報の開示を妨げていると思われ、第(5)項において言及されているような影響のいずれかを有し得ると思われる場合には、大臣は指令によって、その妨げを除去又は緩和するという目的のための規定を、そのような効果を有し得る限りにおいて、作成し得る。

(2) スコットランドの各大臣にとって、ある法令が情報の開示を妨げていると思われ、

第(5)項において言及されている影響のいずれかを有し得ると思われる場合には、スコットランドの各大臣は指令によって、その妨げを除去又は緩和するという目的のための規定を、そのような効果を有し得る限りにおいて、作成し得る。

(3) 第(2)項の下での権限は、スコットランド議会の法的権限の範囲外の規定の作成のためには行使されえない。

(4) 合同で活動する第一大臣と副第一大臣にとって、(1998 年北アイルランド法の第 4 条(1)の意味の範囲内での）移譲事項（transferred matters）を取り扱う法令が情報の開示を妨げていると思われ、第(5)項において言及されているような影響のいずれかを有し得ると思われる場合には、両者は命令によって、その妨げを除去又は緩和するという目的のための規定を、そのような効果を有し得る限りにおいて、作成し得る。

(5) 第(1)、(2)、及び(4)項において言及される影響とは、問題とされる法令が以下のようである場合を指す。

(a) 当該法令が庁に対して、庁の機能の実施を促進するような情報の開示を妨げる場合。又は、

(b) 当該法令が、第 19 条の下での権限が、その他の点では行使可能であるような環境下において、庁による情報の発行を妨げる場合。

(6) 本条の下での指令は、以下のことを行い得る。

(a) 妨げに制約されている情報が、庁に対して開示され得る、又は開示されえないような、又は場合によっては庁によって発行され得るような環境に関する規定の作成。及び、

(b) 庁に対する情報の開示を可能にする規定を作成する場合には、当該情報が用いられ得る目的を制限する規定の作成（庁によるその後の情報開示に関する制限を含む)。

(7) 本条は、ある法令に関連して適用される際には、法による規制に関連して適用されるが、しかし以下については省略される。

(a) 第（5）項(b)と、第（5）（b）項において言及された効果に対する指示。及び、

(b) 第（6）項(a)における、「又は場合によっては」から終りまでの文言。

(8) 本条において「法令」とは、本法と同様の、本法以前又は本法と同じ会期において通過した（本法以外の）あらゆる法律又は北アイルランドの法律に含まれる法令を意味する。

雑則

（農業・漁業・食品大臣及び北アイルランド農業局による行使が終了する法定機能）

26-(1) 以下の法律における農漁業食品省の機能は、その大臣によって行使されなくなる。

(a) 食品・環境保護法（Food and Environment Act 1985）の第Ⅰ部（Part Ⅰ）。

(b) 1990 年法。及び、

(c) 放射能物質法（the Radioactive Substances Act 1993)。

(2) 以下の法律における北アイルランド農業局の機能は、当該局によっては行使されなくなる。

(a) 食品・環境保護法の第Ⅰ部。

(b) 1991 年法の第Ⅱ部（第 8 条(7)、10 条(5)から(7)、11 条(5)から(10)、18(1)、22 と 25

条(2)(e)及び別表 1 を除く）。

(3) 第(1)項及び(2)項は、それらの項において言及された法令（又はそれらの法令の下で、命令又は下位立法においてそのような機能を与えるためのいかなる権限）の下での指令又は下位立法の下での執行機能に影響を及ぼさない

（食品由来の疾病の検査の通知）

27-(1) 規則は、以下のものを伴う（for the presence of）、個体（生体か死体かに関わらない）から採取されたサンプルの検査に関する情報の通知を求めるための規定を作成し得る。

(a) その規則において明記された種類の有機体(organismus of a description specified in the regulations)。又は、

(b) そのように明記された種類の有機体の存在によって、又はそれに対応して産出されたあらゆる物質。

(2) 有機体の種類は、規則を作成する機関にとって、それらの有機体又はそれらによって生産されるあらゆる物質が以下のようであると思われる場合にのみ、当該規制において明記され得る。

(a) 人体において疾病を引き起こし得ること。

(b) 一般に食品の消費を通じて、人間によって媒介されること。

(3) 当該規則を作成する権限は、庁又は公衆衛生の保護に関連するその他の公的機関の機能の実施を促進するという目的のために行使可能である。

(4) 当該規則は、明記された有機体の種類の各々に関して、以下のことを行う。

(a) それらの有機体に関して通知されるべき情報や、その通知形態や通知方法の明記。

(b) その情報を通知する人物の特定に対する規定。及び、

(c) 情報が通知されるべき人物の明記。

(5) 当該規則は、以下のことを行い得る。

(a) 情報が通知されるべき検査に関する規定の作成。

(b) 第(4)項(c)の下で明記された人物がその他の人物に情報を開示すること、又は情報を発行することを要請し、又は許可すること。

(c) 情報の利用目的の制限（指定された人物によるものであるか、その他の人物によるかに関わらず）。

(d) 患者の秘密保持を保障するための規定の作成。

(e) 当該規則に関する規定からの例外を創出すること。

(f) ここでの違法行為は懲役又は標準的には第5級を超えない罰金を伴った刑罰にはならない、という制限に従って、簡易違法行為（summary offences）を創出すること。

(6) 本条の下での規則を作成する前に、それらを作成する機関は、庁や、機関にとって当該規則によって実質的に影響を受ける可能性がある利益を代表していると思われるような諸組織と協議する。

(7) 第(6)項の開始の前に着手された協議は、当該項の目的に対して、その開始後に着手されたものと同様の効力を有する。

(8) 本条の下で規則を作成する権限は、以下に関して行使可能である。

(a) イングランドにおいて、大臣によって実施された検査に関して。

(b) ウェールズにおいて、ウェールズ議会によって実施された検査に関して。
(c) スコットランドにおいて、スコットランドの各大臣によって実施された検査に関して。
(d) 北アイルランドにおいて、北アイルランド保健・社会サービス局によって実施された検査に関して。

（食品由来の人畜共通伝染病に関する情報共有のための準備）

28-(1) 本条が適用され、食品由来の人畜共通伝染病と関連する事柄に対して責任を負う庁や各機関は、それらのいずれかが所有する、食品由来の人畜共通伝染病に関連する情報が、他方に対して与えられ、又は入手可能であることを保障するための協定を作成する。
(2) 本条が適用される機関は、大臣、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣及び北アイルランド各局である。
(3) 本条の下での協定は、庁や、食品由来の人畜共通伝染病に関する事柄と関連した、関連機関の活動を調整するための協定をも含む。
(4) 本条の下での協定は、庁や関連する機関による再検討の下で保持される。
(5) 本条において「食品由来の人畜共通伝染病」とは、食品の消費又はそれとの接触を通じて、人体の健康に対しリスクを構成するような動物の疾病、又はそのような動物によって運ばれる有機体を意味する。

（獣医薬品に関する会議）

29-(1) 農業・漁業・食品大臣及び、獣医薬品の規則に関する事柄に対して責任を負う大臣は、時宜に応じて、庁がそれらの事柄に関連した機能を実施する際に実行を提案する一般的政策に関して、庁と協議を行う。
(2) 本条において「獣医薬品」とは、以下を意味する。
(a) 薬品法（Medicine Act 1968）第 132 条(1)において定義された獣医薬品。
(b) 理事会指令（Council Directive）81/851/EEC 第 1 条(2)において定義された獣医用医薬品（ホメオパシーの在庫（stock）から作られた製品を含む）。
(c) 理事会指令 81/851/EEC 第 1 条(2)において定義された薬用食品。
(d) 食品（畜産製品）規則（Feedingstuffs（Zootechnical Products）Regulations 1999）規則 2(1)において定義された畜産製品。
(3) 関連する大臣は庁に対して、獣医薬品の規則に関連する事柄に関する情報（法令に従って得られた、又は大臣に与えられた情報をも含む）を開示する。
(4) 本条は北アイルランド健康・社会サービス局に対しても、北アイルランド農業局に対しても、農業・漁業・食料大臣に対して適用されると同様に適用される。

（動物飼料：大ブリテン）

30-(1) 大臣は、動物飼料又は動物飼料に対して行われる、又はそれに関連する、又はその生産のための事項を規制するという目的のために、本条の下で命令を作成し得る。
(2) 本条の下での命令は、1990 年法の規定（下位立法を作成する、又は指示を与えるた

めの権限を含む）に関連する規定を、修正を伴って、又は修正を伴うことなく適用又は作成する指令である。

(3) 上記のような命令は、それが本法が通過する以前に速やかに成立している際に、又はそれが本法によって作成された修正又は廃止に従って成立している際に、1990 年法への言及によって作成され得る。

(4) 本条の下での上記のような命令は、動物の健康を保護し、人間の健康を保持するための、又は大臣にとって適切であると思われるあらゆるその他の目的のための規定を作成し得る。

(5) 本条の下で、第 37 条(1)(a)に基づいて、ある命令において作成され得る規定は、法令又は下位立法の修正又は廃止を含む。

(6) そのような指令が作成される前に、大臣は以下のことを行う。

(a) その指令によって実質的な影響を受ける可能性があると思われるような利益を代表する組織との協議。

(b) 庁によって与えられるあらゆる助言の尊重。

(7) 第(6)項の開始以前に行われた協議は、その項の目的において、開始以後に行われたものと見なされ、効力を有する。また、庁によって行われた協議は、大臣によって、それらの目的において、それが大臣によって行われたものと見なされ、効力を有するものとして取り扱われる。

(8) 本条において「大臣」とは、以下を意味する。

(a) イングランド及びウェールズに対して拡大適用される命令の場合には、合同で活動する大臣及び農業・漁業・食料大臣。

(b) スコットランドに拡大適用される場合には、スコットランドの各大臣。

（動物飼料：北アイルランド）

31-(1) 大臣が第 30 条を根拠として、1990 年法を参照した上でのイングランド、ウェールズ又はスコットランドへの命令によって規定を定めなければならないと同様に、合同で活動する北アイルランド農業局及び北アイルランド健康・社会サービス局は 1991 年法を参照した上で、北アイルランドに命令し、規定を作成する権限を有する。

(2) 第 30 条(6)及び(7)は、それらが当該条の下での命令に適用されると同様に、本条の下での指令に関しても適用される。

（本法の諸規定の修正）

32-(1) 女王陛下は、枢密院命令（Order in Council）によって、以下の修正のために適切であると考える規定を作成し得る。

(a) しかるべき機関のいずれかによって本法の下で行使可能な機能（それらのうちの二つ又はそれ以上によって合同で行使可能な機能をも含む）。

(b) 下院、スコットランド議会、又は北アイルランド議会のいずれかの、本法の下での権限。

(c) 庁の組織。

(2) 第(1)項の一般性を損なうことなく、当該項(a) (b)の下で作成された規定は、以下を行

う。

(a) 一つ以上のしかるべき機関に、庁又は庁の活動に関連する事項に関する機能（下位立法を作成する権限を含む）を付与すること。

(b) いずれかの議会、スコットランド議会、又は北アイルランド議会に権限を付与すること。

(3) 規定が第(1)項(a)又は(b)の下で作成された場合には、第 37 条(1)(a)に基づく命令において作成されることとなる規定は、庁又は一つ又はそれ以上のしかるべき機関、又は第(1)項(b)において言及された団体と関連したその他の人物の機能を修正する規定や、又はそれらに機能を与えるような規定を含む。

(4) 第(1)項(c)においては、庁の構成についての言及は、第 2 条から 5 条及び第 39 条(7)（別表 1､2 及び 4 も含む）の対象への言及である。

(5) 本条の命令によって作成され得る規定は、本条又は第 33 条を修正する規定を含まない（規定が第(1)項(c)の下で作成される際にその命令が結果的に第(4)項への修正を作成し得る場合を除く）。

(6) 本条の下で命令を作成する上で、枢密院における女王陛下に対しては、庁との協議が行われない限りは、勧告がなされることはない。

（庁が諸機能を喪失する場合の帰結）

33-(1) 本条は、以下の場合に適用される。

(a) スコットランド議会が、庁のいずれかの機能がスコットランドにおいて、又はスコットランドに関して行使可能でなくなる、とする法律を通過させた場合。又は、

(b) 北アイルランド議会が、庁のいずれかの機能が北アイルランドにおいて、又は北アイルランドに関して行使可能でなくなる、とする法律を通過させた場合。

(2) 女王陛下は、枢密院命令によって、以下のような規定を作成する。

(a) 陛下が、スコットランド又は北アイルランドにおいて、又はそれらに関して、庁によって行使可能でなくなる関連諸機能の結果として必要又は目的に適うと考えるような、本法又はその他の法の修正。

(b) 資産の移転や、第(3)項の範囲に含まれる庁の権利や利益に対して。

(c)（移転に関して、又はその他に関して）陛下が適切であると考えるような、第(3)項の範囲に含まれる権利又は利益、資産に関する権利や利益を有する人物に対して。

(d) 第(4)項の範囲に含まれる、庁の法的責任の移転に対して。

(3) 資産、権利、及び利益は、それらが庁に属し、女王陛下が以下のようであると考える場合には、本項の範囲に含まれる。

(a) それらが完全に又は部分的に、関連諸機能のいくつかの執行のために、又はそれに関連して、保持又は利用されている場合。

(b) (a)には該当しないが、最後に関連諸機能の執行のために保持又は利用された場合に、関連諸機能の執行に関連して、又はそのためにそのように保持又は利用されていた場合。

(4) 庁の法的責任は、それらが女王陛下によって、完全に又は部分的に、関連諸機能の執行と関連して、又はそのために負っていると見なされる場合には、本項の範囲に含

まれる。

(5) 本条の下での命令は、第(2)項(b)(c)及び(d)の下で作成された規定において決定されることが必要であるあらゆる事項を決定する権限の移譲に対する規定を作成し得る。

(6) 本条の下での命令を作成する上で、枢密院における女王陛下に対しては、庁との協議が行われない限りは、勧告は行われない。

（食品安全推進委員会の機能を考慮する義務）

34-(1) 庁は、以下のことを行わなければならない。

(a) その機能を果たすという目的のために何がなされるべきかを決定する際に、食品安全推進委員会（Food Safety Promotion Board）の活動を考慮に入れる。

(b) 庁の活動を不必要に委員会の活動と重複させない、という目的のために、実施可能である限りにおいて、その委員会と適宜協議を行う。

(2) 本法におけるいかなることも、食品安全推進委員会の機能に影響を与えない。

（スコットランド及び北アイルランドにおける権限移譲）

35-(1) 以下の法において、庁は（当該法の意味の範囲内で）越境的な（cross-border）公的機関として取り扱われる。

(a) 1998 年スコットランド法第 23 条(2)(b)（スコットランド外の人物に、証言又は文書の作成のために出席を求めるというスコットランド議会の権限）。

(b) 当該法の第 70 条(6)（越境的な団体によって準備された報告）。

(2) 当該法の別表 5 の第 1 行において言及された規約に関連した事項の条件に基づいて、スコットランドにおいて、又はそれに関して行使可能である庁の関連諸機能を除去、変更、又は付与することは、スコットランド議会の立法権限の範囲内である（it is not outside of the legislative competence）。

(3) 第(2)項におけるいかなることも、本条以外のスコットランド議会の立法権限に影響を与えない。

(4) 北アイルランドに関連する庁の関連諸機能は、1998 年北アイルランド法の別表 2 の第 1 行目(除外された事項)（excepted matters）において、大臣の機能と見なされる。

(5) 本条において「庁の関連諸機能」とは、以下と関連した機能、又は以下と関連した事項の機能を意味する。

(a) 食品安全又は食品に関する消費者のその他の関心。

(b) 動物飼料の安全又は動物飼料の利用者のその他の関心。

最終規定

（解釈）

36-(1) 本法において、

「庁」とは食品基準庁を意味する。

「動物飼料」とは、栄養剤又はその他の経口によって投与されない類似の物資を含む、あらゆる種類の動物に対する動物飼料を意味する。

「しかるべき機関」とは、大臣、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣、及び北アイルランド保健・社会サービス局を意味する。

(2) 本法における「しかるべき機関」に対するあらゆる言及は、ウェールズ、スコットランド又は北アイルランドに関しては、(場合によっては) ウェールズ議会、スコットランドの各大臣又は北アイルランド保健・社会サービス局への言及である。

(3) 本法において「食品に関する消費者の関心」とは、(その表現の一般性を損なうことなく)、ラベリング、表示、食品の紹介又は広告、及び食品に適用される説明に関連する関心を含む。

(4) 以下に関して用いられる表現は、その文脈がその他のものを必要とするまで、当該法又は当該命令におけるものと同様の意味を本法において有する (本法における「動物」に鳥又は魚が含まれることを除いて)。

(a) イングランドとウェールズとスコットランドに関して、本法及び 1990 年法において。又は、

(b) 北アイルランドに関して、本法と 1991 年法において。

(5) (「施設」という用語の意味が、特殊な目的においては、命令によって明記される種類の船又は飛行機を含む) 1990 年法の第 1 条(3) 、又はそれに続く 1991 年命令の第 2 条(2)の下でのある命令に明記され得る目的は、本法の規定に関連する諸目的を含む。

(下位立法)

37-(1) 第 25、27、30、31、32 及び 33 条の下での下位立法は、

(a) それを作成する人物が必要又は目的に適うと考えるような補完的、付随的、間接的、暫定的又は援助的な規定を含む。

(b) 異なる諸目的のための異なる規定を作成する。

(2) 本法において指令又は規則を作成する権限は、以下の場合に行使可能である。

(a) 第一大臣及び副第一大臣又は北アイルランド省によって、(北アイルランド) 法定規則 (Statutory Rules (Northern Ireland) 1979) において法定規則によって作成された指令又は規則の場合。及び、

(b) 法定の手段によるその他の場合。

(3) 第 25、30 又は 31 条の下でのいかなる指令も、その草案が以下に提出され、それらの決定によって合意されない限りは、行われない。

(a) それが大臣又は農業・漁業・食料省によって行われる場合は、議会の各議院。

(b) それがスコットランドの各大臣によって行われる場合には、スコットランド議会。

(c) それが第一大臣又は副第一大臣、又は北アイルランド省によって行われる場合には、北アイルランド議会。

(4) 第 27 条又は第 42 条の下で行われた法定手段は、以下の決定に従った撤回の対象となる。

(a) それが大臣によって行われる場合は、議会の各議院。

(b) それがスコットランドの各大臣によって行われる場合は、スコットランドの各大臣。また、その条の下で作成された法定規則は、(北アイルランド) 解釈法 (Interpretation Act (Northern Ireland) 1954) 第 41 条(6)の意味の範囲内での消極的決定 (negative

resolution）に従う。

(5) 第 32 条又は 33 条の下での枢密院命令を行うためのいかなる勧告も、その命令の草案が議会の両議院、ウェールズ議会、スコットランド議会及び北アイルランド議会に提出され、それらの決定によって合意されない限りは、女王陛下に対しては行われない。

（国家適用）

38-(1) 本法は国家に適用される（bind）（しかし女王陛下に対しては、その私的権限においては影響を及ぼさない）。

(2) 第(1)項は、

(a) 本法の下で作成された下位立法について国家への適用を求めるものではない。また、

(b) 国家手続法（Crown Proceedings Act 1947）第 38 条(3)（女王陛下の私的権限に関して言及している）が本法に含まれているものとして解釈される。

(3) 大臣が、第 11 条及び第 14 条によって付与された立入権限が、証明書において明記された施設に関連して、その施設が国家によって保持され、又は国家によって利用され、又は国家のために利用されることで行使可能でなくなることが、当該大臣にとって、国家の安全という利益上必要かつ目的に適うと思われると認定した場合には、それらの権限はそれらの施設に関して行使可能でなくなる。

（財政上の規定）

39- (1) 以下は、議会によって提供された資金によって賄われる。

(a) 本法に基づいて大臣によって負担された支出。

(b) 他の法の下で提供された資金で賄われる金額の、本法に起因する増額。

(2) 庁によって負担される支出は、それが第(3)項の下で支払われ、又は充当されている資金から（又はその他の関連規定に基づいて庁が目的のために適用する権限を有している資金から）支払われる限りにおいては、議会によって提供される資金によって賄われる。

(3) 金額は、庁の支出を支払うという目的のために、

(a) ウェールズ議会によって支払われる。

(b) スコットランド整理基金（Scottish Consolidated Fund）によって賄われる。又は、

(c) 北アイルランド議会の法によって充当される（appropriated）。

(4) 庁によって受領された金額は、以下のような場合を除き、整理基金に支払われる。

(a) 第(3)項の下で、議会によって提供され、又は支払われ、又は充当された議会による資金。

(b) 以下に対して支払うべき、法令によって、又は法令の下で作成された規定に基づく収益。

(i) ウェールズ議会に対して。

(ii) スコットランド整理基金に対して。

(iii) 北アイルランド整理基金に対して。

又はそのように支払い得るが、それらの収益に関する関連規定に対してである収益。

及び、

(c) 第(5)項の決定の下で明記され、又は明記された種類の収益。

(5) 合同で活動する国家財政委員会（Treasury）、ウェールズ議会、スコットランドの大臣、北アイルランドの財務・公務員局（Department of Finance and Personnel for Northern Ireland）は、庁によって受領される、決定の中で規定されるか又は内容が規定された金額を、適切な規定を前提として、ウェールズ議会、スコットランドの大臣、北アイルランドの財務・公務員省に支払い得るという決定をし得る。

(6) 第(5)項の下での決定は、さらなる決定によって撤回又は改訂され得る。

(7) 別表 4（会計及び監査）は効力を有する。

(8) 本条において、

「法令」とはある法律、スコットランド議会の法律又は北アイルランドの法律に含まれる法令を意味する。

「関連規定」とは、以下を意味する。

(a) ウェールズ議会に対して支払われるべき金額の処理又は計上に関する法律によって、又はその下で作成された規定。

(b) スコットランド整理基金に対して支払われるべき金額の処理又は計上に関する、1998 年スコットランド法によって、又はその下で作成された規定、あるいはスコットランド議会の法律。

(c) 北アイルランド整理基金に対して支払われるべき金額の処理又は計上に関する、法律によって、又はその下で作成された法律又は、北アイルランドの法律。

（軽微かつ間接的な改正及び廃止）

40-(1) 別表 5（軽微かつ間接的な修正）は、効力を有する。

(2) スコットランドに拡大された、別表 5 によって行われた改訂は、1998 年スコットランド法における、開始以前の法令として採用される。

(3) ウェールズ議会（機能の移転）命令（National Assembry for Wales（Transfer of Functions）Order 1999）は、その命令に対して別表 1 で言及された法律に関して、その法律を改訂する本法の規定が、その命令の発効以前に速やかに発効するものとして発効する。

(4) 別表 6 において言及された法令は、明記された範囲内で廃止される。

(5) 女王陛下は枢密院命令によって、本法による 1990 年法の規定の改訂又は廃止が、（適宜）その命令に明記され得る修正を伴って、チャンネル諸島にも拡張されることを命令し得る。

（庁への資産、権利並びに法的責任の移転）

41-(1) 大臣にとって適切であると思われる、大臣の資産、権利、法的責任の庁への移転（本条では「譲渡人（transferor）」として言及される）に対して、本法や 1990 年法、又は 1991 年指令によって作成された規定によって庁に付与された機能を考慮しつつ、一つ以上の計画（scheme）を作成し得る。

(2) 第(1)項によって付与された権限はまた、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣又は北アイルランド省によっても、資産、権利、及び法的責任に対して行使され得る。

(3) 移転計画は、

(a) その他の方法では移転されえず、又は譲渡されえないような資産、権利、法的責任の移転を規定し得る。

(b) 資産、権利及び法的責任を、それらを特定又は詳述することにより、又は譲渡人の取り組みの特定の部分に含まれている全ての資産、権利及び法的責任に言及することにより（又は部分的には前者の方法で、部分的には後者の方法という形で）定義し得る。

(c) 以下の作成を規定し得る。

(i) 譲渡人の選好において、又は庁の選好において、移転されるべき、又は場合によっては移転者によって保持されるべき資産における利益又は権利。又は、

(ii) 庁と譲渡人との間のいずれかに関する（as between）新しい権利と法的権限の作成。

(d) 譲渡人又は庁に、外国の資産、権利又は法的責任が関連する外国法の影響」を受けることを保障するために必要な段階を踏むことを求め得る。また、

(e) 作成する機関が適切と考える付随的、補完的、間接的な規定を作成する。

(4) 移転計画によって指定された日に、計画の対象である資産、権利及び法的責任は、本条に基づいて、庁の資産、権利、法的責任となる（そしてその計画のその他の規定は効力を得る）。

(5) 移転計画を作成する機関は、指定された日以前であればいかなる時でも、計画を変更し得る。

（経過的規定などを作成する権限）

42-(1) 大臣は規則によって、以下の準備において、又は以下と関連して、又は以下の結果として、必要又は目的に適うと考える暫定的、及び間接的な規定及び救済措置（savings）を作成し得る。

(a) 本法の規定の発効。又は、

(b) 本法の規定によって廃止又は改正された法令の、その廃止又は改正が完全に発効していない期間中における運用。

(2) このような規則は法令の修正を行い得る（本法に含まれた法令を含む）。

(3) 本条の下で規則を作成する権限は、以下によっても行使可能である。

(a)スコットランド議会の立法権限の範囲内で作成され得る規定に関しては、スコットランドの各大臣。

(b) （1998 年北アイルランド法の第 4 条(1)の意味の範囲内で）移転事項を扱う規定に関しては、第一大臣と副第一大臣との合同の活動。

（略称、開始、及び範囲）

43-(1) 本法は食品基準法（Food Standards Act 1999）として引用され得る。

(2) 本法は、（本条と別表 5 の第 6 行目(2)と(5)を別として）、大臣が命令によって指定した日に発効する。また、別の目的に対しては別の日が指定される。

(3) 本法の規定は、1990 年法の第 58 条（領海と大陸棚）において、それらがその法に

含まれているものとして扱われる。

(4)　1998 年北アイルランド法の第 3 条(1)の下で指定された日までは、本法は以下の代理としても発効する(effect with the substitution)。

(a) 合同で活動する第一大臣と副第一大臣への言及に対して。北アイルランド省への言及に関して。

(b) 北アイルランド議会の法律への言及に対して。北アイルランド議会の法案への言及に関して。

(c) 1998 年北アイルランド法に対する別表 2 の第 1 行目(a)への言及に対して。北アイルランド構成法（Northern Ireland Constitution Act 1973）第 43 条(2)の意味の範囲内での移転事項への言及に関して。

(5) 本法はスコットランドと北アイルランドに対しても拡大適用される。

別表（Schedules）

別表 1
庁の構成等

地位（Status）

1. 庁は法人である。

庁のメンバーの在職期限（tenure of office）

2.-(1)　理事長又は副理事長又はその他のメンバーに任命された人物は、任命期間に従って在職及び辞職し、在職を終える場合には、再任の資格を有する。

(2)　理事長、副理事長、及びその他のメンバーの任命期間は、合同で活動するしかるべき機関によって決定される。

3.-(1)　理事長又は副理事長として在職している人物は、

(a) 機関のいずれかに通知することによって辞職し得る（及びその場合には、庁のメンバーであることを終了する）。及び、

(b) 合同で活動するしかるべき機関が、第４行目の下で罷免されるべきであると同意した場合には、当該人物は罷免され得る。

(2)　理事長又は副理事長以外のメンバーは、

(a) 当該メンバーを任命した機関に通知することによって辞職し得る。及び、

(b) その機関が、当該メンバーが第４行目の下で罷免されるべきであると同意した場合には、罷免され得る。

4. 以下の場合においてのみ、ある人物は理事長、副理事長、又はその他のメンバーを罷免され得る。

(a) 当該人物が破産宣告をされた場合、当該人物の財産が仮差し押さえされ、又は当該人物の債権者と示談又は協定し、又は当該債権者に信託証書を譲渡した場合。あるいは、

(b) 当該人物がその職務を遂行し損なう、又はその他の場合には、当該人物がそれらの職務を遂行できない、又はそれらの職務の遂行に不適格である場合。

庁のメンバーの報酬・年金

5.-(1)　庁はそのメンバーに、合同で活動するしかるべき機関によって決定され得る報酬及び、旅費及びその他の手当を支払う。

(2)　庁は、合同で活動するしかるべき機関によって要求された場合には、メンバーである、又はメンバーであった人物に対して、又はその両方に関して、以下のことを行う。

(a) 合同で活動するしかるべき機関によって決定され得る年金、手当又は謝礼を支払う。

(b) 年金、手当又は謝礼の支払のための引当金に向けて決定される支払を行う。
(c) 年金、手当又は謝礼の支払のために決定され得る枠組を提供及び維持する。

6. ある人物がメンバーとして在職することを終了する際に、合同で活動するしかるべき機関が、当該人物が報酬を受けることを正当とする特別な状況があると決定する場合には、庁は当該人物に対して、そのように決定され得る額の報酬として、一定の金額を支払う。

資格剥奪（Disqualification）

7.-(1) 下院資格剥奪法（House of Commons Disqualification Act 1975）に対する別表 1 のパートⅡ（そのメンバーが資格剥奪されるような諸団体）において、適切な箇所に、「食品基準庁」という言葉が挿入される。
(2) 北アイルランド議会資格剥奪法の別表 1 のパートⅡにおいて、適切な箇所に、「食品基準庁」という言葉が挿入される。

職員（Staff）

8.-(1) 庁は、職員の数及び期間及び状況に関して、公務員担当大臣（Minister for the Civil Service）の合意を伴って、庁が決定し得る職員を任命する。
(2) 第（1）項は、ウェールズ、スコットランド、及び北アイルランドの理事長及び課長の場合には、第 3 章に従う。

手続等（Proceedings etc.）

9.-(1) 庁は自身の手続（定員を含む）を規定し、及び、特に、そのメンバーの私益（private interest）の通知や登録のためのシステムを設立及び維持し得る。
(2) メンバーの利益の登録において記録された記入事項は、庁によって発行される。

10. 庁のあらゆる手続の妥当性は、そのメンバーの中での欠員又はメンバーの任命における不備によって影響されることはない。

11. 以下のことを表明する文書は、証拠として受領され、反対の事項が証明されない限りは、そのように署名（execute）又は記名された(sign)されたものとされる。
(a) 庁の標章の下で正式に署名されたこと。又は、
(b) 庁に代わって記名されたこと。

権限委譲（Delegation of Powers）

12.-(1) 庁によって行われる権限を付与され、又はそのように要求された事項は（この項において付与された権限の実行を含む）、一般的であろうと特別であろうと、庁によって

目的のために権限を付与された庁のメンバー又は庁の理事会（又は副理事会）によって行われ得る。

(2) 第（1）項は、それによって庁の機能がその職員を通じて実施され得るような法律の規則には影響しない。

別表 2

諮問委員会

ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに対する諮問委員会

1 .-(1)　本項は第 5 条（1）の下で設立されるあらゆる諮問委員会に適用される。

(2)　この委員会は、以下から構成される。

(a) 庁のメンバーの中からのしかるべき機関によって任命される理事長。

(b) 庁との協議の後にしかるべき機関によって任命され得るようなその他の人物。

(3)　第（2）項(b)の下で任命されたメンバーの 1 人は庁のメンバーであり得る。

(4)　本項が適用される委員会への基本的な委任事項（terms of reference）は、第 5 項（1）において言及された目的を実施し得る。しかし庁は、しかるべき機関の合意を伴って、この委員会へのあらゆる委任事項を補足し得る。

(5)　本項における、委員会と関連する「しかるべき機関」とは、イギリスの、そのために委員会が設立されたような分野に対するしかるべき機関を意味する。

諮問委員会又はイングランドに対する委員会

2.-(1)　本項は第 5 条（2）で設立された委員会に適用される。

(2)　この委員会は、庁との協議の後に大臣によって任命され得る、理事長及びその他の人物から構成される。

(3)　第（1）項の下で任命された人物の 2 人は庁のメンバーであり得る。

(4)　この委員会への基本的な委任事項は、第 5 条（2）において言及された目的を実施し得る。しかし庁は、大臣の合意を伴って、この委員会への委任事項を補足し得る。

その他の諮問委員会

3.-(1)　第 5 条（3）の下で設立された委員会のメンバーは、しかるべき機関との協議の後に庁によって任命され得る人物によって構成される。

(2)　このようにして任命されたメンバーには、庁のメンバーを含み得る。

(3)　この委員会への委任事項は、庁が決定し得る事項である。

4. 庁は、しかるべき機関との協議の後に、第 5 条（3）の下で設立された委員会を廃止し得る。

諮問委員会のメンバーの報酬

5. 庁は、第 5 条の下で設立された諮問委員会のメンバーに対して、経費に関して、又は両方に関して、庁が決定し得る報酬又は手当を支払い得る。

諮問委員会の支出

6. 第 5 条の下で設立された諮問委員会によって負担された支出は、庁によって負担される。

法定でない（non-statutory）諮問委員会の移転

7.-(1) 大臣又は農業・漁業・食料大臣は、指定された日取りから、指令によって指定された諮問委員会が、第 5 条の下で庁によって設立され、及びそのメンバーが第 3 項（1）によって任命されたものとして取扱われることを命令し得る。

(2) 本項の下での指令は、当該委員会が、庁の機能に関する事項に関する 1 つ以上の公的機関に対して助言又は情報を与えるという目的のために維持される場合においてのみ、付与される。

(3) 本項の下での指令は、以下の委員会に関しては付与されない。

(a) 本項が発効した日以降に設立された委員会。又は、

(b) 法令によって設立され、又は設立が要求された委員会。

(4) 本項の下での指令を付与する前に、それを付与する人物は、以下と協議を行う。

(a) 庁。及び、

(b) 第 (2) 項に言及された助言の付与のために委員会が維持されているような公的機関。

合同委員会（Joint Committees）

8.-(1) 第 21 条の一般性を損なうことなく、庁は庁及びその他の機関、又はそれらの機能に関連してそれらが決定する事項に関する機関に助言を与えるための合同委員会の設立の取決めに、1 つ以上のその他の公的機関と共に参加し得る。

(2) メンバーの地位、委任事項及び報酬又は手当は、それらの取決めによる。

(3) 合同諮問委員会の支出は、庁及びその他の機関又はそれらの取決めによる機関によって負担される。

(4) 庁は、本項の下で取決めを行う前に、しかるべき機関と協議を行う。

別表 3
その他の法令の下での庁の機能

パート 1
1990 年法の下での機能

1. 本パートは、1990 年法の下での庁への機能の付与に対する影響を有する（条項への言及は 1990 年法の条項への言及である）。

第 6 条（執行）

2. 庁は、
(a) 第 6 条（3）の下での食品関係当局の業務を解除（discharge）するよう指令し得る。
(b) 第 6 条（4）に従った規則又は指令のための執行機関として指定され得る。及び、
(c) 第 6 条（5）において言及された手続行為を、それらを設定した人物との合意を伴って、又は大臣によってそのように指令された場合に、引き受け得る。

第 13 条(3)（緊急制御指令）

3. 庁は第 13 条（3）の下での合意を付与し、及び（5）の下での指令を与え得る。

第 40 条（行動基準）

4.-(1) 庁は、大臣との協議の後に、
(a) 第 40 条の下での行動基準を遵守するために取られるべき段階に関する、第 40 章(2)(b)の下での食品関係当局への指令を与え得る。及び、
(b) その指令を執行し得る。
(2) 庁は、第 40 条の下での行動基準のための提案に関する代表組織に協議を行い得る。

第 41 条（食品関連機関からの情報）

5. 庁は、第 41 条の下での食品関連機関からの報告又はその他の情報を要求する権限を執行し得る。

第 42 条（不履行権限）

6. 庁は、第 42 条の下での命令によって、食品関係当局の業務を解除する権限を付与され得る。

第 48 条（規則及び指令）

7. 庁は、1990 年法の下での規則又は命令のための提案に関する第 48 条によって要求される代表機関との協議を行い得る。

パート 2

1991 年命令の下での機能

8. 本パートは、1991 年命令の下での庁への機能の付与に対する影響を有する（条項への言及は、1991 年法の条項への言及である）。

第 12 章（緊急制御命令）

9. 庁は、第 12 章（3）の下での合意を付与し、及び（5）の下での指令を与え得る。

第 26 章（執行）

10. 庁は、

(a) 第 26 章（2）の下での地方議会（district council）の業務を解除するよう指令し得る。

(b) 第 26 章（3）に従った規則又は指令のための執行機関として指定され得る。及び、

(c) 第 26 章（3）において言及された手続行為を、北アイルランド保健・社会サービス局によってそのように指令された場合に、又はそれらを設定した地方議会（district council）との合意を伴って、承継し得る。

第 39 章（行動基準）

11.-(1) 庁は、北アイルランド保健・社会サービス局との協議の後に、

(a) 第 39 章(2)(b)の下での行動基準を遵守するために取られるべき段階に関する、第 40 章（2）(b)の下での食品関係の当局への命令を与え得る。及び、

(b) その命令を執行し得る。

(2) 庁は、第 39 章の下での行動基準のための提案に関する代表組織との協議を行い得る。

第 40 章（地方議会からの情報）

12. 庁は、第 40 章の下での地方議会からの報告又はその他の情報を要求する権限を執行し得る。

第 41 章（不履行権限）

13. 庁は、第 41 章の下での命令によって、地方議会の業務を解除する権限を付与され得る。

第 47 章（規則及び命令）

14. 庁は、1991 年法の下での規則又は命令のための提案に関する第 47 章によって要求された代表機関との協議を行い得る。

パート 3
その他の機能

薬品法（c. 67）

15.-(1)　薬品法は、以下のように改正される。

(2)　第 4 条（委員会の設立）において、第（5）項の後に、以下の項が挿入される。

“（5A）本項の下で、食品基準法第 29 条（2）において定義された獣医薬品への考慮を含んだ諸目的のために委員会が設立された場合には、委員会のメンバーは、食品基準庁の任命に関して委員会を設立した大臣によって任命される。“

(3)　第 129 条（指令と規則）において、第（6）項の後に、以下の項が挿入される。

“（6A）本章の第（6）項の下で協議をする組織とは、その規則又は命令の規定が食品基準法第 29 条（2）において定義された獣医薬品に対して適用される場合には、食品基準庁となる。”

食品・環境保護法（c. 48）

16.-(1)　庁は、食品・環境保護法の下での以下の機能を有する。

(2)　庁は、第 2 条（緊急指令が行われた場合の権限）の下で、以下の権限を行使し得る。

(a) 第（1）項の下での合意を与える権限。

(b) 第（3）項の下での命令又はその他の事項を与える権限。

(c) 第（5）項又は（6）項の下での負担を補填する権限。

(3)　第 7 条（パートⅡの下での許可の必要からの免除）において、第（3）項の後に、以下の項が挿入される。

“(3A) 許可を与える機関は、

(a) 本条の下で、機関が検討を考えている指令に関して、食品基準庁と協議を行う。及び、

(b) 時宜に応じて、第（2）項及び（3）項の下での合意及び条件の賦課に関連する機関によって行われ得る一般的な取り組みに関して、食品基準庁と協議を行う（庁にとって個別の事例に関連して協議することが望ましいとされる状況の特定を含む）。“

(4)　第 8 条（パートⅡの下での許可）の第（11）項の後に、以下の項が挿入される。

“（11A）許可を与える機関が本項の下で権限を行使する際に考慮すべき事項は、食品基準庁によってその機関に与えられた助言又は情報を含む（個別の事例において、権限の一般的な性質であっても、又は権限の行使に関連していても）。

（11B）許可を与える機関は、その機関が、食品安全又は食品に関連する消費者のその他の利益に影響を与え得る事項に関連する状況において、本項の下でその権限を行使することを提案する一般的な方法に関して、時宜に応じて食品基準庁と協議を行う（庁にとって個別の事例に関連して協議することが望ましいとされる状況の特定を含む）。“

(5)　第 16 条（農薬の制御）において、第(9)項の後に以下の項が挿入される。

“(9A) 大臣は、

(a) 作成を検討している規則に関して、食品基準庁と協議を行う。

(b) 合意の付与、撤回、保留、及び合意に関する条件の賦課に関連して、時宜に応じて庁と協議を行う（庁が個別の事例に関連して協議することが望ましいとされるような状況の特定を含む)。“

(6) 別表 5（諮問委員会）において、第 1 項の後に以下の項が挿入される。

{d2}“1A 委員会は、食品基準庁の任命に関して大臣によって任命された 1 人のメンバーを含む。“

環境保護法（Environmental Protection Act 1990）(c. 43)

17. 環境保護法第 108 条 (7)及び 111 条(7)（免除の付与）において、「大臣」という文言の後に、「、又は大臣及び、合同で活動する食品基準庁によって」という文言が挿入される。

18. 第 126 条（大臣及び農業・漁業・食料大臣の合同による、遺伝子組換え生物に関連する機能の行使）に対して、以下の項が補足される。

“(機能の行使の方法)

126.－(1) 本パートの下での規制を作成するという大臣の権限（上記の第 113 条によって付与される権限の他に）は、規制が、大臣の関与する事項に関連して作成される場合には、大臣及び、合同で活動する大臣とによって行使可能である。

(2) 本パートの下での大臣の機能（規則を作成するという権限の他に）は、その機能が大臣の関与する事項に関連して行使される場合には、大臣及び合同で活動する大臣とによって行使可能である（しかし下記の第(3)項に従う)。

(3) 第 108 条(8)及び 110 条の下での大臣の機能は、その機能が以下の場合に庁の関与する事項に関連して行使されるべき場合には、以下によって行使可能である。

(a) 大臣も関与している場合には、合同で活動する大臣、大臣及び庁とによって。

(b) その他の場合は、合同で活動する大臣及び庁によって。

(4) 上記に関連して、本パートにおける大臣への言及は、上記の第(1)、(2)あるいは(3)項が適用される場合には、合同で活動する当該機関への言及として扱われる。

(5) 庁は、以下の場合の前に協議を行う。

(a) 上記の第 113 条の下での他に、本パートの下で規制が作成される場合。

(b) 合意が付与され、又は変更される場合。

(6) 上記の第 113 条における、合意に関連する本パートの下での機能を免除する場合の大臣の支出に関する言及は、大臣と合同でそれらの機能を免除する際の大臣の関連する支出への言及を含むとみなされる（shall be taken to)。

(7) 本パートの下での大臣の機能の行使に従ってなされると表明される事項の妥当性は、その事項が本項によって、大臣又は庁（又は両者）と合同でなされることになるかどうか、という問題によって影響されることはない。

(8) 本項において、

「庁」とは食品基準庁を意味する。及び、

「大臣」とは、農業・漁業・食料大臣を意味する。“

遺伝子組換え生物（北アイルランド）命令（Genetically modified Organisms(Northern Ireland) Order 1991）（S.I. 1991/ 1714）(N.I. 19)）

19. 遺伝子組換え生物（北アイルランド）命令第 5 条(7)及び第 8 条(7)（免除の付与）において、「局（Department)」という文言の後に「、又は局及び合同で活動する食品基準庁とによって」という文言が挿入される。

20.-(1)　第 22 条（環境局及び農業局の合同による、遺伝子組換え生物に関連する機能の行使）には、以下の条項が補足される。

“ 機能の行使の方法

22.-(1)　本命令の下で規制を作成する局の権限（第 10 章によって付与される権限の他に）は、作成されるべき規制が、農業局の関与する事項に関連する場合には、当該局及び農業局とが合同で活動することによって行使可能である。

(2)　本命令の下での局の機能（規制を作成する権限の他に）は、農業局が関与する事項に関連して行使され得る場合には、当該局及び農業局が合同で活動することによって行使可能である（しかし第(3)項に従う)。

(3)　第 5 章(7)及び(8)の下での省の機能は、それが食品基準庁の関与している事項に関連して行使され得る場合には、以下の場合において以下によって行使可能である。

(a) 農業局も関与する事項の場合には、農業局及び食品基準庁が合同で活動することによって。

(b) その他の場合には、当該局及び食品基準庁が合同で活動することによって。

(4)　それに応じて、本命令における局への言及は、第(1)、(2)、(3)項が適用される場合には、合同で活動している当該機関への言及として扱われる。

(5)　食品基準庁は、以下の場合の前に協議を行う。

(a) 第 10 条の下での他に、本命令の下で規制が作成される場合。又は、

(b) 合意が付与され、又は変更される場合。

(6)　第 10 条における、合意に関連する本命令の下での機能の解除における局の支出への言及は、当該局と合同でのそれらの機能の解除における農業局の関連支出への言及を含むとみなされる。

(7)　本命令の下での局の機能の行使に従ってなされると表明される事項の妥当性は、その事項が本項によって、農業局又は食品基準庁（又は両者）と合同でなされることになるかどうか、という問題によって影響されることはない。“

(2)　第(1)項に附随して、本命令の第 2 章(2)における「局」の定義において、「意味する」という文言の後に、「（第 22 条に従う)」という文言が挿入される。

放射能物質法（c. 12）

21. 庁は、放射能物質法の第 16 条第（4 A) 又は第 17 条の第(2A)（権限の付与又は変更に対する提案）において言及された状況において、当該規定の第(a)及び(b)項において言及された事項に関して、協議を行う権利を有する。

別表 4

会計及び監査 (accounts and audit)

1. 本別表の目的において、

「関連機関」とは、国家財政委員会、ウェールズ議会、スコットランドの各大臣及び北アイルランド財政人事局（Department of Finance and Personnel）を意味する。

「関連諸団体」とは、下院、ウェールズ議会、スコットランド議会及び北アイルランド議会を意味する。

「局（Department)」とは、北アイルランド財政・人事局を意味する。

歳出予算会計（Appropriation）

2.-(1) 庁の歳出予算会計、又はそのような会計に関する上級会計監査役（the Comptroller and Auditor General）の報告書が、大蔵省・監査部門法（Exchequer and Audit Departments Act 1866）の下で下院に提出される際には、上級会計監査役は、ウェールズ、スコットランド、及び北アイルランドの関連機関に複写を送付する。

(2) スコットランドの各大臣は、本項の下でスコットランド議会に受領された文書を提出し、局はこの文書を北アイルランド議会に提出する。

第 39 条(3)の下で支払われた、又は配分された金額に関する庁の会計

3.-(1) 庁は、以下のような金額内訳それぞれに関連して、自らの支出の分離会計（separate account）を毎年用意する。すなわち、

(a) 第 39 条(3)(a)の下で、ウェールズ議会によって支払われた金額。

(b) 第 39 条(3)(b)の下で、スコットランド整理基金によって賄われた金額。

(c) 第 39 条(3)(c)の下で、北アイルランド議会法によって配分された金額。

(2) 庁によって受領され、関連する規定（第 39 条の意味の範囲内で）によって適用される金額は、必要に応じて（as the case may require)、第(1)項(a)、(b)、又は(c)の範囲内で該当すると見なされる。

(3) 第(1)項において言及された以下のような内訳の金額に関連して、本項の下で要求される金額は、庁及びその他の関連機関との協議の後に、

(a) その金額に関連機関が命令するような形式で準備される。及び、

(b) その金額に関連機関が命令する前に、上級会計監査役、及びその会計に関連機関に送付される。

(4) 上級会計監査役は、第(3)項の下で送付された会計を、ウェールズ議会、スコットランド議会、又は北アイルランド議会に代わって（会計が関連している金額の内訳に照らして）検査する。

(5) そのような会計の検査の実施に際しては、上級会計監査役は、とりわけ、庁によって支出された金額が、当該の金額の供給意図であった単一又は複数の目的に適用されたということを確認する（satisfy himself)。

(6) 上級会計監査役が本項の下での会計を認定し、報告した場合は、上級会計監査役は、
(a) 支出報告及び報告書を会計に関連機関に対して送付する。及び、
(b) その他の関連機関に対して複写を送付する。
(7) 国家財政委員会は、第(6)項の下で受領された文書を下院に提出し、スコットランドの各大臣はその文書をスコットランド議会に提出し、局はその文書を北アイルランド議会に提出する。
(8) 本項において「会計に対する関連機関」とは、
(a) 第(1)項(a)の範囲内での金額に関連する会計の場合には、ウェールズ議会。
(b) 第(1)項(b)の範囲内での金額に関連する会計の場合には、スコットランドの各大臣。及び、
(c) 第(1)項(c)の範囲内での金額に関連する会計の場合には、局である。

連結会計 (Consolidated accounts)

4.-(1) 庁は、その収入及び支出及びその当該年における全体的な状況を示す、各財政年度の連結会計を準備する。
(2) 本項の下での会計は、庁及びその他の関連機関との協議の後に、
(a) その会計に関連機関が命令するような形式で準備される。及び、
(b) その会計に関連機関が命令する前に、上級会計監査役、及びその支出報告に関連機関に対して送付される。
(3) 上級会計監査役は、第(2)項の下で送付された会計を、下院に代わって検査する。
(4) その会計が上級会計検査役によって認定され、報告された場合は、上級会計監査役は、
(a) 認定された会計及び報告書を、それらを下院に提出する国家財政委員会に対して送付する。及び、
(b) その他の関連執行機関に対してそれらの文書の複写を送付する。
(5) スコットランドの各大臣は、第(4)項の下で受領した文書をスコットランド議会に提出し、局はその文書を北アイルランド議会に提出する。

大蔵大臣・監査部門法（Exchequer and Audit Departments Act 1921）
第5 条の下での支出報告

5.-(1) 大蔵大臣・監査部門法の第 5 条の下での大蔵大臣の機能は、第(2)項に従って、その他の関連機関との合意を伴って、及び庁との協議の後に、庁と関連して行使可能である。
(2) 関連業務が、それが関連機関のためであるような権限に関連し、又はその権限において実施される業務を含まない場合には、関連機関の合意は、必要とされない。
(3) 第 5 条の下での命令が、庁に関して与えられる場合は、当該条文は、その他の各関連団体への言及が含まれた議会又は下院への言及として、第(2)項において言及された権限に関連する諸団体の他に、効力を有する。

英国監査法（National Audit Act 1983）第 9 条の下での会計監査役の機能

6.-(1)　英国監査法の第 9 条の下での、下院に対して報告書を作成する上級会計監査役の権限は、当該法の第 6 条の下での、その他の関連団体への報告書を作成するという庁の検査に関連した権限を含む。

(2)　上級会計検査役が、そのような検査に関連して、第 9 条の下での関連する 1 つ又はそれ以上の関連する諸団体に対して報告書を作成する場合には、上級会計監査役はその他の各関連団体に報告書の複写を提出する。

資料 4 環境・食料・農村地域省（DEFRA）と FSA との協定（Concordat between the Department for Environment, Food and Rural Affairs and the Food Standard Agency）

前書き

1．この協定は、FSA、DEFRA（外庁（Executive Agencies）を含む）の協力関係について、その大枠を合意するものである。これは法的な拘束力を持つものではなく、また FSA と DEFRA との関係を全て詳細に網羅することを目的とするものでもない。これは、DEFRA と FSA が充分な連絡と連携を行うことによって、それぞれの責任を充分に果たすことができるよう、その関係を規定する原則に関しての文書である。この協定は、法制に基づく FSA 又は DEFRA の責任や権限に優先するものではない。この協定は公表される。

一般原則

2. FSA 事務局長と DEFRA 事務次官は、可能な限り良質なサービスを提供するための効果的な業務関係を確立するため、良い政府（good government）として、共同で合意を確認する。双方に関係する業務について協議をするために、双方の上級公務員は、日常的に（公式・非公式な）接点を持つ。双方向の連絡が、相互の、そして両者にとって効率的な業務に必須である。FSA と DEFRA は、二者間で解決できない問題については、政府機構（normal government machinery）において解決を行う。

3. 特に、DEFRA と FSA は以下の点について合意する。

i) 両者のうち一方によって行われる、あるいは関係する情報が一方及び、両者が責任を負っている諸団体に対して入手可能である場合に、各地方自治体の業務を含む、全ての関係ある分野の行政について、相互に適切に定期的に連絡を行う。

ii) 一方が他方も関係する事項の発表を要求する際に、事前に相互に助言を行う。

iii) 一方が他方の責任の説明を伴う発表を要求する場合は、その責任の説明方法について他方と合意する。

iv) 両者が関連している事項に関しては、他方の見地について、適切な配慮を行う。

v) 可能な場合に、時宜に応じた助言を要求し、またその期待される利用についての説明を行う。

vi) 他方に遅滞なく、両者の活動にとって必要な関連情報を通知する。

vii) 科学、技術及び政策に関する情報並びに研究・調査による知見について、できる限り全面的かつ自由なアクセスを許可する。

viii) 研究・調査について、共同の計画や共同の出資の機会を検討するとともに、共同行動が適切である場合には全面的に協力する。

ix) 相互に関係する分野に関する議論においては、両者からの代表者を含める。

責任の分担

4. DEFRA と FSA の役割は別紙 A（Annex　A）に記されている。両者の関係する分野において政策変更の必要が生じた場合は、一方が所轄官庁（lead department）となり、その検討と必要な立法上の変更に対する責任を負う。必要であれば、所轄官庁は他方に対し、指示及び指導を行う。

5. 文書、議会質問、その他の照会が、両者のうち一方に誤って送られた場合は、両者間で回付される。FSA と DEFRA は、両者に関係する照会について、両者の見地を反映した回答をするよう協力する。

獣医監（CVO）の役割

6. DEFRA の獣医監は、

i) 両者及び食肉衛生サービス（MHS）における獣医の専門家を統括する。

ii) 英国の中央所轄機関に代わって、公式獣医認証（official veterinary certification）について責任を負う。

iii) 両者の間で特に取決めがない場合に、獣医学上のあらゆる事項に対して英国の窓口となる。

iv) FSA の要請に応じて獣医学的な助言を行う。

v) FSA 食肉衛生諮問委員会の委員である。

vi) 動物原生感染症の有無に関わらず、「農場における」獣医学的事項の概要を掌握する。

と場における動物福祉

7. と場立法における動物福祉及びその実施は、DEFRA が責任を負う。しかし、FSA の外庁である MHS は、認可された家畜食鳥と場における本法による監視と強制執行への権限を有する。MHS は、と場免許を発行し、その登録を行う。

農薬の安全

8. 農薬法制とその承認システムの運営は DEFRA の農薬安全理事会[1]（Pesticide Safety Directorate）において行う。しかし FSA は、この分野において、特に、農薬諮問委員会への（食品安全に特に関連する）独立の委員の任命、及び査定者（assessor）や助言者の提供を通じて重要な役割を果たす。加えて FSA は、閣僚に対する農薬政策の助言及び法律制定について協議を受ける。その一方で、農薬安全委員会は、リスクアセスメント及び毒物学上の問題に関する FSA の事例にアクセスしうる。

[1] 農薬規制に関する DEFRA の執行部門。

獣医薬品（Veterinary Medicines）

9. 獣医薬品法制及び獣医薬品の承認、販売及び供給の制御は、DEFRA の外庁である獣医学研究局（Veterinary Medicines Directorate 以下 VMD とする）の責任である。FSA は、食品となる家畜に使用される獣医薬品に関して、独立の獣医製品委員会への（食品安全に特に関連する）独立の委員、査定者、助言者の提供を通じて重要な役割を果たす。FSA はまた、VMD が DEFRA の閣僚に対して行う獣医薬品政策に関する助言や、この分野での法律制定について事前に協議を受けることとする。FSA は、獣医薬品の残留検査計画の作成について、VMD と協力するとともにその結果の評価に貢献する。FSA は、VMD 及び FSA の事務局長に対する助言の作成を支援するために、独立の獣医薬品残留委員会に対して助言者を提供する。FSA は、必要と認められる場合には、自ら検査を実施する権限を有する。法定及び非法定の残留検査の監査に関する適切な検査資料（laboratory resources）については、VMD が引き続き責任を負う。

食品由来の動物原生感染症

10. 食品由来の病原体に関して FSA は、フードチェーンにおける動物原生感染症の削減のための、「農場から食卓まで」の戦略を作成する責任を負う。しかし DEFRA は、と場に至るまでの農場における問題に関する戦略という観点から、責任を保持し、また所轄官庁となる。FSA は、牛乳及び乳製品に関する衛生立法を所轄する。これには、酪農場における結核（TB）菌の発生によって、牛乳及び乳製品に TB 菌への汚染リスクが生じた場合も含まれる。SVS（国家獣医サービス：State Veterinary Service 以下 SVS とする）は、牛への TB 感染の制御に対して責任を負う。FSA 及び DEFRA は、この分野について強固な関係を構築することが必要であると認識し、特に、現存する、又はこれから発生する病原体に関する情報交換や、データの提供を行う。職員同士の非公式の接触に加え、獣医監（CVO）を議長とした現行の「疾病及び動物感染に関する英国監視委員会」（UK Surveillance Group on Diseases and Infections of Animals）、「FSA・DEFRA 食品由来病原体連絡グループ」（FSA-DEFRA Foodborne Pathogens Liaison Group）、及び英国動物原生感染症グループ（UKZG：UK Zoonosis Group）は、情報交換と協力活動とを公式かつ定期的に行う機会を持つ。

TSE

11. TSE と BSE に関する広範な活動、特に動物の TSE に関する研究については、DEFRA と FSA は密接に協力を行うことが継続的に必要である。共通の政策と技術的事項について協議するための会合が定期的に開催される。これは、特に新たな論点の重要性に関する情報について、案件ごとに（ad hoc）情報を交換することによって補足される。

食品規格と表示

12. FSA は、食品表示・広告、食品の質の基準設定に関する法律作成・提案に責任を負う。DEFRA は、食品・飲料産業の支援官庁として、これらの活動がどのように食品・飲料部門に影響を与え、またそれらの部門のニーズが政策の展開において考慮されることを保障することに関係する。DEFRA と FSA は、自主的あるいは産業主導の領域（scheme）に関係する。DEFRA は EU の市場取引基準について、所轄として責任を保持し、そこには有機食品、生卵、果物、野菜、魚類、家禽肉、オリーブオイル、ワイン、スピリット飲料、及び EU システムに対する牛肉表示に関する諸領域が含まれる。

13. DEFRA は、加工食品（ペットフードを含む）部門や、飲料品部門に影響を与える CAP（共通農業政策）規則、及び、現在では国際ワイン機関（OIV）に対する所轄官庁である。FSA は、OIV の技術委員会への参加を含めて、必要に応じて技術的な助言を行う。DEFRA は、輸出者に対して自由販売認証を発行するが、その際は、特にその認証が FSA の所轄する法制に関連する場合には、FSA から技術的助言を得ることが必要となる。

GMO（遺伝子組換え生物）

14. FSA は、遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え飼料の安全性について責任を負う。ここにおいて FSA は、新規食品・加工食品諮問委員会（Advisory Committee on Novel Foods and Processes）及び動物飼料諮問委員会（Advisory Committee on Animal Feedingstuffs）という二つの諮問委員会の支援を受ける。FSA は、EU 新食品規則（EU Regulation 258/97)の下での所轄庁である。遺伝子組換え動物飼料の認可は、EC 指令 2001/18/EC に基づく。

15. DEFRA と FSA の両者は、環境法のパートⅣの状況下での GMO の解禁に関わる、環境、農業及び食品安全の事項についての議論に参画する。DEFRA は、GMO の慎重な解禁（deliberate release）（EC 指令 90/220/EEC 及び 2001/18/EC）に関係する事項に対する所轄官庁となる。関連立法に関する FSA と DEFRA の関係は、DETR（環境運輸地方省：Department of the Environment, Transport and the Regions）とその他の関連政府機関との間の、（GMO を含む EC 製品の制御及び規制に関する）覚書に記載されている。

16. DEFRA の PVS（植物新種・種子部門 : Plant Varieties and Seeds Division 以下 PVS とする）は、新種作物（crop varieties）が全英リスト（UK National List）に追加されるべきか否かを評価する責任を負う。GM 新種については、このことは EU 規制 90/220/EEC 又は 2001/18/EC の下での市場取引合意を必要とし、また、EC 規制 258/97 の下での認可を適宜必要とする。PVS は、種子における GMO の偶発的な存在の可能性を監督するような、種子会社の監査プログラムに対して責任を負う。さらに DEFRA は、GM 素材を含有するものを含む商品の輸入に関する貿易問題や、農業問題に関する WTO での交渉に責任を負う。DEFRA の PSD は、農薬が遺伝子組換え農産物に対して利用される場合に、その利用の評

価に責任を負う。

輸入食品及び国境検査地点（Border Inspection Posts）

17. DEFRA は、魚類を除くあらゆる動物製品に関する獣医学検査指令（Veterinary Checks Directive）（97/78）の交渉及び実施に対して責任を負う。このことと関連して、DEFRA は、国境検査地点の活動を検査するために、国家獣医サービスの構成員による国境検査地点への定期的な訪問を実施する。FSA は、この分野において、魚類及び貝類の人的消費に対する所轄となる。動物製品の輸入に対する EU 規則に関する政策の責任は、DEFRA と FSA との間で共有される。すなわち、DEFRA は動物保健の面で責任を負い、FSA は獣医薬品の残留又は禁止された物質に関する事項をも含む、食品安全の面で責任を負う。DEFRA 職員は「フードチェーン及び動物保健担当常任委員会」（Standing Committee on the Food Chain and Animal Health）の会合に出席し、FSA は報告書を提出するか、あるいは彼らの政策責任の範囲内の問題に関して出席する。

動物飼料

18. あらゆるフードチェーンにおいて、効果的に公衆衛生を保護する責任を果たせるよう、FSA は動物飼料について責任を負う。動物飼料の成分と安全性は、DEFRA が責任を保持する家畜の衛生と農業に対して、重大な影響を有する。加えて DEFRA は、飼料基準と関係する一定の農業活動及び商品の問題について、責任を保持する。公衆衛生、動物衛生、及び農業に関する検討事項（husbandry consideration）が効果的に調整されることを保障するため、FSA 及び DEFRA は、以下に合意する。

i) 動物飼料諮問委員会に対して合同で事務局員を提供すること。

ii) 動物飼料に影響を与える農業問題に関して、幅広く情報交換をし、協議を行う。DEFRA は、畜産添加物（zootechnical additives）に関する食品問題に関して、FSA に助言を求める。

iii) 輸出認証の問題について連携する。特に FSA は輸出認証に関する問題の解決のために、飼料製品の適法性に関して助言することに合意する。

iv) 動物副産物命令（Animal By-Products Order）の違反に関して互いに協議及び情報交換を行う。

動物副産物

19. 動物副産物の安全な処理は、公衆衛生及び動物衛生の保護のために重要である。DEFRA は、その分野に対する政策責任を負うが、FSA は政策の展開と、MHS を通じた食肉処理場の管理の実施との両方に密接に関与する必要がある。われわれはこのことを、適切なプログラムの設定及びプロジェクト委員会（project boards）への FSA と MHS の関与を通じて達成する。このことは、定期的な情報交換及び、その他の特別会合への出席によっ

て補完される。

放射性物質（Radioactive substances）

20. 環境・食料・地域大臣及び保健大臣は、放射性物質法の下で、環境庁に命令をし、意思決定のために、放射性廃棄物の処理に対する権限の適用を求める権限を有する。（保健大臣はこの点では、以前の農業大臣が有していた権限を承継した）。FSA と DEFRA は、緊密に協働する必要を認識しており、また両者が効率的に自己の義務を果たせるように、そのような事項に関する情報交換を適宜行う責任を負う。

飲料水

21. FSA は飲料水指令（Drinking Water Directive）の下で、ミネラル・ウォーターの規制に対する責任を負う。この指令に関しては DEFRA が所管しているが、FSA は水道水に関する規制の展開や実施及び、将来において指令が再検討される場合に、EC 交渉に関与する必要がある。FSA 及び飲料水検査室（Drinking Water Inspectorate 以下 DWI とする）とは、執行経験を共有し、消費者が自ら商品を選ぶ目を養うため、人々に対する飲料水の質に関する情報の普及方法について論議する。

貝類の衛生

22. DEFRA が所管する 79/923/EEC 指令（貝類保護水域）内の事項も含めて、貝類保護水域（shellfish waters）の衛生の質及び有毒性に関する事項は、EEC の 91/492/EEC 指令（貝類の衛生）の観点から見ると、FSA と部分的に関係する。これらは、FSA と DEFRA との間の緊密な協働の焦点となりうる分野である。

有機性廃棄物の陸上廃棄（Disposal of Organic Waste to Land）

23. DEFRA における、有機性廃棄物に関する土地管理への責任は、水管理部門、水戦略・土地管理開発部門、及び、下水汚泥の場合には水質部門との間で分掌されている。FSA は、有機性廃棄物の陸上廃棄という、食品と微生物学的に関連する側面において責任を負う。ここには、下水汚泥や家畜排せつ物・動物スラリー（slurries）、及び食肉処理場の廃棄物が含まれる。DEFRA と FSA は、土地の保全に関する規制の多くに関して、緊密に協働する。

公的機関（Public Bodies）

24. FSA と DEFRA は、互いに責任を有し、その業務が互いの活動に影響を与えるようなあらゆる組織の設立及び運営に関して情報共有を行うことに合意する。さらに FSA と DEFRA は、両者が関与する諮問委員会を効率的に運営するために活動することを確認する。共同委員会の運営調整に当たっては、両者の職員の間で合意されることとし、その

内容には、事務局の任命、議題、及び人件費や費用の報告及び支弁が含まれる。

EU 及び国際関係（International Arrangements）

25. FSA と DEFRA は、EU 及び国際的な政策、合意、規則並びに法律の形成、交渉、実施及び執行における共通関心について、建設的に協働する必要性を確認する。ここには、相互の協議及び助言の提供も含まれる。同様の事項は、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）、EU、FAO、WHO、WTO、OECD、OIE（国際獣疫局）その他との協働においても行われる可能性がある。

26. 両者のうち所轄官庁となった方は、他方に対して、関係会合の通知を含む、関係するあらゆる新たな展開及び運営方針に関する情報提供を、可及的速やかに行う。

27. DEFRA と FSA のうち、通常は主要な政策責任を負う方が所轄官庁となり、作業レベルの会合における公式レベルでの代表者を提供する。他方は、関係する問題に関して情報を共有し、関係事項に関して十分な協議を受ける。政策責任が FSA と DEFRA において分担される分野においては、案件ごとに（ad hoc）調整が行われる。これらの会合に両者の職員が出席することが適切であるような事態も想定される。

28. DEFRA 及び FSA は、農業・漁業関係閣僚（Council of Agriculture or Fishries Ministers）の会合の議題案に FSA 関係分野が取り上げられる場合には、その用意に関して助言を与える。

29. 第三国の職員による国際的な情報要求あるいは査察訪問に対して必要である場合には、FSA は英国の食品規制システムへの自己の関与に関する技術的助言（input）を提供する。

危機管理に対する取決め

30. FSA は、食品や動物飼料、ミネラル・ウォーター（bottled water）の汚染による緊急事態に対する所轄官庁である。DEFRA は、食品供給及びその他の食品、水、農業及び環境に関する事項に影響を与える緊急事態に対する所轄官庁である。両者の責任に関係する緊急事態又は、その可能性のある際には、相互に直ちに通報することに同意する。両者はまた、緊急事態に対して効果的に対応するために相互に密接に行動し、必要な行動に対して万全の協力を行うことに同意する。DEFRA と FSA が行う緊急事態への対応の取決めは、個別の緊急事態対応計画（Emergency Response Plans）において特定されている。両者は、これらの計画の変更について互いに情報交換を行う。FSA と DEFRA は、計画した緊急事態対応演習について相互に適切な通知を行い、また他方の参加が必要である場合には、少なくとも 6 週間前に通知を行う。

費用の支弁（Charging）

31. DEFRA と FSA の間の、通常の横断的な（interdepartmental）業務に要する経費は通常、課金されない。しかし、一方が他方に代わって行う業務に関しては、課金しうることとする。現行の業務に係る課金については、通常の方式による初期公費移転（initial public expenditure）を行うこととする。特定の課金については、慎重な検討を行う。課金が適当である場合には、英国国家財政委員会の指導（HM Treasury guidance）に基づき、費用全額に相当する支払いが行われる。

二者間の協定の実行と見直し

32. FSA と DEFRA は可能な限り、この協定の下で、通常の行政関係（administrative channel）によってあらゆる不調和を解決することを表明する。必要かつ適切である場合には、そのことは政府機構によって行われる。

33. この協定の修正は、FSA と DEFRA の間の合意によって、常時行うことができる。これに加えて、この合意は、FSA と DEFRA の間で合意された期間ごとに見直しが行われ、その実際の運営の経験に照らして、必要であれば更新が行われる。

別紙 A：FSA と DEFRA の付託事項

1. FSA の主要な目標は、製造供給過程で生じるリスクを含む、食品の消費に関して生じるリスクから公衆衛生を保護する事であり、又は食品に関する消費者の利益を保護することである。食品基準法の下で FSA は、食品政策の展開及び、公的機関（閣僚、中央省庁、同様の附属機関、地方自治体、又は政府機関）、一般大衆、又は民間機関に対する食品安全に関する助言、情報、支援に責任を負う。

2. DEFRA の目的は、「持続可能な発展の促進である。それは、現在及び将来世代の人々に対する質の高い生活の保証を意味する。それは、国内外における環境の保全、天然資源の持続可能な使用、持続可能な農業、漁業、食品産業、水産業、その他の産業を通じた、消費者の要求に沿う経済的繁栄、農村と海岸周辺地域における経済と社会の繁栄などを含む。DEFRA は、その所掌事項にわたる以下の 6 つの目標を達成することにより、その目的を実現する。
   - 環境を保全・改善し、政府間及び国際的にその他の政策を伴って上記の諸目的の統一を主導すること。
   - 農村地域における機会を拡大し、社会的排除の問題に取り組むこと。
   - 持続可能で、消費者の要求に沿うような、競争的かつ安全な食品供給連鎖を促進する

こと。
・持続可能で、多様で、近代的かつ受容可能な農業を、国内外の活動によって促進すること。
・天然資源の持続的な管理及び賢明な利用を、国内外で促進すること。
・環境への影響に関する一般市民の関心を保護し、高水準の動物保健・福祉を保障すること。

庁の責任に関する詳細な情報は、白書（CM 3830）及び食品基準法に記されている。DEFRAに関する詳細な情報は、地域収支庁報告（Rural Payments Agency Departmental report）に記されている。

別紙 B：その他の共通関心分野

本協定の本文中で言及された主要な分野に加えて、その他の共通関心分野には以下が含まれる。

・モントリオール議定書（Montreal Protocol）
・生鮮食品の国際輸送に関する国連・欧州経済委員会協定（UN/ECE Agreement on the International Carriage of Perishable Foods）(ATP)
・食品・環境保護法（Food and Environment Protection Act）（FEPA）
・食品、消費者製品及び環境の有害性に関する委員会（Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）（COT）
・第一次産品（primary production）における食品衛生

内閣府食品安全委員会
平成 15 年度食品安全確保総合調査

「イギリス及びカナダの食品安全に係る緊急時対応に関する調査研究報告書」
（イギリス調査分）

平成 16 年 3 月

株式会社　ＵＦＪ総合研究所

禁無断転載